

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 本大学の目的・教育研究上の理念

広島国際大学は平成 10 年 4 月に開学し、現在、保健医療学部をはじめ、医療福祉学部、心理科学部、工学部、看護学部、薬学部の 6 学部 14 学科を擁している。『豊かな人間性と命の尊厳』を基本としたうえで、『新しい時代が求める専門的な知識と技術の習得を進めるとともに、健康、医療、福祉、そして生活の分野において必要とされる環境、工学、情報の各領域で活躍しうる職業人を養成する。もって、地域社会と国際社会に貢献し、人類への奉仕に寄与する』を教育の理念とし、『時代の要請に基づき、深く専門の学術とその応用を教育研究し、深い教養と豊かな人間性を備えた健全な有為の人材を育成し、もって国際社会の発展と学術・文化の向上に貢献すること』を本大学の目的に掲げ、教育研究を行っている。

(2) 設置する学部・学科の構成

今般設置する「総合リハビリテーション学科」は、基礎となる学科の「理学療法学科」を改組し、新たに「保健医療学部」の学科として設置する。そのうえで、理学療法士を養成する教育課程を置く「理学療法学専攻」と、作業療法士を養成する教育課程を置く「作業療法学専攻」の 2 専攻を設ける。

今般本学科を設置するに伴い、理学療法学科は平成 23 年 4 月からの学生募集を停止する。これにより、保健医療学部は、現行と同じく 1 学部 3 学科で構成する。

入学定員は、理学療法学専攻に 60 人、作業療法学専攻に 40 人で、総合リハビリテーション学科として入学定員 100 人とし、収容定員を 400 人とする。

学部名	学科名	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
保健医療 学部	総合リハビリテーション学科	100 人	—	400 人
	【内訳】 理学療法学専攻	60 人	—	240 人
	作業療法学専攻	40 人	—	160 人

(3) 設置の必要性

18歳人口の減少、国の規制緩和による大学設置数の増加など、大学を取り巻く環境が年々厳しくなっている。特に、中国・四国地方における多数の大学においては定員割れをおこしており、さらに広島県には、多くの関東、関西の有力大学が受験生確保のために進出している状況にある。

本大学が今後持続的発展をするためには、大学のあるべき姿と社会ニーズをマッチングさせ地域社会との共生を可能とする大学としての姿勢を示すことが必要である。そのため、本大学では平成19年度より「将来構想検討委員会」を発足させ、課題・問題点とその解決法さらには大学の方向性、目標を検討した。平成20年度からは「広国大改革委員会」を設け、本大学の目指すべき将来像として「健康・医療・福祉の分野を主力とする医療系総合大学」を標榜し、社会に貢献していく大学であるべきとの方向性を打ち出した。この方向性の下に、今般、本大学の学部・学科の横断的な改組・改革を行うことにより、新たな10年に向けてのさらなる発展を目指して、平成23年4月設置の学部・学科改組を行う。

現 行					改 組 ・ 改 革 後					
学部	学科	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学部	学科	入学 定員	編入学 定員 3年次	編入学 定員 4年次	収容 定員
保健医療学部 [190]	診療放射線学科	70	-	280	保健医療学部 [290]	診療放射線学科	90	-	-	360
	臨床工学科	60	-	240		臨床工学科 (臨床工学コース) (臨床検査学科コース)	100	-	-	400
	理学療法学科	60	-	240		総合リハビリテーション学科 (理学療法学科コース) (作業療法学科コース)	100	-	-	400
医療福祉学部 [220]	医療福祉学科	120	10	500	医療福祉学部 [100]	医療福祉学科 (医療福祉コース) (介護福祉コース)	100	10	-	420
	医療経営学科	100	-	400	医療経営学部 [120]	医療経営学科 (医療政策・行政コース) (病院管理コース) (医療秘書コース) (医療関連産業コース)	120	-	-	480
心理科学部 [230]	臨床心理学科	100	10	420	心理科学部 [160]	臨床心理学科	100	10	-	420
	コミュニケーション学科	60	5	250		コミュニケーション心理学科	60	5	-	250
	感性デザイン学科	70	5	290		学生募集停止				
工学部 [250]	建築学科	60	-	240	工学部 [140]	学生募集停止				
	住環境デザイン学科	50	-	200		住環境デザイン学科 インテリアデザインコース 建築デザインコース	70	-	-	280
	情報通信学科	80	-	320		情報通信学科 情報通信コース 情報制御・ロボットコース	70	-	-	280
	機械ロボティクス学科	60	-	240		学生募集停止				
看護学部 [100]	看護学科	100	10	420	看護学部 [120]	看護学科	120	20	5	525
薬学部 [160]	薬学科	160	-	960	薬学部 [160]	薬学科	160	-	-	960
合 計		1,150	40	5,000	合 計		1,090	45	5	4,775

〔1〕総合リハビリテーション学科の設置の必要性

今般設置する「総合リハビリテーション学科」は、近年、急速に進展している日本の少子高齢化、医療技術の高度化に伴い、高齢者や障害者に対するリハビリテーション医療の必要性は高まり、また多様化している。このようなリハビリテーション医療において、高齢者や障害者の機能回復や、生活の自立及び社会参加を支援できる高度専門技術を修得した『理学療法士』『作業療法士』に対するニーズが高まっている。これらの状況を踏まえ、社会的ニーズに対応するため、『保健医療学部 理学療法学科』を『保健医療学部 総合リハビリテーション学科』へ改組し、既設の理学療法学分野に新たに作業療法学分野を加え開設する。既設の学部・学科と密接に関連させることにより、地域社会・国際社会への貢献に資するものとする。

〔2〕理学療法学専攻の設置の必要性

平成 18 年 4 月、本大学保健医療学部「理学療法学科」を設置した。理学療法士養成学校の主流が専門学校だった時代に、本大学は 60 人の入学定員でスタートした。そして、平成 22 年 3 月、第 1 期生を輩出し、卒業生全員が理学療法士の国家試験に合格し、本大学の目標であった合格率 100%を達成した。

このように、本大学では質の高い学生を世に輩出し、建学の精神に掲げる『世のため、人のため、地域のために、理論に裏付けされた実践的技術を持ち、現場で活躍できる専門職業人の育成』に基づく人材を養成し、社会に寄与することが、高等教育機関としての使命であるとする。前述のとおり実績を残した理学療法学科は、今般、総合リハビリテーション学科へ転換をすることで、理学療法学の分野にとどまらず、リハビリテーション領域を総合的に包含した教育・研究を展開し、より一層の発展を目指すものである。

〔3〕作業療法学専攻の設置の必要性

作業療法学と理学療法学は、リハビリテーションという領域の中の一つの分野であり、チーム医療に示されるように、特に医療の現場において密接な関係を持つものである。

一方、作業療法士の活動の場は広がっており、医療機関だけにとどまらず、老人保健施設などの福祉分野をはじめ、養護学校や児童相談所などの教育機関、様々な医療制度改革や介護保険制度の改正、訪問看護ステーションに続く「訪問リハビリテーション」といった新たな事業展開、「専門作業療法士制度」の施行などが計画されている。

社団法人日本作業療法士協会は、協会活動の指針と実践計画として平成 20

年6月に「作業療法5ヵ年戦略（5Go 5Go 計画）」を策定した。これは、今後作業療法の領域において「急激な社会制度の変化や国民の健康・障害に対する意識の変化を背景に、作業療法が保健・医療・福祉等の領域において、国民の健康な生活に寄与」することを目的に、中期5ヵ年の行動戦略ビジョンとして掲げている。日本の少子高齢化による社会の動向と、国の施策である『地域生活移行』を背景として、同協会が積極的・戦略的に関わっていくという方針を示すものである。具体的には、作業療法士の活動領域を拡充し、広く社会で貢献できるための制度改正への働きかけなどで、今後、作業療法士の活躍の場がますます広がっていくものと期待されている。

本専攻においては、これらの動向を踏まえ、完成年度を迎え卒業生を輩出する段階において、進路先が徐々に高まっていくことを想定していることから、40人の入学定員をもって、設置することとする。

（４）人材養成の目標

今般設置する「総合リハビリテーション学科」は、既設の理学療法学科の人材養成における教育研究の目的である「問題解決能力と豊かな人間性を備えた理学療法士の育成」を踏襲し、「理学療法及び作業療法学の両側面から少子高齢化社会にも対応する多様なリハビリテーション技術（高齢者や障害者の機能回復や、生活の自立及び社会参加を支援できる高度専門技術）を総合的に提供でき、すべての人々の健康と生活の質の向上を目的として、予防から治療までの幅広い専門知識と技術に裏打ちされた問題解決能力及び豊かな人間性を養った専門職業人として、社会に貢献できる人材の養成」を教育研究の目的とする。

理学療法士及び作業療法士の国家資格の取得はもとより、豊かな人間性と高度専門職業人として、その仕事に「責任」と「誇り」を持って、理学療法・作業療法の発展と広く社会に貢献できる人材を養成する。

（５）学生確保の見通し

近年、急速に進む少子化に伴い、18歳人口の減少は厳しさを増している。一方、高齢化に伴う社会的ニーズの傾向として、保健・医療分野の専門学校、短大及び大学の進学率は増加している。特に、大学の保健・医療系学部では、より高度な専門技術修得を目指す学生、保護者の増加に伴い、多くの志願者を集めている。

本大学の保健医療学部においても、志願者は隔年で変動があるものの一定の志願者数を維持しており、学生確保の見通しは非常に明るいものとする。

■ 本大学 保健医療学部 of 過去 3 年の志願者状況

	入学定員	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
診療放射線学科	70 人	494 人	543 人	534 人
臨床工学科	60 人	271 人	258 人	232 人
理学療法学科	60 人	667 人	594 人	395 人
合 計	190 人	1,432 人	1,395 人	1,161 人

(6) 就職の見通し及び卒業後の進路

[1] 理学療法学専攻

本学科の既設学科である理学療法学科では、平成 22 年 3 月に 1 期生を輩出し、62 人の卒業生に対して 249 施設からの求人があり、就職を希望する 61 人全員が希望する病院等へ就職または大学院へ進学することができた。今後、回復期リハビリテーション病棟の人員要件、診療報酬の改定により、求人は平成 21 年度以上に増加するものと予想されている。

1 期生の就職先は、広島県内が 73%、県外が 27%と県内への就職が多く、広島県の保健医療行政に貢献している。卒業生の進路については、リハビリテーション科をおいている病院、医院、クリニックなどの診療施設への就職が中心であるが老人保健施設や社会福祉施設が続き、将来的には健康増進施設、医療行政機関、医療関連機器企業など高齢社会を迎えて将来は広範囲な地域や施設への進路が考えられる。

また、大学院に進学した後には、専門学校やリハビリテーション関連の学部・学科を持つ大学・短期大学などの教育機関における教育職としての道も開かれている。

[2] 作業療法学専攻

作業療法学専攻においても、基本的には理学療法学専攻と卒業後の進路において大きな違いはないものの、本専攻の特徴として、認知症に強い学生を輩出する教育課程を編成し、人材養成を行っていく。そのため、より地域に密着した施設（デイケア、グループホーム、訪問看護ステーションなど）への進路も開けている。

また、大学院に進学した後には、専門学校やリハビリテーション関連の学部・学科を持つ大学・短期大学などの教育機関における教育職としての道も開かれている。なお、現在、本大学院の医療・福祉科学研究科医療工学専攻博士前期課程に、理学療学分野を設置している。今後学生の進学動向を見ながら、作業療学分野の教育課程を置くことも検討していくこととしたい。

2. 学部、学科等の特色

本大学は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、同答申の「高度専門職業人養成」「社会貢献（地域貢献・産学官連携等）」に重点を置いている。

この方針に基づき、「総合リハビリテーション学科」では、医療・福祉・教育などの分野の第一線で活躍できる「高度専門職業人」の養成と、高齢化社会の中で、今後ますます社会的ニーズが高まる総合リハビリテーション分野において、本学科の教育・研究を広く「社会貢献（地域貢献）」を展開するべく、次の特色を持つ学科として設置する。

（１）学生への指導体制及び国家試験対策

本大学では、開学以来、設置する全ての学部・学科において、専任教員が教官としてだけでなく、チューターとして少人数教育を担当する「チュートリアル」の手法を取り入れた授業科目を開講している。本学科においても他学部・他学科と同様に１年次に「チュートリアル」を設ける。

本科目は、ゼミナール形式により行い、社会において果たすべきそれぞれの専門領域の役割などについて理解を深めさせると同時に、人間に対する理解と人間を取り巻く活動環境について、多面的で幅広い知識を涵養し、人間の精神的豊かさに向けた新たな価値観を養わせる。さらにグループによる問題解決能力の向上を図るためのものである。

また、平成 17 年度から全学的に、１年次前期科目として「基礎ゼミナール」（必修 1 単位）を開講している。学生は、本科目において大学での学修内容・方法及びコミュニケーションスキルを身につけ、自ら学ぶ姿勢を養う。

これらの素養を基に、専門教育科目において、理学療法士・作業療法士として社会で活躍できる人材を養成する大学を目指し、国家試験対策は徹底した学修プログラムを編成する。既設学科の理学療法学科では、第 1 期生となる平成 22 年 3 月の卒業生全員が、理学療法士の国家試験に合格し、合格率 100%の実績を持つ。本学科においても、その体制を継承し、本学科の目的達成を主眼に、学生への指導体制を整備する。

（２）専門基礎医学の重視

リハビリテーションの医療現場において、プロフェッショナルなメディカルスタッフとして、「専門理学療法士」「専門作業療法士」などの高度専門職業人の養成が必要といわれている。そのため、本学科では、医療人として、医師や看護師など

医療機関でのチーム医療の一員として協働できるよう、専門基礎医学を重視している。

また、実習の特色として、広島大学医学部の協力による人体解剖見学を実施し、トータル治療の一翼を担うコメディカルスタッフとしての幅広い知識と高い知見を養う。

(3) 他学科とのコラボレーション

リハビリテーション医療は、チーム医療であり、理学療法士・作業療法士は、医師や看護師、保健師、薬剤師、臨床工学技士、社会福祉士、臨床心理士などの多くの専門職と共にチームを構成し、医療機関だけでなく地域社会における様々な場面で関わっている。チーム医療を行うためには各職種のメンバーが高度な専門知識を持ち、質の高い技術を提供することはもちろんのこと、協調性をもって連携し、協働することが求められている。

本大学には既に、理学療法士・作業療法士と共にチーム医療を担う領域の人材養成する学部・学科を設置している。これらの学部・学科は、学生に幅広い教養を身につける場を提供するとともに、学際的研究を促進させ、総合的なリハビリテーション医療を大きく前進させる力となる。

既存の6学部との連携を図りつつ、より学際的な立場から、また学生が単に学問的知識として技能を修得するのではなく、実社会で即座に活用し得る有為の技能を身につけられるように配慮していく。

3. 学部、学科等の名称及び学位の名称

(1) 学部・学科及び学位の名称

本学科は、「多様なリハビリテーション技術を総合的に提供でき、予防から治療までの幅広い専門知識と技術に裏打ちされた問題解決能力及び豊かな人間性を養い、社会に貢献できる人材を養成する」を教育研究の目的とし、『理学療法学専攻』及び『作業療法学専攻』の2つのリハビリテーション領域を置く学科として設置するもので、学科名称を『総合リハビリテーション学科』とする。学部は、本大学の保健・医療分野の教育・研究を行うとともに、コメディカル領域の学科で構成する『保健医療学部』に設置する。

また、2つのリハビリテーション領域の専攻を設置し、「理学療法士」「作業療法士」として専門職業人を養成する学科であること、各国家試験受験資格を取得できる教育課程を置くことから、専攻別の学位名称とし、『学士（理学療法学）』または『学士（作業療法学）』とする。

(2) 学部・学科及び学位の英訳名称

国際的な通用性があり、一般に認知されている英訳名称とする。

学 部	Faculty of Health Sciences (保健医療学部)
学 科	Department of Integrated Rehabilitation (総合リハビリテーション学科)
専 攻	Course of Physical Therapy (理学療法学専攻)
	Course of Occupational Therapy (作業療法学専攻)
学 位	Bachelor of Physical Therapy [学士（理学療法学）]
	Bachelor of Occupational Therapy [学士（作業療法学）]

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育研究の基本方針

本大学では、「豊かな人間性と命の尊厳」を基本とする本大学の教育理念の下、建学の精神である「理念に裏付けされた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人の育成」に対応し、保健医療学部ではこれまで、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士の国家資格を持った専門職業人を輩出してきた。そのうえで、「対人能力に優れた、現場で活躍できる知的専門職業人（プロフェッショナル）の養成」を本学部の使命として、資格取得を本学部の重要なミッションとして位置づけ、その実現のために可能な限り支援体制を拡充、強化している。

総合リハビリテーション学科は、教育研究の目的として「少子高齢化社会にも対応する多様なリハビリテーション技術を提供でき、すべての人々の健康と生活の質の向上を目的として、予防から治療までの幅広い専門知識と技術に裏打ちされた問題解決能力及び豊かな人間性を養い、社会に貢献できる人材」を養成する。そのため、本学科に理学療法学専攻・作業療法学専攻の2専攻を置き、各専攻において国家資格取得を目指した教育課程を次のとおり編成する。

[1] 理学療法学専攻

■ 理学療法学専攻の教育目標

- ・ 科学的根拠に裏付けされた理学療法の専門知識と技術の習得
- ・ 問題解決能力と豊かな人間性を備え、理学療法の発展に寄与する理学療法士を養成する。

■ 理学療法学専攻の到達目標

- ① 理学療法士としてのアイデンティティを形成
確かなアイデンティティを持ち、将来的には日本の理学療法をリードできる理学療法士を養成する。
- ② 臨床実践力のある理学療法士
 - ・ 基本的な理学療法が独力で実施できる理学療法士を養成する。
 - ・ 「対人能力」のある理学療法士を養成する。
- ③ 協調性のある理学療法士
チーム医療の重要性を認識し、他職種と協働できる理学療法士を養成する。
- ④ 国家試験合格、就職 100%達成
広島県内はもとより全国の医療施設、福祉施設、企業で活躍できる理学療法士を養成する。
- ⑤ 生涯学習と研究の継続

自分の仕事に「責任」と「誇り」を持ち、理学療法を探究し続ける理学療法士を養成する。

〔2〕作業療法学専攻

作業療法学専攻は、理学療法学専攻とも連携を取りながら、生活支援の観点から効果的な作業療法アプローチの確立を目指す。科学性と専門性の向上を図る一方、地域作業療法学（地域作業療法学各論、地域作業療法学演習、ヘルスプロモーション論等）を導入することにより、地域住民、関連他職種、行政などとの密接なチーム連携能力を養成する。

また、各種教室（陶芸、手工芸など）を地域住民、地域在住障害者の方に開放する事により各種生活様式や文化に配慮し個々の生活ニーズに応じた支援ができ、人間性豊かで多職種と協働し、地域・社会の多様なニーズに応えた貢献を可能とする作業療法士の養成を目指す。

研究においては近赤外光脳機能メーキング装置、上肢用動作解析システム（小型カメラ4台）などを導入することにより作業療法分野における高度な研究にも対応できる作業療法士を養成する。

（2）教育課程の編成の考え方

学科の設置の趣旨、教育研究基本方針に基づき、「理学療法士」「作業療法士」の資格取得につながる学修を主たる目的とすることから、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」に沿った授業科目構成とする。さらに時代の要請と社会実勢に応じた内容の授業科目と教授方法を取り入れ、1年次から専門教育科目を配置することで「理学療法士」「作業療法士」としての意識を早期から高める。

講義と演習・実習科目を体系的に対応させ、理論と技術が一体となった学習プログラムを配している。

（3）教育課程の特色及び履修順序の考え方

〔1〕理学療法学専攻

① 共通教育科目

共通教育科目は、「教養科目」「基礎教育科目」に分けて行う。

「教養科目」はさらに「国際」と「学際」に分け、「国際」では「国際社会の理解」を、「学際」では、「人間と思想・文化」「人間と現代社会」「人間と科学・技術」の3つに分け、それぞれについての教養を深める。

「基礎教育科目」は、「共通基礎」「情報処理」「外国語」「保健体育」「特講」に分け、「共通基礎」はさらに「人文科学」「社会科学」「自然科学」に分け、「情報処理」「外国語」「保健体育」「特講」に必修科目を置く。

「情報処理」は8科目を配置し、そのうち「情報処理Ⅰa」「情報処理Ⅰb」の2科目を必修科目とする。

「外国語」は英語科目を中心として、「ドイツ語」に2科目、「中国語」に2科目、「韓国語」に2科目を配置する。なかでも、基本的な外国語スキルを身に付けるため、「英語Ⅰa」「英語Ⅰb」「英語Ⅱa」「英語Ⅱb」を必修科目とする。

「保健体育」では、「スポーツⅠ」で基礎理論を学び、「スポーツⅡ」「スポーツⅢ」で実技を修得する。「スポーツⅠ」は必修科目とする。

「特講」では、大学における学習に慣れるよう、1年次前期に「基礎ゼミナール」を配当する。また、高度な外国語能力を涵養するために、英語による授業を行う「Global Communication」を配置する。

② 専門教育科目

専門教育科目は、「専門基礎分野」「専門分野」「専門総合分野」に分けて行う。

1) 専門基礎分野

専門基礎分野では、1年次前期に「チュートリアル」を置き、「人体の構造と機能及び心身の発達」において、人体の構造や機能を学ぶ「解剖学Ⅰ」「解剖学Ⅱ」「生理学Ⅰ」「生理学Ⅱ」、人間の身体運動メカニズムを学ぶ「リハビリテーション運動学」、疾病について学ぶ「病理学概論」、人間の発達に関する理論を学ぶ「人間発達学」の講義科目と、「解剖学実習」「生理学実習」「リハビリテーション運動学実習」の実習科目を置く。さらに「疾病と障害の成り立ち及び回復期過程の促進」「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」について学び、理論に裏付けされた実践技術への基礎として、専門教育科目に置く「基礎理学療法学」を学ぼうえで重要な専門基礎科目とする。

専門基礎分野 26 科目を設置し、23 科目を必修科目とする。

2) 専門科目

＜1＞ 基礎理学療法学

基礎理学療法学では、理学療法の歴史、変遷を学ぶ「理学療法概論」理学療法研究の重要性、研究方法を学ぶ「理学療法研究法」理学療法部門とチーム医療の関係構築のため管理運営及び関係法規を学ぶ「理学療法管理運営学」を学び、臨床や研究上での疑問を科学的、論理的に理解し、問題解決するための能力を修得する。

基礎理学療法 3 科目を設置し、すべてを必修科目とする。

＜2＞ 理学療法評価学

理学療法評価学では、「運動系機能能力評価学Ⅰ」「運動系機能能力評価学Ⅱ」「神経系機能能力評価学」「小児機能能力評価学」を設け、理学療法計画を立案する基礎的な評価項目である情報収集、問診、触診などの基礎

から評価技術、測定技術への専門能力を修得する。さらに実習科目として「運動系機能能力評価学実習Ⅰ」「運動系機能能力評価学実習Ⅱ」を置く。
理学療法評価学6科目を設置し、すべてを必修科目とする。

＜3＞ 理学療法治療学

理学療法治療学では、運動療法の基礎を総論的に学ぶ「運動療法概論」、物理療法で用いられる治療機器の種類などを学ぶ「物理療法学」、四肢切断者のリハビリテーションにおける理学療法の役割を学ぶ「義肢装具学」、スポーツ外傷、障害の発生機序について学ぶ「スポーツ障害理学療法学」など多くの治療への展開の基礎能力を修得させ、それらの講義に対応した実習科目を置く。

理学療法治療学23科目を設置し、すべてを必修科目とする。

＜4＞ 地域理学療法学

地域理学療法学では、地域リハビリテーションの歴史及び変遷を理解し、リハビリテーションサービスの中での理学療法の特徴を学ぶ「地域理学療法学」などを置き、介護保険制度、身体障害者福祉制度など地域生活に視点をおいたリハビリテーション医療に従事する上で重要となる専門知識を具体的に修得する。

地域理学療法学6科目を設置し、3科目を必修科目とする。

＜5＞ 臨床実習

臨床実習では、1年次に「臨床体験実習」、3年次に「臨床評価実習」を配当し、さらに4年次には、総合的な知識修得のため「総合臨床実習」を設け、学内での講義、演習、実習で得た知識、技能等を臨床の場で活かし、理学療法の実践的な技術を修得する。

特に、「臨床体験実習」を早期（1年次）に実施することにより、学生に低学年次から「理学療法士」としての意識を高めさせ、生命の尊厳を認識し、対象者との信頼関係を築き、人の苦境を共感できる豊かな人間性を備えた理学療法士を養成する。

臨床実習3科目を設置し、すべてを必修科目とする。

＜6＞ 卒業研究

卒業研究1科目を設置し、必修科目とする。

3) 専門総合科目

＜1＞ 総合技術

総合技術では、少人数で専門教育科目の内容を横断的に学ぶ「理学療法学演習」、「専門基礎分野」「専門分野」の最新情報をより深く学ぶ「理学療法特別講義Ⅰ」「理学療法特別講義Ⅱ」、リハビリテーション医療において主要な疾患に関連する医学英語や理学療法技術に用いられる英語を学ぶ「医療英語」を通して、総合的な知識を修得する。

総合技術4科目を設置し、2科目を必修科目とする。

[2] 作業療法学専攻

① 共通教育科目

共通教育科目は、総合リハビリテーション学科としてすべて理学療法学専攻と同じ科目を配している。内容については、前述のとおり。

② 専門教育科目

専門教育科目は、「専門基礎分野」「専門分野」「専門総合分野」に分けて行う。

1) 専門基礎分野

専門基礎分野では、1年次前期に「チュートリアル」を置き、「人体の構造と機能及び心身の発達」において、人体の構造や機能を学ぶ「解剖学Ⅰ」「解剖学Ⅱ」「生理学Ⅰ」「生理学Ⅱ」、人間の身体運動メカニズムを学ぶ「リハビリテーション運動学」、疾病について学ぶ「病理学概論」、人間の発達に関する理論を学ぶ「人間発達学」の講義科目と、「解剖学実習」「生理学実習」「リハビリテーション運動学実習」の実習科目を置く。さらに「疾病と障害の成り立ち及び回復期過程の促進」「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」について学び、理論に裏付けされた実践技術への基礎として、専門教育科目に置く「基礎理学療法学」を学ぼうえで重要な専門基礎科目とする。

専門基礎分野 26 科目を設置し、23 科目を必修科目とする。

2) 専門分野

<1> 基礎作業療法学

基礎作業療法学では、作業療法の歴史、変遷を学ぶ「作業療法概論」作業療法研究の重要性、研究方法を学ぶ「作業療法研究法」、作業療法部門とチーム医療の関係構築のため管理運営及び関係法規を学ぶ「作業療法管理運営学」を学び、臨床や研究上での疑問を科学的、論理的に理解し、問題解決するための能力を修得する。

基礎作業療法学 3 科目を設置し、すべてを必修科目とする。

<2> 作業療法評価学

作業療法評価学では、「小児機能能力評価学」「神経系機能能力評価学」「運動系機能能力評価学」「運動系機能能力評価学実習」「精神・認知機能能力評価学」「精神・認知機能能力評価学実習」を設け、作業療法計画を立案する基礎的な評価項目である情報収集、問診、触診などの基礎から評価技術、測定技術への専門能力を修得する。

作業療法評価学 6 科目を設置し、すべてを必修科目とする。

<3> 作業療法治療学

作業療法治療学では、「身体障害作業療法学総論」「老年期障害作業

療法学」、四肢切断者のリハビリテーションにおける作業療法の役割を学ぶ「義肢装具学」、本専攻の特色を持つ科目として「福祉機器適用論」「就労支援技術学」など多くの治療への展開の基礎能力を修得させ、それらの講義に対応した実習科目を置く。

作業療法治療学 23 科目を設置し、すべてを必修科目とする。

＜4＞ 地域作業療法学

地域作業療法学では、地域リハビリテーションの歴史及び変遷を理解し、リハビリテーションサービスの中での作業療法の特徴を学ぶ「地域作業療法学総論」「地域作業療法学各論」「地域作業療法学演習」などの科目を置き、介護保険制度、身体障害者福祉制度など地域生活に視点をおいたリハビリテーション医療に従事する上で重要となる専門知識を具体的に修得する。

地域作業療法学 6 科目を設置し、3 科目を必修科目とする。

＜5＞ 臨床実習

臨床実習では、1 年次に「臨床見学実習」、2 年次に「臨床体験実習」、3 年次に「臨床推論実習」を配当し、さらに 4 年次には、総合的な知識修得のため「総合臨床実習」を設け、学内での講義、演習、実習で得た知識、技能等を臨床の場で生かし、作業療法の実践的な技術を修得する。

特に、「臨床見学実習」を早期（1 年次）に実施することにより、学生に低学年次から「作業療法士」としての意識を高めさせ、生命の尊厳を認識し、対象者との信頼関係を築き、人の苦境を共感できる豊かな人間性を備えた作業療法士を養成する。

臨床実習 4 科目を設置し、すべてを必修科目とする。

＜6＞ 卒業研究

卒業研究 1 科目を設置し、必修科目とする。

3) 専門総合科目

＜1＞ 総合技術

総合技術では、少人数で専門教育科目の内容を横断的に学ぶ「作業療法学演習」、「専門基礎分野」「専門分野」の最新情報をより深く学ぶ「作業療法特別講義Ⅰ」「作業療法特別講義Ⅱ」、リハビリテーション医療において主要な疾患に関連する医学英語や作業療法技術に用いられる英語を学ぶ「医療英語」を通して、総合的な知識を修得する。

総合技術 4 科目を設置し、2 科目を必修科目とする。

【別紙資料 1】「保健医療学部 総合リハビリテーション学科 教育体系図

【全体図】【理学療法学専攻】【作業療法学専攻】」参照

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方・特色

本学科は、2つのリハビリテーション領域の専攻を設置するため、各専攻の専門性により専任教員を配し、23人の専任教員を配置する。また、指定規則に準じ、理学療法士養成学校・作業療法士養成学校として必要な教育課程とそれに対応した教員編成及び教員数を配する。豊富な教育研究経験と臨床経験を持つ教員で構成する。

各授業を担当する教員は、各専攻の教育課程に照らして配置する。共通教育科目は、両専攻共通の同時開講しており、専門教育科目のうち「専門基礎分野」については、本学科の専任教員を中心に保健医療学部の各学科に所属している基礎医学系教員ならびに臨床医学系教員が担当する。「専門分野」「専門総合分野」については、原則として各専攻の専任教員が担当する。

(2) 専任教員配置の計画と特色及び年齢構成

総合リハビリテーション学科の専任教員は、理学療法学専攻の専門科目を担当する専任教員16人、作業療法学専攻の専門科目を担当する専任教員7人の計23人で構成する。職位の内訳は、教授7人、准教授5人、講師5人、助教6人である。専任教員23人のうち、博士号取得者は13人である。教授7人のうちの4人が博士号を取得している。准教授5人全員、講師5人のうちの2人、助教6人のうちの2人が博士号を取得している。

理学療法学専攻の専任教員として、既設学科からの異動者が全員が設置時より配属する。作業療法学専攻の専任教員は、本学科の設置に伴い、今般7人を新たに採用する。教員整備の年次計画として、学科設置の平成23年度に20人、追って平成24年度に2人、平成25年度に1人が就任し、計画どおり採用する。

今般就任する専任教員はいずれも、リハビリテーションの臨床実務の経験が豊かな教員を配置し、博士号取得者も十分配置しており、本学科の教育・研究を十分に行える構成となっている。

また、専任教員の年齢構成は、完成年度時点で23人のうち“30歳以上40歳未満”が10人、“40歳以上50歳未満”が7人、“50歳以上60歳未満”が4人、“60歳以上70歳未満”が2人である。平均年齢は44歳であり、特に偏りのないバランスのとれた年齢構成である。

本大学の定年は満64歳であり、「広島国際大学就業規則」により規定されているが、「特任教員規定」では、専任に準じて、教育・研究・大学運営のうち、特に任じられた職務を行う場合には、満70歳を超えない者を特任教員として採用することができる」と定めている。なお、人事計画上の必要性があれば、満70歳を超えても学校長の申請に基づき、理事長が特に認めたときは採用することができる。本学

科の教員組織も、これらの規定を踏まえた編成としている。

【別紙資料 2】「広島国際大学 就業規則」参照

【別紙資料 3】「任用規定」参照

【別紙資料 4】「特任教員規定」参照

（３）研究体制

本学科の専任教員は、理学療法士・作業療法士、医師などの臨床家としての側面とともに、研究者として各専門分野において最先端の研究活動をはじめ、学会への参加、理学療法士協会、作業療法士協会での活動など、学内外で活躍の場を広げている。教員構成は、多様なリハビリテーション領域を網羅した教員構成となっており、病態運動学関連を研究する「基礎系」、身体障害治療・予防学関連を研究する「臨床系」、認知・発達学関連を研究する「高次脳系」に大別し、博士後期課程では健康科学領域を担当する。専任教員の主な研究領域として、発達障害、新生児理学療法、リハビリテーション科学、福祉工学、運動器疾患、スポーツ療法学、整形外科、基礎理学療法、骨関節疾患、高齢者、中枢神経系など幅広く、理学療法学の領域を網羅している。今般就任する、作業療法専攻の教員についても、ほぼ同一領域に対して作業療法学の視点からの教育・研究を行う。そのほか、基礎医学・生理学分野、リハビリテーション専門医、神経内科系に 3 人の医師を配置している。

「２．学部、学科の特色」で前述したとおり、リハビリテーション医療は、チーム医療であり、理学療法士・作業療法士だけでなく、医師や看護師、保健師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、社会福祉士、臨床心理士などの多くの専門職と共にチームを構成し、医療機関だけでなく地域社会における様々な場面で関わることが求められる。本学科の専任教員は、学際的研究を促進させ、総合的なリハビリテーション医療を大きく前進させる力となるべく、学内においても、チーム医療と同様に学科間・学部を越えた研究交流を行っている。

6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

[1] 理学療法学専攻

理学療法学専攻では、1 年次より共通教育科目と専門教育科目を楔型に配置し、専門職業人を目指す専攻として、早期から意識・素養を育むよう教育を行う。

カリキュラム編成は、4 年次の「総合臨床実習」へ向けて、体系的に段階的に学修を進められるよう配置している。1 年次は、専門教育科目のうち「専門基礎分野」の「人体の構造と機能及び心身の発達」「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の科目を中心に行う。2 年次では、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」に配する臨床医学系科目及び「理学療法評価学」に配する科目を中心に行う。3 年次では、「理学療法治療学」に配する講義と実習を中心配置し、4 年次の「総合臨床実習」へと進めていく。

「臨床実習」の科目として、「臨床体験実習」を 1 年次の前半に、「臨床評価実習」を 3 年次の後半に、「総合臨床実習」を 4 年次全般にわたって配当する。「卒業研究」では、将来の理学療法の発展のために科学的な視点で理学療法学が研究できることを目標に実施する。

[2] 作業療法学専攻

作業療法学専攻では、理学療法学専攻と同様に 1 年次に共通教育科目と専門科目を楔型に配置し、専門職業人を目指す専攻として、早期から意識・素養を育むよう教育を行う。

カリキュラム編成は、4 年次の「総合臨床実習」へ向けて、体系的に段階的に学修を進められるよう配置している。1 年次は、専門教育科目のうち「専門基礎分野」の「人体の構造と機能及び心身の発達」「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の科目を中心に行う。2 年次では、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」に配する臨床医学系科目及び「作業療法評価学」に配する科目を中心に行う。3 年次では、「作業療法治療学」に配する講義と実習を中心配置し、4 年次の「総合臨床実習」へと進めていく。

「臨床実習」の科目として、1 年次に「臨床見学実習」を配置し、身障・発達・老年期・精神・地域の 5 領域をすべて見学体験できるように計画し、将来の進路決定に役立てるよう指導する。2 年次に「臨床体験実習」を配置し、作業療法士としての業務を具体的にイメージできるようにし、他職種との連携や協働の必要性を理解させていく。3 年次には、作業療法計画立案ま

での一連の流れを経験し、臨床推論の重要性を学ぶ。そして作業療法のアセスメント及びその実施手順を理解し学修する。4 年次では、実習の統合としての「総合臨床実習」を行い、「臨床推論実習」を基礎とした次の段階である作業療法の実施、再評価できるまでの能力を養成する。

「卒業研究」では、将来の作業療法の発展のために科学的な視点で作業療法学が研究できることを目標に実施する。

(2) 履修指導方法

[1] 理学療法学専攻

本専攻では、履修指導は入学時オリエンテーションによる学科全体での指導と、その後に開かれるチュートリアルでの小グループでの指導で行う。

共通教育科目で必修科目 8 単位、選択科目 14 単位の合計 22 単位取得の履修を指導する。また、専門教育科目においては必修科目 103 単位、選択科目 5 単位取得の履修指導を行う。

「臨床実習」において先修科目を設定しており、学生の学修進度に配慮しながら、体系的に理解できるよう履修指導を行う。

本学科の大きな目標である、理学療法士の国家試験合格を目指した学修進度が図れるよう、履修モデルに基づき指導を行う。

主な履修モデルは次のとおり。

① 運動器障害理学療法志向モデル

「リハビリテーション心理学」「ヘルスプロモーション論」「理学療法特別講義Ⅰ」などを選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、一般及び総合病院、整形外科専門病院、スポーツ障害専門病院、または大学院への進学などである。

② 神経系障害理学療法志向モデル

「保健医療福祉論」「福祉機器適応論」「理学療法特別講義Ⅰ」などを選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、一般及び総合病院、脳神経外科専門病院、発達障害児専門病院、または大学院への進学などである。

③ 内部障害理学療法志向モデル

「生命倫理」「福祉機器適応論」「理学療法特別講義Ⅱ」などを選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、一般及び総合病院、高齢者医療施設、内科専門病院、または大学院への進学などである。

【別紙資料 5】「保健医療学部 総合リハビリテーション学科 理学療法学専攻 教育課程及び履修モデル」参照

〔2〕作業療法学専攻

本専攻では、履修指導は入学時オリエンテーションによる学科全体での指導と、その後に開かれるチュートリアルでの小グループでの指導で行う。

共通教育科目で必修科目 8 単位、選択科目 14 単位の合計 22 単位取得の履修を指導する。また、専門教育科目においては必修科目 107 単位、選択科目 5 単位取得の履修指導を行う。

「臨床実習」において先修科目を設定しており、学生の学修進度に配慮しながら、体系的に理解できるよう履修指導を行う。

本学科の大きな目標である、作業療法士の国家試験合格を目指した学修進度が図れるよう、履修モデルに基づき指導を行う。

主な履修モデルは次のとおり。

① 精神障害分野志向モデル

「リハビリテーション心理学」「ヘルスプロモーション論」「作業療法特別講義Ⅰ」などを選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、総合病院精神科、精神病院、精神科デイケア、精神保健センター職員、または大学院への進学などである。

② 発達障害分野志向モデル

「生命倫理」「心身障害児療育論」「公衆衛生学」「作業療法特別講義Ⅱ」などを選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、障害児施設、療育センター、養護学校、児童相談所職員、または大学院への進学などである。

③ 身障・老年期障害分野志向モデル

「保健医療福祉論」「心身障害児療育論」「公衆衛生学」「作業療法特別講義Ⅱ」などを選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、一般及び総合病院、高齢者医療施設、介護保険関連事業所職員、または大学院への進学などである。

【別紙資料 6】「保健医療学部 総合リハビリテーション学科 作業療法学専攻
教育課程及び履修モデル」参照

（3）卒業要件及び履修方法

〔1〕理学療法学専攻

卒業要件は、本大学に 4 年以上在学し、所定の授業科目について、合計 130 単位以上を修得すること。

履修方法として、共通教育科目では、必修科目 8 単位（『基礎教育科目』のうち、「情報処理」2 単位、「外国語」4 単位、「保健体育」1 単位、「特講」1 単位）、選択科目 14 単位（『教養科目』のうち、「国際」2 単位、「学際」4 単位、『基礎教育科目』のうち、「共通基礎」社会科学 2 単位及び自然科学 2 単位、「保健体育」1 単位のほか、選択科目の中から 3 単位以上）の合計 22 単位以上とする。専門教育科目では、必修科目：103 単位（『専門基礎分野』36 単位、『専門分野』63 単位、『専門総合分野』4 単位）のほか、選択科目：5 単位（『専門分野』地域理学療法学のうち、「福祉機器適応論」「ヘルスプロモーション論」「公衆衛生学」のいずれか 1 科目を含む、『専門基礎分野』『専門分野』『専門総合分野』から 5 単位）の合計 108 単位以上とする。

本専攻を卒業することにより、理学療法士国家試験の受験資格が得られる。

**【別紙資料 7】「保健医療学部 総合リハビリテーション学科 理学療法学専攻
教育課程と指定規則との対比表」参照**

〔2〕作業療法学専攻

卒業要件は、本大学に 4 年以上在学し、所定の授業科目について、合計 134 単位以上を修得すること。

履修方法として、共通教育科目では、必修科目 8 単位（『基礎教育科目』のうち、「情報処理」2 単位、「外国語」4 単位、「保健体育」1 単位、「特講」1 単位）、選択科目 14 単位（『教養科目』のうち、「国際」2 単位、「学際」4 単位、『基礎教育科目』のうち、「共通基礎」社会科学 2 単位及び自然科学 2 単位、「保健体育」1 単位のほか、選択科目の中から 3 単位以上、合計 22 単位以上とする。専門教育科目では、必修科目 107 単位（『専門基礎分野』36 単位、『専門分野』67 単位、『専門総合分野』4 単位）、選択科目 5 単位（『専門分野』地域作業療法学のうち、「心身障害児療育論」「公衆衛生学」「ヘルスプロモーション論」のいずれか 1 科目を含む、『専門基礎分野』『専門分野』『専門総合分野』から 5 単位の合計 112 単位以上とする。

本専攻を卒業することにより、作業療法士国家試験の受験資格が得られる。
（平成 22 年 5 月養成学校指定申請予定）

**【別紙資料 8】「保健医療学部 総合リハビリテーション学科 作業療法学専攻
教育課程と指定規則との対比表」参照**

7. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地・運動場の整備計画

本大学は、広島県内に3キャンパスを有しており、広島県東広島市に「東広島キャンパス」、呉市に「呉キャンパス」、広島市に「広島キャンパス」を置いている。

校地面積については、東広島キャンパス 332,537.09 m²、呉キャンパス 84,419.25 m²、広島キャンパス 2,192.80 m²であり、本大学全体では 419,149.14 m²となり大学設置基準を大きく上回っている。運動場及び体育施設について、東広島キャンパスには、多目的グラウンド、陸上競技場、野球場、サッカー場1面、ラグビー場1面、テニスコート4面、体育館、第1練習場（柔道場）、第2練習場（剣道場）、弓道場を整備している。呉キャンパスには、総合グラウンド（サッカー場、野球場）、テニスコート3面、フットサルコート1面、体育館（1階はアリーナ、2階は第1練習場〔トレーニングルーム〕、第2練習場〔剣道場、卓球場〕）、第3練習場（柔道場）、第4練習場（空手道場）を整備している。

(2) 校舎等施設の整備計画

校舎面積については、東広島キャンパス 51,856.90 m²、呉キャンパス 56,721.93 m²、広島キャンパス 1,248.44 m²であり、本大学全体では 109,827.27 m²となり大学設置基準を大きく上回っている。

今般設置する「総合リハビリテーション学科」は、東広島キャンパスに置き、既設学科の施設・設備等をそのまま利用する。なお、新たに設置する作業療法学専攻が使用する施設・設備については、東広島キャンパス3号館等の一部に実習室を置くための改修工事を行い、平成23年1月に竣工、3月に設備等を搬入・設置して、4月から使用できるよう施設・設備を整備する。

本学科専用の施設として、実習室、実験室、ゼミ室、専任教員の研究室を置き、保健医療学部または他学部・他学科との共用施設として、講義室、情報処理演習室、資料作成室、印刷室、図書館等を設ける。

実習室、実験室は、理学療法学専攻・作業療法学専攻それぞれの教育・研究に必要な施設・設備を整備し、総合リハビリテーションを体系的に学修できる環境を整える。いずれの部屋も学科専用として設置する。また、総合リハビリテーションを担う高度専門職業人を養成するため、本学科の特色のある施設として、「動作解析実習室」があり、VICON・床反力計など、最新鋭の3次元動作解析システムを設置している。

ゼミ室、専任教員の研究室は、隣接して設置し、教員と学生とのコミュニケーションが図れるよう整備している。学生と教員との関係が密接となり、自主学習や卒業研究に対する教員のアドバイスが容易となり、チュートリアルから卒業研究（1

年次から4年次)までの学生が配属になったゼミ室として使用するほか、オフィスアワーや個別指導の場としても利用される。

運動場、体育館のスポーツ施設等は、東広島キャンパスに整備しており、全学共用施設としてスポーツ系の実習やクラブ活動等において利用できる。

さらに、1号館には、保健医療学部診療放射線学科、臨床工学科が使用する施設・設備があり、放射線学関連、臨床工学関連の各施設設備を利用することが可能で、主に教員の研究を中心に、医療分野において横断的・学際的な研究活動ができる環境にある。診療放射線学関連では「超音波実習室」、臨床工学関連では「人体生理学実習室」「人体構造学実習室」に最新の医用機器を整備しており、リハビリテーションを多角的に評価・分析するための設備として活用することができる。

〔1〕理学療法学専攻

理学療法学専攻は、既設学科で使用していた実習室・実験室をそのまま利用し、8室の実習室・実験室を中心に教育・研究を行う。

理学療法の各種実験・実習・演習にあたっては、1号館3階にある「機能診断学実習室」「物理療法実習室」「運動療法実習室」「運動学実習室」「基礎医学実験室1」「基礎医学実験室2」「地域ケア実習室(ADL コーナー)」、3号館10階にある「動作解析実習室」を使用する。各室とも、指定規則に従い整備し、学生数に対応した機器・備品を配備している。

〔2〕作業療法学専攻

作業療法学専攻は、既設学科の施設・設備を学科専用として利用するとともに、新たに3号館1階・10階に整備する7室の実習室を中心に教育・研究を行う。

作業療法の各種実験・実習・演習にあたっては、「木工金工・職業前機能評価実習室」「陶芸実習室」「織物手工芸絵画実習室」「レクリエーション実習室」「生体基礎実習室」「装具加工実習室」「動態解析実習室」を置き、研究・教育施設の中心施設とする。「動態解析実習室」には、近赤外光脳機能メーキング装置を整備し、既設の「動作解析実習室」にある3次元動作解析システムとの併用により、作業療法分野に特に期待されている高次脳機能の研究など、より高度な研究・教育を行うことができる。

また、2号館横別棟に設置する「陶芸実習室」は、学生の実習をはじめ、近隣住民にも開放することにより、社会貢献を通じた実践教育と、より多職種で協働できる作業療法士の養成を可能にする。

【別紙資料9】「保健医療学部 総合リハビリテーション学科 実習概要」参照

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

① 図書の整備

今般新たに設置する総合リハビリテーション学科は、既設学科を設置の基礎とする学科のため、本分野に関する図書は既に整備している。

総合リハビリテーション学科については、Medical physics、Physical therapy、Physiotherapy : journal of the Chartered Society of Physiotherapy、Physiotherapy Canada、Physiotherapy theory and practice、The New Zealand journal of physiotherapy : official journal of the New Zealand Society of Physiotherapists、Family therapy など、理学療法・作業療法に関連する主要な外国雑誌のほか、理学療法ジャーナル、理学療法学、精神科治療学、精神科診断学、精神療法、といった国内学会誌を中心に、研究や学修に必要な雑誌について、ほぼ網羅している。

また、医学関連図書は 33,816 冊所蔵しており、うち理学療法分野に特化した関連書籍は 283 冊、作業療法分野は 533 冊を有している。

② 施設の整備

本学科を設置する東広島キャンパスでは、1 号館と 3 号館に図書館を置き、保健医療学部、医療福祉学部、心理科学部、大学院の図書を所蔵している。2 館の延べ面積は 1,658.81 m²で、閲覧座席数 347 席、A V 視聴覚機器 11 台、検索端末機 26 台、情報コンセントはノート型パソコンの普及に合わせて 8 台分を設置している。また、貸出用最新型ノート型パソコン 10 台を配備している。

その他、図書購入の電子化や図書の貸出・返却には、図書自動貸出返却装置をそれぞれの図書館に設置し、貸出・返却の手続きが迅速にできるように整備しており、充実した教育・研究が実施できる機能となっている。

また、電子ジャーナル、データベースに契約し、大学内（東広島キャンパス・呉キャンパス・広島キャンパス）からのアクセスを可能としている。

③ 他の大学図書館等との協力体制

本大学は、東広島キャンパスの 2 館、呉キャンパス、広島キャンパスの計 4 カ所に図書館を有している。それぞれの図書館は学内ネットワークを通じて情報を共有し、学内外からの相互利用の依頼・受付を可能にしている。

本大学図書館では、国立情報学研究所の指導の下、ILL システム（NACSIS-ILL）を通して他機関の図書館との相互協力を行い、全国の大学図書館、国立国会図書館、各研究機関等との相互利用を可能としている。また、図書総合目録（NACSIS-CAT）についても、書誌作成、所蔵登録を行い、データベース構築に協力している。

他機関からの平成 18 年度における相互利用取扱い受付件数が 200 件余りで

あったが、平成 21 年度における相互利用取扱い受付件数は約 990 件であり、5 倍近くの伸びを示している。特に、国立情報学研究所が執り行っている文献複写・現物貸借料金を相殺する相殺制度に平成 20 年度から加盟したことと、さらに複写料金を安価に設定し、料金も郵便振替での後納支払いを認めるよう利用環境を整備したことなどにより、迅速な資料提供が行えるようになった。所蔵調査についても、電話・FAX・電子メールでの受け付けを可能とし、迅速な対応ができる環境を整えている。

8. 入学者選抜の概要

(1) 受け入れる学生像（アドミッションポリシー）

少子化等による“大学全入時代”を迎えた今日、本大学は、入学から卒業までの間に、いかにして学生が持っている潜在能力を引き出して社会において認められる人材に伸ばさせていくかに着目し、教育を展開している。

今般設置する「総合リハビリテーション学科」においても、当然ながら基礎的知識・学力を選考の材料とするが、一般入学試験を除く選抜にあたっては、出身高等学校の調査書や面接による人物像の見極めも重要視する。その際、「人の痛み、苦しみを理解し、思いやりを持って人に接することのできる者」「理学療法・作業療法領域についての研究心及び医療チームの一員としての自覚と協調性を持つ者」で、リハビリテーション医療において活躍する人材を受け入れていく。

(2) 入学者選抜の実施計画

『大学入学者選抜実施要項』において、大学入学者の選抜は、大学教育を受けるに相応しい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとされている。

入学者選抜の実施にあたっては、この趣旨に沿って、次のとおり実施する。

- ① 入学者選抜の多様化を図るため次の選抜方法を採用し、社会的ニーズに配慮するとともに、本大学の特性に最も適した方式として計画する。
 - ・アドミッション・オフィス入試
 - ・推薦入学選考
 - ・一般入学試験
 - ・社会人入学選考
 - ・外国人留学生入学選考
 - ・帰国生徒入学選考
- ② 高等学校の教育を乱さないよう配慮する。
- ③ 合格者の判定にあたっては、上記①のとおり複数の選抜方法により評価尺度を多元化し、多面的な判定を行う。

(3) 入学者選抜の方法等

前述の趣旨に沿い、次のとおり入学者を選抜する。

なお、本法人が設置している高等学校及びその他の高等学校からの入学定員枠は、設定していない。

① アドミッション・オフィス入試

基礎学力確認及び出身高等学校の調査書から学力を確認するとともに、面接により志望動機、入学意欲など目的意識等を重視する。また、ディスカッションや課題作成から人物的な特性を多面的に評価し総合的に合格判定を行う。

② 推薦入学選考

出身高等学校の調査書、推薦書や基礎素養検査などにより、本大学に入学するに相応しい基礎的能力を有するかを判定し、入学定員の 30% に相当する入学者を選抜する。

③ 一般入学試験

複数の受験機会を設け、学力試験結果で合格判定を行う。学力試験の出題教科・科目については、本大学と既設学部の特徴、特性を十分に考慮して決定する。

④ 社会人入学選考

社会人としての経験を有する者に対しては、書類審査及び面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。

なお、「社会人としての経験」の定義として、入学時に 3 年以上の社会人としての経験を有する満 21 歳以上の者とし、正社員または正社員に準じて働いた期間（家事専門の期間を除く）とする。また、正社員に準じて働いた期間には、「嘱託職」「アルバイト」「家業に就いていた期間」を含む。ただし、予備校や専門学校などに通いながらの期間は除く。

⑤ 外国人留学生入学選考

外国人留学生に対しては、書類審査及び面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。

⑥ 帰国生徒入学選考

日本国籍を有し外国で学んだ者に対して、書類審査及び面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。

（４）受験生確保の方策

本大学は、入学者の選抜方法に対する社会的な要望等を考慮して入学定員の 30% 枠内で推薦入学選考を実施してきたことをはじめ、受験機会の複数化を図ることなど安定した受験生確保のための方策をとっている。

今般設置する「総合リハビリテーション学科」についても、既設学部・学科との学内併願受験など、近接する領域に複数の学部・学科を併設しているというスケールメリットを最大限に活かす方策を練るとともに、本学科に最も相応しい選抜方法の実施方策について、さらに検討を重ねることによって、受験生確保の見通しは十分に成り立つものと考えている。

（５）理学療法・作業療法関連の学部等志願者動向

超高齢化社会を迎え、リハビリテーション医療に対する必要性は高まっている。この社会的ニーズを反映し、理学療法及び作業療法関連の学科の入試状況を見ると、地域性はあるものの、大学、専門学校ともにその多くが高い競争率を保って推移している。

また、医療技術の進歩・発展に伴い、医療現場は高度化・複雑化していくとともに、医療制度や保険制度の改正に伴いリハビリテーション医療の多様化が進む中、理学療法士・作業療法士の職域はますます拡大傾向にある。そのため、高度専門職業人として大学卒業者の求人は今後も増加が予想されていることもあり、理学療法及び作業療法関連の学部・学科の志願者は、今後も安定して集まる領域であると考ええる。

（６）周辺大学における理学療法、作業療法関連の学部・学科設置状況

中国・四国地区においては、理学療法士を養成する大学は 6 大学（平成 22 年 4 月新設含む）、作業療法士を養成する大学は 4 大学であり、その数はまだ十分であるとは言い難い。また、広島県内で作業療法士を養成する学校は、国公立大学 2 大学、専門学校 2 校であり、本大学の作業療法学専攻は私立大学として県内初の設置となる。このことから、本大学が地域への社会的ニーズ、高い能力を持つ専門職業人の養成校として果たす役割は大きいと考える。

今般設置する「総合リハビリテーション学科」は、当然のことながら中国地区及び近隣にある理学療法・作業療法関連の学部・学科との競合が考えられるが、受験生確保にあたっては、本学科の設置の趣旨や教育課程の特色を学生募集広報活動において明確に伝えていくこととしている。

9. 資格取得

総合リハビリテーション学科において、「所定の授業科目を修得することで取得できる資格」は下表のとおりである。

理学療法学専攻	理学療法士国家試験受験資格
作業療法学専攻	作業療法士国家試験受験資格 ＜平成 22 年 5 月 養成学校指定申請予定＞

なお、理学療法学専攻については、既設学科において既に理学療法士養成学校として、指定申請により認可を受けており、必要な変更手続きを行い継続していく。

作業療法学専攻については、今般新たに設置することから、平成 22 年 5 月に作業療法士養成学校として指定申請の手続きを行い、8 月末に指定書交付を受ける予定である。

10. 実習の具体的計画

今般設置する「総合リハビリテーション学科」では、次のとおり臨床実習を行う。

(1) 実習先の確保の状況

今般本学科を設置するにあたり、「理学療法学専攻」「作業療法学専攻」の2専攻を置き、理学療法士養成学校及び作業療法士養成学校として、それぞれの国家資格に準じた教育課程を配する。

臨床実習として、理学療法学専攻は、1年次に「臨床体験実習」(1単位)、3年次に「臨床評価実習」(3単位)、4年次に「総合臨床実習」(14単位)の臨床実習を開講する。そのために必要な実習施設として、広島県内を中心に中国・四国地区をはじめとする西日本エリアの236施設からの承諾を受け、入学定員60人、収容定員240人の学生に臨床実習させるために必要な施設数を担保している。作業療法学専攻は、1年次に「臨床見学実習」(1単位)、2年次に「臨床体験実習」(2単位)、3年次に「臨床推論実習」(6単位)、4年次に「総合臨床実習」(16単位)の臨床実習を開講する。そのために必要な実習施設として、広島県内と一部沖縄県を含む113施設から承諾を受け、入学定員40人、収容定員160人の学生に臨床実習させるために必要な施設数を担保している。既設学科の開設時は、79施設からの承諾を受けてスタートし、順次施設数を増やしてきている。また、理学療法学専攻でのこれまでの実習施設との連携関係を生かし、本専攻においても今後学生の希望する地域や専門病院等があれば適宜増やしていく予定である。

■ 実習施設の確保の状況

	入学定員	収容定員	実習施設承諾数 (受け入れ可能人数)
理学療法学専攻	60人	240人	236施設(257人)
作業療法学専攻	40人	160人	113施設(116人)

(2) 実習先との契約内容

本学科では、臨床実習施設への受け入れの申し入れ及び契約内容について、理学療法学専攻・作業療法学専攻ともに、同じ手順で行うこととする。

学生の臨床実習先の配置として、1年次及び2年次(2年次は作業療法学専攻のみ)の臨床実習については、地元東広島市・呉市・広島市を中心に、3年次及び4年次については、学生の希望する施設へ配属させるよう計画する。

臨床実習にあたって、既設学科において「臨床実習の手引」を作成し、内容については年度ごとに加筆、修正を行い改訂している。臨床実習に先立って学生に誓約書を記載させ、「対象者・クライアントの個人情報の保護に関する施設規則を遵守すること」「実習終了後においても実習で知り得た対象者の情報を決して漏洩しないこと」などを誓約させている。また、「インシデント・アクシデント報告書」を作成し、事故に至らないインシデントについても学生に報告を求めて将来の意識づけとする。本学科設置後においても、同様の体制で対応を図っていく。

（３）実習水準の確保の方策

実習中に本大学教員による各臨床実習施設への訪問を行い、本学科の実習内容と配属させる学生の適性要素の確認を行う。また、臨床実習終了後に学生と個別に面談を行い、必要に応じて臨床実習施設へ訪問し、問題点を伝え、臨床実習施設側と学生側双方の実習水準が高められる体制になるよう調整を図る。学生の臨床実習先配属の適性については、「実習指導者会議」において、受け入れ先の実習施設と相談のうえ判断する。

（４）実習先との連携体制

既設学科では、既に県内外の指導経験豊富な臨床実習指導者（10年以上の指導経験あり）5～6人と本大学教員5～6人で「臨床実習協議会」を置き、年2～3回の会合を持ちながら、実習方法、実習評価方法などを検討している。その結果を参考にして毎年1回各実習施設の実習指導者と本大学教員合同の「臨床実習指導者会議」を開催し、綿密な意見交換の後、適宜調整を図りながら学生の実習計画を立案する。

実際の臨床実習にあたっては、各実習科目の担当教員が各臨床実習施設を巡回し、実施状況の把握と各臨床実習施設との連絡調整にあたる。

本学科設置に際して、既設学科で培ってきた経験と臨床実習施設との関係性を生かし、学内における組織や教員指導体制、臨床実習施設との連携体制などを継続していくとともに、今後新たに設置する作業療法学専攻を含め、これまで以上の連携体制を整備する。

（５）実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

学生の臨床実習に際して、事前準備として、本大学において次のとおり体制を整えている。

学生の健康管理については、本大学で全学生対象に年1回実施している定期健康診断を受診させ、学生の健康状況を把握し、必要により個別の健康相談等を行っていく。また、任意加入である本大学の学生互助会の学生総合補償制度を活用し、臨床実習時の保険として本学科では全員の加入を義務付けていく。

その他、感染予防対策として、臨床実習前に腸内細菌検査、B型肝炎（S抗原、S抗体）、C型肝炎（抗体）検査、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体価検査、ツベルクリン反応検査（2段階法）を臨床実習へ行くまでに実施（大学費用にて負担）する。

また、実習施設においてノロウイルス感染やインフルエンザの流行などによる臨床実習の計画変更に対しては、実習施設との個別対応によって実習時期等を変更するように配慮する。

（６）事前・事後における指導計画

臨床実習計画を立てる準備として、本大学臨床実習担当教員及び前述の「臨床実習協議会」を年2～3回開催し、実習における諸問題について協議を行う。また、3年次の「臨床評価実習」（理学療法学専攻）「臨床推論実習」（作業療法学専攻）の実施前に、「臨床実習指導者会議」を開催し、前年度の実習時における反省・検証を行い、臨床実習計画に関する意見交換及び当該年度の概要説明を行う。

学生に対しては、各臨床実習前に臨床実習担当教員と学生による「個別オリエンテーション」と、学生全員を対象とした「事前オリエンテーション」を実施する。

「事前オリエンテーション」では、臨床実習全般に係る注意事項の徹底指導、実習学生としての態度、挨拶などの諸注意を行う。

臨床実習終了後は、実習施設担当教員と学生との間で反省会を持ち、学生に対してフィードバックを行う。

（７）教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

全専任教員（教授・准教授・講師・助教）を臨床実習施設への巡回指導担当として配置し、巡回指導担当者が学生の臨床実習時における進捗確認及び緊急対応など、臨床実習施設と大学との間を緊密にする役割を果たしている。

巡回指導については、実習施設と事前相談によって決定し、学生の臨床実習期間中に原則として1回の訪問指導を行う。また、学生の学修進捗状況によって、必要に応じ複数回の訪問を行っていく。

（８）実習施設における指導者の配置計画

実習施設では、臨床実習指導経験を持つ指導者が学生指導に当たり、スーパーバイザーとケースバイザーに分けている施設もある。そのため、各臨床実習施設における指導者の配置計画は、それぞれの臨床実習施設の環境や体制に従い実施していただくよう要請する。臨床実習指導者からは、学生への直接指導を通して、自立した理学療法士・作業療法士として成長できるよう指導していただくこととなる。

(9) 成績評価体制及び単位認定方法

臨床実習指導者が実習期間における学生の臨床実習状況を評価し、評価点が算出される。

原則 60 点以上を合格とし、60 点未満が不合格となる。最終的な判断は、学生の平素の学習態度、学内での成績を加味しながら、学科会議で決定する。

評価基準については、前述の「臨床実習協議会」「臨床実習指導者会議」で協議し、評価ポイント、評価内容、評価項目等を定め、「実習の手引き」に記載する。

(10) 実習先が遠隔地などの場合の意義や巡回指導計画上などの配慮

広島県内の実習施設を中心に臨床実習を行う計画であるが、学生の出身地や将来進みたい専門領域に一致する実習施設等を考慮しながら、遠隔地での実習施設に配置することもある。

また、本学科の臨床実習の特色として、県内の実習施設だけにとどまらず、多様な文化や環境、地域性に触れ、幅広い視野と経験ができる地域として、希望する学生には沖縄県での臨床実習を実施できるよう体制を整えている。

今般、理学療法学専攻で 1 カ所、作業療法学専攻で 4 カ所の実習施設を確保しており、学生の将来の希望などを考慮しながら、配置していく。

なお、実習施設が遠隔地であっても、広島県内での臨床実習と同様に巡回指導は原則として 1 回以上行い、立地に関わらず臨床実習状況に応じて訪問回数を増やすなど、万全の体制で指導していく。

【別紙資料 1 0】「保健医療学部 総合リハビリテーション学科 理学療法学専攻
臨床実習施設一覧」参照

【別紙資料 1 1】「保健医療学部 総合リハビリテーション学科 作業療法学専攻
臨床実習施設一覧」参照

【別紙資料 1 2】「保健医療学部 総合リハビリテーション学科 理学療法学専攻
実習施設の使用承諾書（写）」参照

【別紙資料 1 3】「保健医療学部 総合リハビリテーション学科 作業療法学専攻
実習施設の使用承諾書（写）」参照

【別紙資料 1 4】「保健医療学部 総合リハビリテーション学科 理学療法学専攻
臨床実習計画」参照

【別紙資料 1 5】「保健医療学部 総合リハビリテーション学科 作業療法学専攻
臨床実習計画」参照

1 1. 管理運営

(1) 学部の組織体系と管理運営体制

本大学は現在、6 学部（保健医療学部、医療福祉学部、心理科学部、工学部、看護学部、薬学部）を設置している。その運営を掌る会議として、全学部に共通する重要事項を協議、審議する「広島国際大学学部長会議」、各学部の運営について審議する「広島国際大学保健医療学部教授会」「広島国際大学医療福祉学部教授会」「広島国際大学心理科学部教授会」「広島国際大学工学部教授会」「広島国際大学看護学部教授会」「広島国際大学薬学部教授会」を設けている。

各会議における、協議事項、審議事項等は次のとおり。

(2) 学部長会議

「広島国際大学学則」第 7 条に基づき、大学の管理運営に関する事項を審議するため、大学における全学組織として「学部長会議」を設置している。学長が会議を招集し議長となる。本会議は、年 12 回（程度）開催している。

今般設置する「総合リハビリテーション学科」については、所属学部である保健医療学部の学部長が、当該会議の構成員に加わることとなる。

〔構成（学部長会議規定第 2 条）〕

会議は、つぎの者をもって構成する。

- ① 学長
- ② 副学長
- ③ 学部長
- ④ 学生支援センター長
- ⑤ 呉学生支援センター長
- ⑥ 入試センター長
- ⑦ 学長室長
- ⑧ 図書館長
- ⑨ キャリアセンター長
- ⑩ 国際交流センター長

〔協議事項（学部長会議規定第 3 条）〕

学部長会議は、つぎの事項を協議する。

- ① 学生の入学及び卒業にかかる基本方針に関すること
- ② 帰国子女学生、外国人留学生及び特別履修生の入学にかかる基本方針に関すること

- ③ 年間行事予定に関すること
- ④ 授業時間割の編成にかかる基本方針に関すること
- ⑤ 教育研究上の重要な事項及び教育研究の振興に関すること
- ⑥ 学内規定の制定・改廃に関すること
- ⑦ 各学部間の連絡調整に関すること
- ⑧ 学長が諮問した事項に関すること
- ⑨ その他管理運営上の重要な事項に関すること

〔審議事項（学部長会議規定第 4 条）〕

学部長会議は、つぎの事項を審議する。

- ① 学則及び重要な教学にかかる規定に関すること
- ② 教育組織の新設及び改廃に関すること
- ③ 名誉教授の称号授与等に関すること
- ④ 教員の留学に関すること
- ⑤ 理事会に付議する案件（教員の任免を除く）に関すること
- ⑥ その他学長が諮問した事項に関すること

〔報告事項（学部長会議規定第 5 条）〕

学部長会議には、つぎの事項を報告するものとする。

- ① 大学にかかる理事会決定事項に関すること
- ② 教授会及び各委員会で協議または審議した事項に関すること

【別紙資料 1 6】「広島国際大学 学部長会議規定」参照

（3）教授会

「広島国際大学学則」第 8 条に基づき、各学部に関する重要な事項を審議する組織として各学部に「学部教授会」を設置している。本教授会は、学部ごとに当該学部長が定例で教授会を招集し議長となる。本教授会は、年 12 回（程度）開催している。

今般設置する「総合リハビリテーション学科」については、「保健医療学部」に所属するため、既設学科と同様「広島国際大学保健医療学部教授会」の構成員となる。

〔構 成（各学部教授会規定第 2 条）〕

教授会は、つぎの委員をもって構成する。

- ① 学部長
- ② 学部教授

- ③ 学部長は、教授会の議を経て、設置学科から各 1 人の准教授を加えることができる

〔協議事項〕

教授会は、学部の教育研究上のつぎの事項を協議する。

- ① 卒業の判定に関すること
- ② 単位の認定及び学業評価に関すること
- ③ 学生の留学に関すること
- ④ 学生の転学部・転学科に関すること
- ⑤ 学部内の教育・研究に関すること
- ⑥ 学部内の教学にかかる申合せ事項に関すること
- ⑦ 授業時間割の編成に関すること
- ⑧ 授業担当者の決定に関すること
- ⑨ 学長または学部長が諮問した事項に関すること
- ⑩ その他学部の重要な事項に関すること

〔審議事項〕

教授会は、学部の教育研究上のつぎの事項を審議する。

- ① 学則及び重要な教学にかかる規定に関すること
- ② 教育組織の新設及び改廃に関すること
- ③ 学生の入学に関すること
- ④ 研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生及び帰国学生の入学に関すること
- ⑤ 大学の年間行事予定及び授業計画その他の大学の教育方針に関すること
- ⑥ 名誉教授の称号授与等に関すること
- ⑦ 教員の留学に関すること
- ⑧ その他学長または学部長が諮問した事項に関すること

〔報告事項〕

学部長は、教授会に学部長会議及び各委員会で協議または審議したつぎの事項を報告するものとする。

- ① 学部長会議で決定した学部に関すること
- ② 教員の人事に関すること
- ③ 入学試験の判定基準及び要綱に関すること
- ④ 学生の表彰及び懲戒に関すること
- ⑤ その他各委員会で審議した学部に関すること

【別紙資料 17】「広島国際大学 保健医療学部教授会規定」参照

(4) 学部における教育・管理運営体制

① 学部長・学科長の選出及び掌理内容

学部長は、学長を補佐し、その命を受けて教学運営業務を遂行し、学部内の業務を掌理するとともに、学部に所属する職員を指揮監督する長として、各学部に配する。学部長の任命は、教授のうちから学長の意見を聞き、理事長が行う。

学科長は、当該学部長の命を受けて、当該学科の教育研究及び管理運営に関する業務を処理する。学科長の任命は、教授のうちから当該学部長の意見を聴いて学長が申請し、理事長が行う。

② 管理運営体制の整備

今般設置する「総合リハビリテーション学科」においては、既設の学科と同様、学部長及び学科長の管理運営の下に、本学科の教育・研究の目的や内容に対応した事業展開とその管理運営体制を整備していく。

また、本学科を設置するに当たって、教学面は「広島国際大学学則」「広島国際大学学位規定」に、教員人事等にかかる運営面は「広島国際大学教員選考基準」等に準拠しながら運営していく。予算については、当該学部の予算において教員数及び当該学部在籍学生数に応じた必要経費を計上する。

【別紙資料 18】「広島国際大学 学位規定（案）」参照

【別紙資料 19】「広島国際大学 教員選考基準」参照

(5) 事務体制

今般設置する「総合リハビリテーション学科」は、大学本部を置く東広島キャンパスにおいて教育・研究を行うことから、事務については、広島国際大学学長室・学生支援センター・入試センター・キャリアセンター・国際交流センター・図書館・情報センターと学部事務室が連携して対応する。

12. 自己点検・評価

本大学では、教育・研究の高度化・活性化と質的向上を図るため、平成 10 年の開学後直ちに、大学審議会の答申に沿って自己点検・評価への取り組みを開始した。平成 14 年度及び平成 15 年度には「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）が中心となって「広島国際大学 自己点検・評価報告書」を作成した。続いて、平成 17 年度及び平成 18 年度に「広島国際大学自己評価報告書」を作成した。さらに平成 19 年度から平成 20 年度において実施した自己点検を基に作成した「広島国際大学自己評価報告書」については、財団法人日本高等教育評価機構による平成 20 年度大学機関別認証評価により大学評価基準を満たしていると認定された。

今後も本大学の教育と研究の水準を維持し、さらなる質的向上のため、点検評価を行い、その結果を報告書で公表する。

（1）実施体制

本大学では、教育・研究水準の向上を図り、かつ、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営等の状況について、自ら点検・評価することを目的に「自己評価委員会」を組織している。

本委員会は現在、学長を委員長とし、副学長、学部長、大学院研究科長等 30 人で構成している。「学部等の教育・研究の理念と目的」「教育・研究上の組織」「学生の受け入れ」「教育課程」「研究活動」「地域との連携」等の点検・評価の対象項目を設定し、自己点検・評価に鋭意取り組んでいる。さらに、より高度な教育・研究を目指した自己評価を実施していくために、本委員会の意思を反映し、実務中心に作業を進める小委員会として「企画調整ワーキンググループ」を平成 17 年度から結成している。また、平成 18 年度からは、本ワーキンググループに教育系、事務系の作業チーム制を導入し、これを企画調整部門が調整していく体制に進展させている。平成 19 年度からは、「自己点検・評価ワーキンググループ」と委員会名称を改め、体制を再整備した。さらに本組織体制の効果的運営のため、平成 19 年度には日本高等教育評価機構の評価項目に対して具体的に自己点検・評価活動を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」と、その結果を自己評価報告書として編集し、その過程での課題をチェックするための「自己評価報告書作成ワーキンググループ」をそれぞれ小委員会として設置し、自己点検・評価体制を構築した。

今後も、本大学の教育・研究をさらに向上させるための自己点検・評価体制を適宜見直していく計画である。

(2) 実施のポイント及び取り組み内容

大学の構成員が自らを点検し評価する上で基軸となるものは、当該大学の教育の基本的な理念である。

本大学では、保健・医療・福祉・環境を中心に、人間を対象とした学問領域を包含した学部・学科、研究科・専攻を設置しており、そのために「人間と人間をとりまく社会や環境との調和のとれた共生」を目指し、現代社会が直面する諸課題への対応策の構築、快適で上質な社会環境の実現と提供、さらには、国際平和と福祉の向上に貢献することのできる人間性豊かな人材の養成を目標としている。

これらの目標を実現していくために、本大学では専門的な知識・技能を教授することはもとより、

- ① 優れた感性、広い視野、高い倫理観と責任感を備えた人間性を培う。
- ② 創造力・計画力・調和性を備えた実践力を涵養して、与えられた課題を解決できる力を養っていく。さらに、自ら疑問点を見つけ、あるいは課題を設定して、それを解き進める、いわゆる自発的な学習の能力、意欲を身につけさせる。
- ③ 国際舞台において、相互理解に必要となる多様な異文化や国際情勢に関する知識・実践的な語学能力・広い国際的視野を持って諸外国の人々と協働できる国際性を培う。

といった3点を主眼として教育を推進している。

具体的な取り組みとしては、次のとおり実施している。

○ チュートリアル

それぞれの学生に自ら学習する習慣を身につけさせるために、設置する全学部・学科で専門教育科目として、少人数教育による「チュートリアル(1年次配当・必修科目・1単位)」を開講している。「チュートリアル」は、本大学開設時から実施しており、全学生のフォロー体制に大きな効果を上げている。

○ 基礎ゼミナール

平成17年度から、「チュートリアル」に加え、導入教育として共通教育科目に「基礎ゼミナール(1年次配当・必修科目・1単位)」を開講し、大学生としての基礎的素養・スキルを身につけるとともに、学習能力、意欲へと結びつくための科目として大きな効果を上げている。

○ SSPプログラム

平成16年度からは、「SSP(Student Society Partnership)プログラム」と称した、学生の研究活動の活性化、地域社会との連携を目指し、外部団体(企業、自治体など)との共同企画を実現させるための助成金制度を設け支援している。これは、講義を中心とした正課の授業と課外活動を通じて得られる知識・技能ならびに人間形成を基盤とし、探究心と行

動力、チャレンジ精神の涵養を目的としたプログラムであり、学生が地域社会の人々とパートナーシップを結び社会的価値のある活動を推進している。

○ 国際交流センター

本大学における国際交流及び国際貢献にかかる諸活動の推進を目指し、平成 18 年度に「国際交流センター」を設置した。主に、学生及び教職員の海外留学・研修の推進・国際交流事業の実施・外国語教育の充実と教育課程の整備・留学生の受け入れをはじめ日本語及び日本事情に関する教育、国際的な社会貢献のための支援活動等を行っている。

○ 入学前研修

平成 17 年度から、入学予定者を対象に、入学する直前の 3 月に「入学前研修」を実施している。多種多様な考え方を持って入学してくる入学予定者に対し、学習することの楽しさや意欲・関心・動機付け・心構え等学習に対する原点に回帰させるきっかけにするとともに、入学後からのスタートダッシュをより円滑にするためのプログラムとなっている。開始当初、社会環境科学部（平成 19 年 4 月から工学部に改組）において実施し、平成 19 年度入学生には一部を除く 11 学科、平成 20 年度入学生には 12 学科において、平成 21 年度には東広島キャンパス 6 学科、呉キャンパス 6 学科の計 12 学科において、それぞれの学部・学科の課題やテーマに沿った内容で実施している。

また、「自己評価委員会」では、これまで点検・評価を行ってきた各評価対象項目について、目標とする方向性や基準と照らし合わせ、それぞれの達成度や進捗状況を継続して総合的に検証を行っている。

（３）審議状況と今後の方針

現在、「自己評価委員会」の小委員会「自己点検・評価ワーキンググループ」では、「教育・研究の理念・目的」「教員組織」「教育課程」「施設・設備」「社会的活動、地域交流・貢献」等の評価対象項目ごとに、大学開設後 12 年間の成果を検証している。

なかでも、これらの評価対象項目に複雑に関連している「入学試験（学生確保の方策、試験制度）」「教育（学生が自発的に学ぶ姿勢を身につける方策・教員の教育力の向上対策）」及び「就職・進学（高い満足度が得られる進路の選択・国家資格等資格取得の支援）」は三位一体のものであり、統合して取り扱わなければならない。この三者のサイクルがうまく機能すれば大学の質は高くなる。

そのため、

- ① この好循環をいかにして構築するかをポイントに、まず次の観点から数値化を試みた。

- a. 学部・学科別の入学志願者数と年次推移
 - b. 入試成績から見た入試問題の妥当性の検討
 - c. 入学許可者の判定方法の適確性
 - d. 中途退学者数
 - e. 留年者数
 - f. 学生による授業評価
 - g. 各種奨学金の受給状況
 - h. 在学中の各種資格の取得状況
 - i. 課外活動と実績
 - j. 国家試験の受験者数と合格者数、合格率
 - k. 科学研究費補助金及びその他の研究費、補助金等の採択状況
- ② その結果を基に、どのようにすれば目標値との開きを縮められるか、あるいは、どうすればより高い数値（評価）が得られるかといった改善のための具体的な方策を検討した。

前述のほか、「広島国際大学学生委員会」の付託組織として、平成 16 年度から「学生意識・動向調査と改革プロジェクト」を展開するためのワーキンググループを発足し、アンケート調査及びその分析を行っている。キャンパス周辺の環境やアメニティ、就学状況、人間関係等を調査することで、より良い学生生活を過ごすことができるよう改善を行うための基礎データとしている。平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間に計 3 回のアンケート調査を実施し、それぞれの報告結果をまとめた冊子と 3 回分の「総合評価報告書」を作成し、平成 19 年 2 月に発行した。平成 17 年度には「2004－2005 第 1 回集計結果報告書」と平成 13 年度に単発で実施したアンケート調査との比較として、「2001 年度との調査結果の比較」を作成した。本調査は学生の動向を知る上で非常に有効であり、3 回分の結果報告とそれぞれの比較に基づく分析により、さらなる学生サービス・学生生活の向上を図るための指針としている。平成 19 年 4 月には教職員を対象に報告会を開催した。また、平成 20 年度以降についても、必要な項目については継続して調査を行うよう検討を進めている。

さらに、今後は大学院を含めた大学全体について内包する問題点を明らかにし、改善していくよう努める。また、外部評価・第三者評価をも含めた多面的な点検・評価に取り組んでいく。

（４）外部評価・第三者評価の実施

学校教育法等の一部改正により、大学は文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を平成 16 年度から、準備が整い次第定期的に受けることになっている。

自己点検・評価と並行して、外部評価・第三者評価についても常に視野に入れて

おり、幅広い多面的な評価に向けた取り組みを推し進めていく。平成 16 年度中に「広島国際大学外部評価委員会」を組織する計画であったが、自己評価と外部評価を分離した縦割りの構造ではなく、総合的な評価体制を整えた。具体的には、前述したように本組織体制の効果的運営のため、平成 19 年度には日本高等教育評価機構の評価項目に対して具体的に自己点検、評価活動を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」と、その結果を自己評価報告書として編集し、その過程での課題をチェックするための「自己評価報告書作成ワーキンググループ」をそれぞれ小委員会として設置し、自己点検・評価体制を構築した。これによって、平成 20 年度には財団法人日本高等教育評価機構において認証評価を受けることとなり、大学評価基準を満たしていると認定された。

現在、「自己評価委員会」においては、自己点検・評価に限らず、外部評価・第三者評価については必要に応じて小委員会を設置する形で、議論、検討を進めることとしている。そのうえで、定期的な自己点検・評価及び外部評価・第三者評価を実施することとしている。

なお、学年進行中である学部・学科については、当該学部・学科が完成年度を迎えた後に随時「自己評価報告書」の作成を行うこととしており、今後も引き続き、全学的な「自己評価報告書」を定期的に作成し、外部評価・第三者評価とともに継続的に公表し、指導を仰いでいく予定である。

（５）自己点検・評価結果の公表と結果の活用

本大学では、定期的に自己点検・評価を実施し、その結果を学内外に公表するとともに、次回の評価までに重点改善項目を掲げることとしている。これらの改善項目については、「自己評価委員会」及び関連する部署が中心となって改善、見直しを加えるとともに、次回以降の点検・評価の対象とし、継続して注視・管理していくこととする。

「自己評価委員会」では、これまで教育課程の見直し、学生による授業評価の実施及びその結果の教員へのフィードバック等、いわばファカルティ・ディベロップメント（FD）活動（教員の資質の維持向上）に基軸を置いた運営を続けてきており、教育課程の再編成とそれに伴う教員組織の改組等、自己点検・評価結果について随時改善に向けた対応を図っている。

また、自己点検・評価の結果を踏まえ、「自己評価委員会」においてFD活動の運営を続けてきたが、教員のさらなる教育力向上が求められる状況から、FD推進のための専門機関として、平成 16 年度に「広島国際大学FD委員会」を設置した。また、平成 17 年度には教育活動の強化のために「総合教育研究機構」を、科学研究費補助金への申請の強化及び外部資金獲得と産官学連携事業の拡充のために「研究開発推進機構」をそれぞれ発足した。また、国際性を重要視し、積極的に国際化を進めるために、平成 18 年度には「国際交流センター」を設置した。平成 20 年度

には大学改革を推進するために「広島国際大学改革委員会」を設置し、さらに平成 23 年度には、地域連携、社会連携の推進の必要性から「社会学連携推進機構」を設置する予定である。

このように自己点検・評価の結果は、大学全体として意識共有し、組織全体の改善にまで活用できるよう組織体制を整備している。

また、「自己評価委員会」では、自己点検・評価の結果を踏まえ、実施体制と方法、評価対象項目、結果の活用等について定期的に見直すこととしており、実務中心に作業を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」において検討を重ね、「自己評価委員会」において具現化していく体系的な組織体制によって、より良い自己点検・評価の実現を目指すための改善を鋭意行っている。

（６）自己点検・評価結果を基にした制度改革

① カリキュラムの改革

自己点検・評価の一環として「広島国際大学共通教育検討委員会」（以下「共通教育検討委員会」）を平成 15 年 2 月に設置し、共通教育のあり方等の分析をはじめ、教員・学生からの意見・要望の聴取と、そのフィードバックを繰り返しながら、現在の教育課程の問題点等を洗い出すほか、大学全体（学部・学科及び研究科・専攻間の連携、キャンパス間の連携等）としての視点からカリキュラムの編成について鋭意検討を行った。

平成 16 年度後半から、この検討を基に問題点を解決し教育活動に反映させていくため「共通教育検討委員会」を発展的に解消し、「広島国際大学共通教育運営委員会」（以下「共通教育運営委員会」という）を発足した。平成 18 年度には共通教育の具体的な整備を検討し、平成 19 年度から順次カリキュラム改正等の見直しを行い、再編成した共通教育を導入した。これにより、「共通教育運営委員会」は平成 19 年 3 月をもって廃止、平成 19 年 4 月から共通教育の検討組織は教務委員会に移行した。

しかし、共通教育の運営上の責任体制を確立するために、平成 20 年 1 月には教務委員会に小委員会である「全学的教育システム検討委員会」を配置しカリキュラムの改善・改革を行うこととし、さらに大学全体の教育システムの随時改善を図り、常により質の高い教育を行っていくために、平成 20 年 10 月に「総合教育研究委員会」を設置、この中に小委員会として「全学的教育システム検討委員会」を配置することで、共通教育の運営上の責任体制を確立した。これによって共通教育科目の全学的配置、さらには全学的教育システムの開発、推進、効果測定を行い、今後もカリキュラムの改善・改革を行っていく。

② 入試制度の改革

本大学における学部の入試制度については、開学当時から「公募制推薦入学

選考」「一般入学試験」（以下、一般入試という）を基本とし、「外国人留学生入学選考」「帰国生徒入学選考」「社会人入学選考」を実施している。その後「専門学科・総合学科特別推薦入学選考」等、多様な受験生に対応した入試制度をはじめ、複数日程の試験方式や試験会場の増設等を行っている。平成 17 年度入試からは「アドミッション・オフィス（AO）入試」を導入し、学力だけの評価でなく、志望動機や入学意欲等人物的な特性を多面的に評価する入試制度についても積極的に取り入れている。平成 21 年度入試においては、より多面的な尺度で選考するよう「AO入試」に「オープンキャンパス参加型」「グループディスカッション型」「課題提出型」「セミナー受講型」の 4 つの入試方式を設けている。

平成 21 年度の「一般入試」では、受験生の利便性に配慮するため、「一般入試前期 A 日程」「一般入試前期 B 日程」「一般入試後期」の計 3 回入試を実施し、このうち「一般入試前期 A 日程」「一般入試前期 B 日程」では、試験日自由選択制として 2 日間実施している。さらに、複数学科（3 学科まで）の併願を可能とし、試験会場は 17 会場設定している。

大学院入学者選抜については、現在、本大学学部生を対象とした「学内進学者入試」のほか、「一般入試」及び「社会人入試」を実施している。「学内進学者入試」は、工学研究科が 5 月、医療・福祉科学研究科、心理科学研究科が 7 月、看護学研究科は 9 月に実施している。また、「一般入試」において、夏季（7 月）は、医療・福祉科学研究科、心理科学研究科（実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）を除く）、工学研究科で実施している。秋季（9 月）は、心理科学研究科実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）と看護学研究科で実施、春季（2 月）は、全研究科で実施するなど、多様な学生を受け入れるために様々な入試を実施している。

これら入試制度の改革にあたっては、過去からの入試結果データに基づき検討を進めるが、本大学の現状を知る上での参考資料として、自己点検・評価の結果データ等も学生募集要項を策定する際の一助としている。

③ キャリア指導・支援体制の改革

開学時に「就職部就職課」として、組織の運営が開始され「広島国際大学就職委員会」を設置するとともに、各学科から就職委員を選出し、「就職部」「学科就職委員」「研究室の指導教員」の三者が一丸となり、学生一人ひとりの希望や適性に応じて、きめ細かい指導の強化・充実を図っている。

その他、各キャンパスで各学科の特性に応じた各種講座、講演会、模擬試験、業界・企業研究会及び学内合同企業説明会等就職行事の実施・運営、企業人事担当者との就職懇談会の実施、学生の就職活動テキスト「キャリアガイドブック」の作成等、様々な就職支援活動を行っている。

さらに、就職支援という枠に捉われず、低年次から学生個々のキャリア開発

支援を展開する組織へと発展させることを目的とし、平成 17 年度に「就職部」を「キャリアセンター」へ、「広島国際大学就職委員会」を「広島国際大学キャリア支援委員会」へと発展的に改編する等、低年次から社会人基礎力育成を行うため組織変更を行った。

また、情報化時代の進展に対応した新しい情報提供の形態として、学生が携帯電話・パソコンから自由にアクセスできるイントラネット「CAND i キャンパス・ネットワーク」を平成 12 年度に導入し、求人・企業情報をはじめ、各種就職関連情報の提供を行ってきた。平成 22 年度からは、「CAND i キャンパス・ネットワーク」をバージョンアップさせた、「広島国際大学ポータルサイト」に変更し、学生への様々な情報提供やサポートを行っている。

そのほか、「キャリア開発」講座の開講やインターンシップの充実等、就業体験を身近に感じさせるプログラムを積極的に創設・実施している。

1 3. 情報の提供

人材の養成はもとより、学術文化や科学技術の振興、産業や地域社会の発展、生涯学習の推進等、今日の高等教育機関に求められる社会的使命は重く、また、極めて高い公共性を有している。

本大学では、大学が適正な運営や効果的な教育・研究活動を行い、その結果を広く公開し情報提供していくことは、単に大学内部の問題ではなく社会的責務であると考えている。本学科の設置後も同様に、以下のとおり社会に対して広く情報を提供していく。

(1) 情報公開の理念

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）において、次の2点を情報公開に関する基本的な理念とすることを決議している。

- ① 学生、教職員に対してはもちろん、地域社会・産業経済界等に対しても開かれた大学あるいは大学院として、本大学の運営及び教育・研究に関する情報を積極的に公開、提供していく。
- ② 積極的な情報公開こそが、本大学運営の適正化、教育・研究の向上の礎となる。

(2) 情報提供の方法

本大学における主な情報提供の方法は、次のとおりである。

① 「大学案内」の発行

毎年度「大学案内」を発行し、大学の教育理念をはじめ、設置している学部・学科、研究科・専攻の概要やカリキュラム、教育・研究活動の特色、主な施設・設備、学生のキャンパスライフ、沿革、その他のトピックス等、学部・大学院に関する情報を詳細かつ体系的に公開している。このほか、本大学の学部への入学希望者を主たる対象として、毎年度「入試ガイド」「入試問題集」等複数の刊行物を発行し、入学試験概要、前年度入学試験結果、進学相談会開催日程、入学手続概要等、入学のために必要となる様々な情報を逐次提供している。

② ホームページの開設

本大学のホームページ（日本語版、英語版）を開学と同時に開設している。受験生等からの閲覧はもちろんのこと、在学生・卒業生・保護者・企業等の採用担当者向けにも対応したコンテンツを用意し、最新の情報をリアルタイムに提供している。

メニューとしては、大学の概要、教育・研究活動の内容、教員組織、学部及

び大学院学則、キャンパスや施設・設備等に関する大学案内のほか、各種入学試験制度の紹介とそれらの結果、就職・進路情報、セミナー等各種行事の案内、キャンパス・トピックスや併設大学との連携事業等を紹介している。

また、時代のニーズに応えるため、平成 17 年 6 月には携帯電話からも閲覧可能な携帯版「広島国際大学ホームページ」を開設した。これにより、今や情報収集に欠かせないツールである携帯電話を介したリアルタイムの情報提供が可能となった。

平成 18 年 5 月には、ホームページをより高度な情報発信が可能となるようリニューアルし、ヤフー、グーグル等検索エンジンでの上位表示を目指す SEO (検索エンジン最適化) 対策を図るとともに、ページ毎のアクセス解析機能を付加することで、在学生サービス、学生募集、産官学連携等目的別に閲覧状況を把握し、適切な情報発信が行える体制を整備した。

また、本大学では、産官学の連携・協力によって、より豊かな社会が構築されていくものと考えている。このために全学的組織として平成 15 年度に「広島国際大学プロフィール委員会」を設置し、教員の業績や経歴に関する情報をホームページ上で外部に広く公開している。公開している項目は、教員の学位・専門分野・業績・経歴・社会貢献度・研究活動等の状況であり、その情報を基に産学連携・協力による複数の研究開発が既に進行している。平成 18 年 4 月からは、プロフィールシステムをリニューアルし、ユーザインタフェースを向上させた。これらの公開情報は定期的に更新し、より強固な産官学の連携・協力を推進していく。

さらに、今後は本大学院で授与した修士及び博士の学位論文題目についても、積極的に公開していくことを検討している。

なお、これとは別に本法人のホームページを設けて、法人の事業の概要、財務の概要等についても公開している。

③ 研究者要覧の発行

産官学連携を密にするための情報ツールとして、平成 18 年度から「研究シーズ集」を作成している。平成 19 年度には「研究者要覧」に名称を改め、全教員についての専門分野と研究テーマを網羅した内容で、共同研究支援・研究開発成果の発信・技術相談・地域に根差した特色ある研究開発の促進を図るための情報冊子として役立てている。また、産学連携の一助となるよう「広島国際大学研究紹介」を作成し、「本大学の研究シーズ」と「地域産業界のニーズ」のマッチングを図り、本大学と地域が連携・交流し、協同して研究開発を推進することとしている。そのため官公庁・研究機関・他大学等に広く配布し、産官学連携の一層の強化を図っている。

④ 学生への成績評価情報の提供

学生に対する成績評価方法や成績評価内容について、毎年度発行しているシラバス及び平成 17 年度から導入した電子シラバスによって学生に周知している。今般設置する「総合リハビリテーション学科」においても、学修体系や進路に合わせた専攻別体系図や履修モデルを提示し、学生が目指す進路の方向性や成績向上に資することのできる編集を進めていく。

⑤ 広報誌の発行

本法人の広報誌である「F l o w」を、年 4 回（5、8、11、2 月）発行している。同誌には、本法人の将来計画、理事会報告、財務状況、設置各大学教員の教育・研究活動の状況、入試状況、就職状況、その他教育・研究全般に亘る幅広い情報を分かりやすい内容で公表している。官公庁をはじめ、マスコミ各社、全国の主要大学等、広く関係各方面に送付している。また、5 月発行分は在学生の父母等にも送付し、本大学の現状を公表しているほか、8 月発行分は卒業生向けに編集し、本法人設置学校（前身校を含む）の全卒業生にも送付している。

一方、本大学では、主に学生に向けた学内情報誌として、「広国大キャンパス」を年 4 回発行している。これは、不特定多数を読者とする前述の「F l o w」とは異なる視点に立って編集したもので、教員の教育・研究活動に関する情報を学生向けの内容で構成し、提供しているほか、学生の課外活動をはじめとするキャンパスのトピックス等も紹介している。

なお、「F l o w」及び「広国大キャンパス」は、本大学ホームページ上でも自由に閲覧が可能である。

⑥ セミナー、シンポジウム等の開催

本大学では、教員の多様な研究領域を活かして、日頃から地元東広島市、呉市、広島市のほか、広島県内の病院団体や職能団体と共同で、セミナーやシンポジウム、講演会を開催している。また、本大学の教育や研究の成果を広く社会に公開・還元する取り組みとして、平成 15 年度より公開講座推進委員会を立ち上げ、全学的な公開講座の推進を図っており、平成 16 年度からは公開講座「広島国際大学 咲楽（さくら）塾」を各年度の前期と後期に分けて実施している。“学ぶ楽しさを大きく咲かす”をコンセプトに、日頃の研究成果を積極的に公表・提供する機会として、本大学の学部・学科や学際領域毎に年間を通じて講演テーマを編成し、多様な分野・研究領域において最新のトピックスを題材にした講演会を展開することで、「地域に開かれた大学」「地域に貢献する大学」を目指している。今後も全学的にセミナー、シンポジウム等を定期的の実施することにより、社会に対しての情報発信に努めていく。

今般設置する「総合リハビリテーション学科」においても、既設の学科と同様に、基礎となる学部・学科がこれまで実施している、セミナーや公開講座の

開催にも参画する予定である。

(3) 今後の計画

財務状況、入学・就職状況をはじめ、本大学の運営状況、教育・研究活動の現況、社会人入学等の生涯学習支援体制等について、本大学学生・教職員はもとより、広く社会に公開していくことを目標に、「自己評価委員会」を中心に具体的な検討を進めている。

とりわけ、研究活動の公表については、毎年、各教員の研究活動の状況調査を行い、これらの調査結果を研究活動・研究業績としてとりまとめ、年報やホームページ等によって、学部・学科単位で公開していく。

また、平成 20 年度に受審した財団法人日本高等教育評価機構からの評価結果をはじめ、今後設置する学部・学科に係る設置届出書類及び年次計画履行状況報告書についても、ホームページ等で情報提供及び公表を行う計画である。

1 4. 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

本大学では、学部・大学院の設置計画を履行していくとともに、設置する学部・学科、研究科・専攻が掲げる教育・研究上の目的を達成できるように、教員一人ひとりが切磋琢磨しながら、教育内容や教育技法の改善について取り組んでいる。

(1) F D委員会の設置

教育水準の向上と効率的な大学運営を実現していくためには、教員が一体となった組織的な取り組みが必要である。

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」を中心に、学生による授業評価の実施及びその結果を教員へフィードバックする等のファカルティ・ディベロップメント（F D）活動（教員の資質の維持向上）を実施してきたが、平成 15 年度に F D をより推進するため、「教育力向上のための推進委員会」を設置した。平成 16 年度には同委員会を「広島国際大学 F D 委員会」（以下「F D 委員会」という）として再編成し、現在は同委員会を中心にして組織的な活動を進めている。

「F D 委員会」は、学長によって選任された 20 人の教職員が中心となって、次に掲げる取り組みや今後の実施提案を行っている。

- ① 学外講師による講演会の企画、実施及び教員の研修会参加に関すること。
- ② 全教員が教育力を高めるための支援活動として「F D News Letter」を発刊。
- ③ 学生による「受講生満足度調査アンケート」の実施、結果の分析及び授業改善のための方策の検討。
- ④ 「成績評価の適正化に関するアンケート」の実施とガイドラインの作成。
- ⑤ その他 F D に関すること。

(2) 教員対象研修会の実施

より優れたシラバスの作成方法や、学生による授業評価結果を基にした教員の教育能力向上のための具体的な方策を探っているが、これには専門家からの事例報告・助言等が不可欠である。そのため、教員が学内外において、研修会等に参加できる機会を積極的に設けている。

学外での研修会への参加については、年数回複数の教員を派遣している。平成 17 年 3 月に「大学コンソーシアム京都 第 10 回 F D フォーラム」、平成 18 年 8 月に「F D と大学教育改革」へ参加し、参加した教員による報告会を実施する等、他の教員にも同様の知見を得る機会が持てるよう配慮している。

学内における研修会については、平成 17 年 1 月に佛教大学 教育学部 教育学科 助教授 原 清治 氏を招き、「新たな『教育評価』をめぐるー大学コンソーシアム京都・F D フォーラムの実践例からー」と題して講演会を実施した。その後、平成

18 年 1 月には畠山 創 氏（代々木ゼミナール）の講演会（演題「最初の授業で全てが決まる！」）を、平成 19 年 1 月には宇佐美 寛 氏（千葉大学 名誉教授）の講演会（演題「わかりやすい授業」）を、平成 19 年 11 月には谷本 美彦 氏（宮崎大学 副学長）の講演会（演題「大学の教育力の向上と授業公開」）を実施した。

また、平成 18 年 10 月には学内教員による講義における工夫や取り組みを発表し意見交換を行う「FD 研修会」を初めて実施し、続く平成 19 年度においては 2 回（7 月、1 月）実施した。さらに、平成 19 年度には教員相互に授業参観できる「授業公開」を実施した。

（３）学生による授業評価の実施

本大学では、開学当初から毎年、全ての学部において、学生による授業評価を実施している。

評価の方法は無記名のアンケート方式としており、質問項目は授業の理解度を中心とし、加えて自由記述できる項目を設けている。評価の結果については当初、教員の自主的な閲覧に任せていたが、開学 2 年目からは、該当科目の評価票を当該教員にそれぞれ届けることとし、評価の低い教員に対しては学長自らが授業の改善を促している。

学生の評価内容を各教員にフィードバックすることで、学生の学修の活性化や教授法の改善に努めるとともに、教員と学生がそれぞれ資質を高め、積極的な創意工夫の上に個性を発揮することのできる教育展開を目指すものである。

また、学生による「受講生満足度調査アンケート」の結果を教員にフィードバックする際、全教員に対してアンケートの質問項目等に関する調査を行い、その結果を「FD 委員会」において検討し、「受講生満足度調査アンケート」が教育内容や教授法の改善にとってより効果的なものとなるよう改良を重ねている。

（４）学生の資格取得支援

本大学には、国家試験受験資格等、ライセンスと直結した教育課程を持つ学部・学科、研究科・専攻が多く、これらは将来像も明らかで教育目標も明確である。特に、これらの学科、専攻に所属する教員は、本大学の理念と将来の目標が完遂できるよう、教育の内容や方法の改善・向上について組織的に取り組んでいる。

例えば、国家試験等の出題科目に対応・関連する授業科目を担当する教員間においては、それぞれの授業内容に整合性が保たれるよう密なる連絡調整や必要となる申し合わせを行っている。また、オムニバス方式を含め、複数の教員で担当する授業科目についても、担当者間で同様の打ち合わせを行い、相互に連携のとれた授業の実施を図っている。

(5) 実践的な授業手法の習得

教育・研究面での事業計画における諸施策と連動するよう、施設・設備の効果的な整備を展開し、適宜ソフト・ハードの両面で最新設備機器の導入を行っている。

例えば、P C L L教室、遠隔授業システム、C A L Lシステム等、授業運営に関する設備には最新鋭の機器を導入している。教員は、専門領域に違いはあるものの、マルチメディアに代表されるこれらの機器類を活用した授業の実施・運営法を積極的に取り入れている。

(6) その他の活動

その他、教育・研究内容の向上及び活性化のための取り組みとして、次のとおり実施している。

- ① 「広島県教育委員会」との連携による県下の高校生を対象とした公開授業の実施をはじめ、「教育ネットワーク中国」による高大連携事業への協力、「呉地域オープンカレッジネットワーク会議」による公開講座の開催等、地域の要請に応える新たな取り組みにも積極的に参加している。
- ② 「大学教員の教育力向上のための方策の構築」「シラバスの活用」をテーマとして、私立大学等経常費補助金（私立大学教育研究高度化推進特別補助）の交付を受け、教育改革に取り組んでいる。

15. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本大学では、平成 17 年 4 月から、学生が主体的に自分自身のキャリアをデザインし、自律的に学び、自立して進路を開拓・決定していくための取り組みに重点を置く支援をはじめ、これまでの学生の就職活動支援を目的とした「就職課」から、学生の生涯を通したキャリア支援を目的とした「キャリアセンター」へと体制を整備し、学生のキャリア開発支援にさらに力を入れている。

(1) 教育課程内の取組について

本大学では、共通教育科目において、「キャリア開発演習Ⅰ（1 単位必修／1 年次後期）」「キャリア開発演習Ⅱ（1 単位選択／2 年次又は 3 年次）」「キャリア開発演習Ⅲ（1 単位選択／2 年次又は 3 年次）」の 3 科目を配置しており、学生の体系的なキャリア支援を行っている。

「キャリア開発演習Ⅰ（1 単位必修／1 年次後期）」では、自己理解を深めることが他者理解につながることを体得し、人間関係における大学生活の基盤を作る。その上で、大学本来の目的である専門教育や研究への移行が有効になるよう、自己肯定感を醸成する。具体的には、現在までの自分を振り返ることで自己分析を行い、自分を取り巻く人々の様々な個性を理解させる。他者を受け入れることを目的としたグループワーク等を通して協調性を培い、他人との関わりにおける苦手意識の払拭を目的とする。

「キャリア開発演習Ⅱ（1 単位選択／2 年次又は 3 年次）」では、主体的に自分自身がキャリアをデザインし、自己の責任において選択や決定ができる力を涵養する。視野を大学から社会へ向け、具体的な職業観や勤労観を醸成する。具体的には、上級学生や卒業生あるいは企業から講演者を招き、人生観や仕事の魅力、現場最前線の情報等の講話を聴講させる。また、実際に職業興味検査の受検や、書物をテーマにしたグループワークを通して、働き方について考察させる。

「キャリア開発演習Ⅲ（1 単位選択／2 年次又は 3 年次）」では、キャリアデザインにおいて、職業人生の第一歩である就職活動という現実問題への応用を目的とする。職業や社会情勢に関する知識や技能を習得させることと並行して、社会人として必要とされる基礎知識の理解を深めさせる。具体的にはキャリアデザインの実現を目標とした、就職活動や進学活動の支援を実技中心に展開する。また職業生活での基礎となる情報収集能力やマナースキル等を、ロールプレイング等により習得させる。

なお、保健医療学部は、理学療法士・作業療法士をはじめ国家資格を取得するための養成学校とする学科で構成しており、各学科において指定規則に準じた体系的な教育課程を編成する必要がある。学生自身も将来の目指すべき目標として、それ

それぞれの学科・専攻に入学していることから、キャリア開発に関する科目として特別に配さず、医療人・専門職業人としての知識・能力・技術の修得と並行して、人間性・倫理観・社会性を持った人材を養成するよう、共通教育科目・専門教育科目の各講義・演習・実習・臨床実習において、前述の要素を包含した内容の教育・指導を行っている。

（２）教育課程外の実施について

本大学では、1 年次からキャリア支援を行っており、以下のような活動を中心にきめの細かい指導を中心とした取り組みを行っている。

- ① 東広島・呉キャンパスでの企業説明会、病院説明会の実施
- ② 企業人事担当者と教職員との就職懇談会の実施（広島及び大阪）
- ③ 10 地区で開催する教育懇談会における保護者向けの就職講演会及び個別の就職・進学等進路相談の実施
- ④ 「求人パンフレット」を医療機関、福祉施設向け、企業向けに 2 種類作成・配布
- ⑤ 就職活動のための「キャリアガイドブック」作成及び学生・保護者への配布
- ⑥ 就職活動ガイダンス、小論文・作文模擬試験、筆記試験対策、履歴書作成指導、面接・マナー講座、メイク講座及び 4 年次生による就職活動体験報告会を実施
- ⑦ 求人情報等のメール配信及び学内限定ホームページでの閲覧、詳細を学内ネットワーク上のキャリアセンターホームページへの学内設置のパソコンからアクセスすることにより閲覧可能。
- ⑧ 適性検査（1 年次生）、就職オリエンテーション（1、2 年次生）の実施

（３）適切な体制の整備について

① 就職・進学に対する相談・助言体制

本大学キャリアセンターでは、センター長以下専任事務職員 9 人、嘱託事務職員 2 人の合計 11 人体制で就職・進学等の支援を行っている。事務職員の配置は、専任が東広島キャンパス 4 人、呉キャンパス 5 人、嘱託が東広島キャンパス 1 人、広島キャンパス（エクステンションセンター）1 人となっているが、相互に補完し合い就職に対する相談・助言体制の充実を図っている。

キャリアセンター長は、産業カウンセラー及びキャリア・コンサルタント（産業カウンセラー協会）の有資格者である。また、職員はキャリア支援セミナー等の計画的な参加により、相談・援助力の深化に努めている。

② キャリア教育のための支援体制

本大学におけるキャリア支援の中心となる資格取得については、各学科で取

得を目指す診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、建築士、薬剤師等の国家資格取得に向け、正規の授業外で特別講座を開講するなどして、積極的な学習支援を行っている。その結果、各種国家資格の合格率は概ね全国平均と同等あるいはそれ以上という好成績を残している。本学科においても、今後新たに作業療法士の養成学校のための教育課程を置くため、既設学科（理学療法士）と同様の体制で学習支援を行っていく。

国家資格以外の専門職に有用と判断される資格についても、各学科において、正課の授業外で特別講座を開講するなどして、キャリア支援を行っている。

平成 19 年度よりエクステンション講座の講座数を 9 講座より 24 講座に増やし学生へのキャリア支援を強化した。受講生は延べ 400 人を超える状況である。講座によっては移動用バスを配備し、キャンパス間を横断しての開講も実施している。合格率は概ね全国平均と同等あるいはそれ以上という好成績を残している。

平成 20 年度からは、本大学が奨励する資格試験に合格した（TOEIC においては、ある一定の点数に達した）場合に、奨励金を支給する「資格・能力取得奨励金制度」を発足させた。

今後もなお一層の支援体制強化を図っていく。

以 上

保健医療学部 総合リハビリテーション学科 教育体系図
【全体図】

大学院

卒業研究

専門総合分野

● 総合技術

4年次

3年次

2年次

● 総合技術

専門分野

- 基礎理学療法学
- 理学療法評価学
- 理学療法治療学
- 地域理学療法学
- 臨床実習

4年次

3年次

2年次

1年次

- 基礎作業療法学
- 作業療法評価学
- 作業療法治療学
- 地域作業療法学
- 臨床実習

専門基礎分野

- 人体の構造と機能及び心身の発達
- 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進

3年次

2年次

1年次

- 保健医療福祉とリハビリテーションの理念

理学療法学専攻

作業療法学専攻

専門教育科目

共通教育科目

保健医療学部 総合リハビリテーション学科 教育体系図

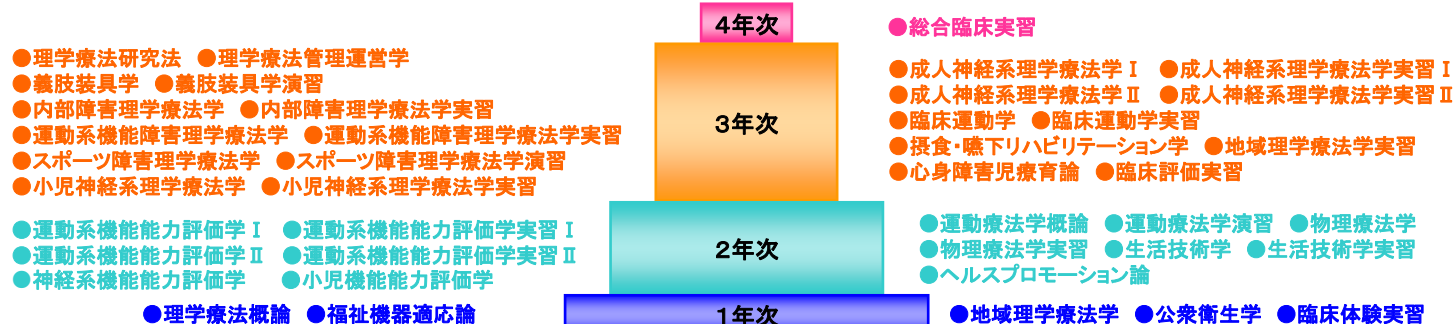
【理学療法学専攻】

卒業研究

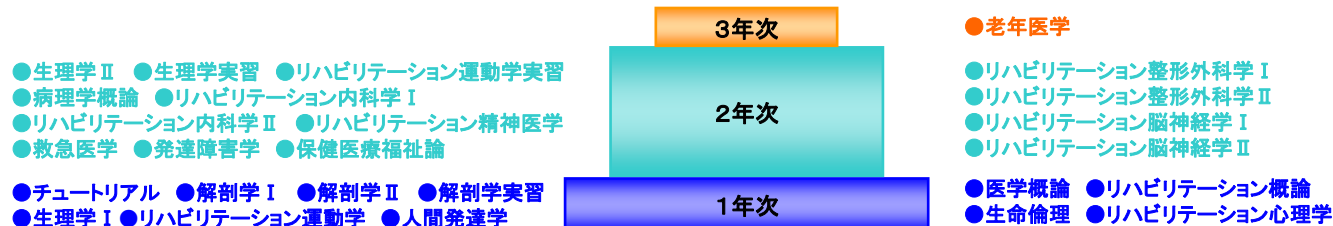
専門総合分野



専門分野



専門基礎分野



専門教育科目

共通教育科目

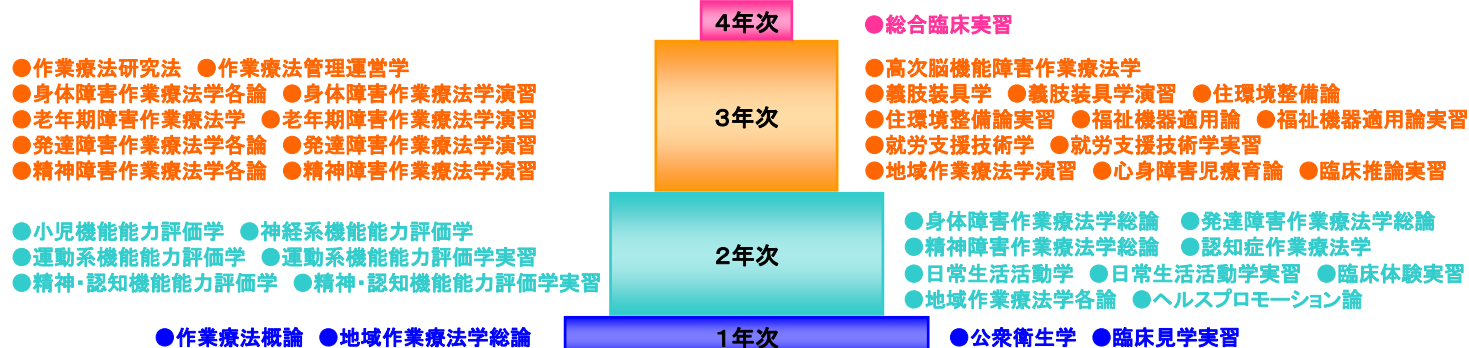
保健医療学部 総合リハビリテーション学科 教育体系図
【作業療法学専攻】

卒業研究

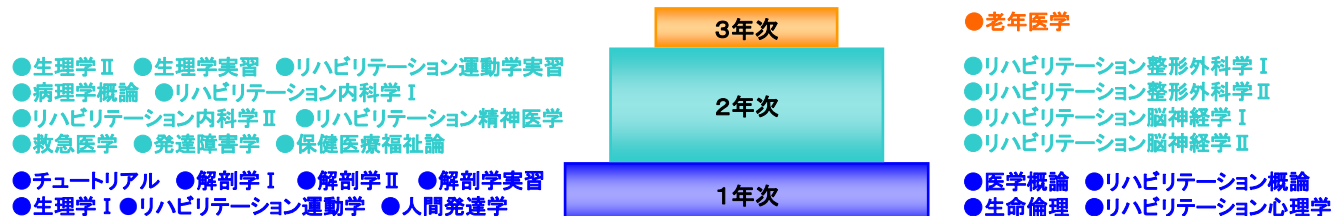
専門総合分野



専門分野



専門基礎分野



専門教育科目

共通教育科目

広島国際大学就業規則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する広島国際大学(以下「広国大」という)に勤務する専任の職員の服務規律および待遇に関する事項については、この就業規則(以下「規則」という)に定めるところによる。
- 2 広国大に勤務する特任の職員、任期付の職員、嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員に関する就業規則は、別に定める。

(定義)

- 第2条 この規則において専任の職員(以下「職員」という)とは、教育職員、医療職員、事務職員、技能職員および用務員をいう。

(適用除外)

- 第3条 職員のうちつぎに掲げる者については、この規則に定める勤務時間、休憩時間および休日に関する規定を適用しない。
- イ 学長
- ロ 監視または断続的勤務に従事する者として労働基準監督署の許可を受けた者

(遵守義務)

- 第4条 職員は、この規則のほか広国大の諸規定を遵守し、理事会の決定および理事長、学長その他上長の職務上の指示および命令に従い、学園の秩序を維持するとともに、互いに協力してその職責を遂行し教育および研究の目的達成に努めなければならない。

第2章 任免

(試用期間)

- 第5条 新たに職員として採用された者には、6カ月の試用期間を置く。ただし、理事長が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項の試用期間は、勤続期間に算入する。
- 3 試用期間中において、職員として適格性を欠くと認められたとき、理事長は理事

会の議を経て雇用契約を解約することができる。

- 4 前項の解約が、採用後14日を超えて引き続き雇用されている者に対して行われるときは、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給する。

(休職)

第6条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は休職を命じることができる。

イ つぎの期間、第24条に定める病気休暇を取得したとき

勤続3年以下の者 3カ月

勤続3年を超える者 6カ月

勤続5年を超える者 10カ月

勤続10年を超える者 12カ月

ロ 公職に就き業務の遂行に支障があると認められたとき

ハ 刑事事件に関し起訴されたとき

ニ やむを得ない事情により休職を願い出て許可されたとき

ホ やむを得ない業務上の都合があるとき

ヘ 業務遂行に支障があると認められたとき

- 2 病気休暇を取得した者が出勤し、同一または類似の原因により再び病気休暇を取得した場合において、その出勤期間が3カ月未満のときは、前後の病気休暇取得期間を通算する。

- 3 第1項ホ号およびヘ号の適用については、理事会の議を経るものとする。

(休職期間)

第7条 休職の期間は、つぎのとおりとする。

イ 前条第1項イ号の場合 1年以内(結核性疾患の場合は2年以内)。ただし、理事会は、傷病の回復状況その他の情状を考慮し、1年を限度として期間を延長することができる。

ロ 前条第1項ロ号の場合 休職理由が継続する期間

ハ 前条第1項ハ号の場合 休職理由が継続する期間

ニ 前条第1項ニ号の場合 休職を許可された期間

ホ 前条第1項ホ号の場合 1年以内

ヘ 前条第1項ヘ号の場合 1年以内

(休職期間中の身分等)

第8条 休職期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事することはできない。

- 2 休職期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

- 3 休職期間は、広島国際大学退職金規定その他特に定めるもののほか、勤続期間に算入しない。

(復職)

- 第9条 休職の理由が消滅したとき、理事長は、速やかに復職を命じる。ただし、第6条第1項ハ号に該当する場合は、復職を命じないことがある。

(退職)

- 第10条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当然に退職するものとする。
- イ 定年に達した年の年度末(3月31日)
 - ロ 死亡したとき
 - ハ 退職を願い出て受理されたとき
 - ニ 休職期間が満了しても復職を命じられない場合で、期間満了後30日を経過したとき。ただし、第6条第1項ホ号による休職の場合を除く。

(退職願)

- 第11条 職員は、退職しようとするとき、退職希望日の14日前までに理事長に退職願を提出しなければならない。

(定年)

- 第12条 定年年齢は、満64歳とする。
- 2 前項にかかわらず、別に定める基準に該当する者については、この規則に定める職員(専任の職員)以外の職員として、1年間、再雇用することができる。

(解雇)

- 第13条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、理事会の議を経て30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。
- イ 勤務成績が悪く、職員としての適格性を欠くと認められたとき
 - ロ 心身の故障のため、業務に堪えないと認められたとき
 - ハ やむを得ない業務上の都合があるとき

(離職者の義務)

- 第14条 職員が退職するときまたは解雇されるときは、つぎに掲げることを守らなければならない。
- イ 上長の指示に従い、速やかに業務上の書類とともに後任者に文書により事務引継ぎを行うこと

- ロ 職員証明書、私立学校教職員共済加入者証その他求められた書類を速やかに返却すること
 - ハ 貸出図書その他学園の貸与物品または貸付金その他学園に対する債務を速やかに完済すること
- 2 退職し、または解雇された者は、職務上知り得た事項について秘密を守らなければならない。

(配置転換等)

第15条 理事長は、業務の都合により職種または勤務場所の変更を命じることができる。

第3章 勤務

(勤務時間)

- 第16条 事務職員および医療職員の所定勤務時間は、1日について7時間、1週間について38時間30分とする。技能職員および用務員の所定勤務時間は、1週あたりの勤務時間が40時間を超えない範囲で毎年度当初に理事長が定める。
- 2 前項にかかわらず、所定勤務時間は、毎月1日を基準日とする1カ月単位の変形労働時間制とし、1カ月ごとの勤務時間および各日の始業、終業時刻を事前に決定し通知する。
- 3 前2項については、事務系管理職(部長、室長、センター長および課長)には適用しない。
- 4 教育職員の勤務時間は、別に定める広島国際大学専任教員の授業担当時間に関する規定による授業担当責任時間を含め、9時から17時とする。
- 5 前項にかかわらず、教育職員は、学長の承認を得て、授業担当など業務の都合により4週間を平均した1週当たりの実働時間が38時間30分を超えない範囲で勤務時間を変更することができる。
- 6 教育職員は、毎年度勤務割表を学長に提出し、承認を得なければならない。
- 7 学長は、業務の都合により第1項および第4項に定める時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。

(校外研修日)

- 第17条 教育職員が勤務の日に学外で研修しようとするとき、または第33条により承認を得た学外での兼職に従事しようとするときは、あらかじめ学長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、出勤簿の押印をもって事後に承認を求めることができる。
- 2 事務職員、技能職員および用務員(以下「事務系職員」という)および医療職員に

ついて、理事長は授業に支障のない時期において出勤を要しない校外研修日を与えることができ、その適用については、別に定める広島国際大学事務系職員および医療職員の校外研修日に関する内規による。

- 3 校外研修日は、勤務したものとみなす。

(休憩時間)

第18条 事務系職員および医療職員の休憩時間は、11時30分から12時30分までとする。

- 2 教育職員の休憩時間は、授業間隔時および昼食時を合計した1時間とする。
- 3 理事長は、業務の都合により第1項に定める時間帯の開始および終了時刻を変更することができる。
- 4 第1項にかかわらず、保安要員の休憩時間は、保安要員服務内規に定める。

(休日)

第19条 職員の休日は、つぎのとおりとする。

- イ 日曜日
- ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ハ 12月29日から翌年1月3日まで
- ニ 学園創立記念日(10月30日)
- 2 事務系職員および医療職員については、2週のうち1回の土曜日を休日とする。
- 3 前2項にかかわらず、保安要員の休日は、保安要員服務内規に定める。

(休日振替)

第20条 上長は、業務の都合により、前条の休日をあらかじめ定めた他の日に振り替えることができる。

- 2 前項の振替を行うにあたっては、振替休日を指定し、前日までに当該職員に通知するものとする。

(時間外勤務および休日勤務)

第21条 上長は、業務の都合により勤務時間を超え、または休日に勤務を命じることができる。

- 2 前項の時間外勤務および休日勤務において、労働者の過半数を代表する者と協定を締結し労働基準監督署に届け出たときは、1日の実働時間が8時間を超える時間外勤務、または労働基準法第35条に定める休日の勤務を命じることができる。

(災害対策等による勤務)

第22条 災害その他避けることのできない理由によって臨時の必要があるとき、理事長、

学長は、職員の勤務時間を延長し、または休日に勤務させることがある。

(年次有給休暇)

第23条 採用初年度の職員には、採用された月によって、当該年度内につぎのとおり年次有給休暇(以下「年休」という)を与える。1月以降に採用された職員には、その年度内に年休を与えない。

4月～9月採用 10日

10月～12月採用 5日

2 採用2年度目以降の職員には、前年度における勤務月数により当該年度内につぎのとおり年休を与える。

11カ月以上 20日

11カ月未満 19日

10カ月未満 18日

9カ月未満 17日

8カ月未満 16日

7カ月未満 15日

6カ月未満 14日

5カ月未満 13日

4カ月未満 12日

3 前項の勤務月数の算出において、第25条第1項、第27条、第28条および第44条に該当する場合は、出勤したものとみなす。

4 当該年度中受けることができなかった年休は、1年に限り20日を限度として次年度に繰り越すことができる。

5 年休の単位は1日または半日とし、半日年休は、当該出勤日の前半または後半に必要勤務時間の半分の時間について勤務する。

6 年休を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により上長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。

7 職員が請求した時季に年休を与えることが業務の正常な運営を妨げるときは、上長は、他の時季に変更させることができる。

(病気休暇)

第24条 職員が業務上によらない傷病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第6条に定める期間の範囲内で、必要最小限度の期間について病気休暇を与える。

2 病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式に病気であることを証

明する書類(休暇が7日以上に及ぶときは医師の診断書)を添えて理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に請求することができる。

- 3 病気休暇が7日以上に及んだときは、復職時に医師の診断書を添えて職場復帰願を提出するものとする。

(特別休暇)

第25条 職員には、つぎに掲げる特別休暇を与える。

イ 慶弔休暇

- a 職員の父母、子または配偶者が死亡したとき 5日
- b 職員の祖父母、兄弟姉妹または配偶者の父母が死亡したとき 3日
- c 職員が結婚するとき 挙式の日を含む連続する5日

ロ 生理休暇

女性職員で生理日の就業が著しく困難なとき 必要日数

ハ 産前産後休暇

- a 女性職員が6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定のとき 出産の日までの申し出た期間
- b 女性職員が出産したとき 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く)

ニ 通院休暇

女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査を受けるとき 1回につき1日以内で必要と認める時間

妊娠23週まで 4週に1回

妊娠24週から35週まで 2週に1回

妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師等の特別の指示があった場合は、この限りでない。

ホ 育児時間

女性職員が1歳に満たない子を養育するとき 1日2回のそれぞれ30分または1日1回の1時間を超えない範囲で申し出た期間

ヘ 看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、病気または負傷したその子の世話をするとき当該年度内において通算5日以内で申し出た日数

ト 災害休暇

地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき 理事長が必要と認める期間

チ 公用休暇

- a 選挙権その他の公民としての権利を行使するとき 理事長が必要と認める期間
- b 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭するとき 理事長が必要と認める期間

リ 永年勤続休暇

第37条イ号に基づく表彰を受けたとき

15年勤続表彰 3日以内

30年勤続表彰 5日以内

- 2 特別休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。
- 3 前項により特別休暇の請求があった場合、理事長は、必要により証明書類の提出を求めることができる。

(特別休暇期間中の給与等)

第26条 特別休暇の期間は、勤続期間に算入する。

- 2 特別休暇の期間は、広島国際大学給与規定により特に定められた場合を除き、給与を支給する。

(育児休業)

第27条 職員は、1歳に満たない子を養育するときは、育児休業を申し出ることができる。

- 2 職員は1歳から1歳6ヶ月に達するまでの子を養育するときは、つぎのイ号およびロ号またはハ号に該当する場合に限り、育児休業を申し出ることができる。
 - イ 子の1歳到達日において、職員または配偶者が育児休業を取得している場合
 - ロ 保育所(児童福祉法に規定する保育所に限る)に入所を希望しているが、入所できない場合
 - ハ 職員の配偶者であって育児休業の対象者となる子の親であり、1歳以降養育に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
- 3 1歳に満たない子を養育する職員で育児休業をしない者および1歳以上3歳未満の子を養育する職員から申出があったときは、所定勤務時間を超えて勤務させない。
- 4 前3項の対象職員、休業期間、手続、休業期間中の給与等は、広島国際大学育児休業規定に定める。

(介護休業)

第28条 職員は、要介護者を介護するときは、介護休業を申し出ることができる。

- 2 要介護者を介護する職員で、介護休業をしない者から申出があったときは、1日の所定勤務時間を短縮し、または第16条第1項もしくは第4項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。
- 3 前2項の対象職員、休業期間、手続、休業期間中の給与等は、広島国際大学介護休業規定に定める。

(妊娠中および出産後の就業)

第29条 妊娠中の職員から申出があったときは、他の軽易な業務に転換させる。

- 2 妊娠中の職員から申出があったときは、時間外勤務および休日勤務をさせない。
- 3 妊娠中および出産後1年以内の女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査に基づく指導事項を守るため、申出があったときは、第16条第1項または第4項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更するなどの措置を講じるものとする。

第4章 服務規律

(出退勤)

第30条 職員は、出退勤の際、遅滞なく所定の方法により出退勤の事実を記録しなければならない。

(欠勤)

第31条 職員が欠勤しようとするときは、あらかじめ理事長に欠勤届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ提出できなかったときは、遅滞なく提出しなければならない。

(身上の届出)

第32条 職員は、履歴事項、住所、家族の異動等身上に関する異動があったときは、速やかに学長に届けなければならない。

(兼職)

第33条 職員は、学園以外の職務に従事しようとするときは、広島国際大学兼職に関する取扱要項の定めるところにより、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

- 2 教育職員が、非常勤講師として学園以外の職務に従事するときは、学園が設置する各学校での授業担当時間数の3分の1を超えてはならない。

(禁止事項)

第34条 職員は、つぎに掲げる行為をしてはならない。

- イ 職務上の地位を利用して金品を受領し、または自己の利益を図ること
- ロ 職務上の権限を越えて、または権限を濫用して、専断的な行為をすること
- ハ 職務上知り得た秘密を漏らし、または学園の不利益となるおそれのある事項を他に告げること
- ニ その他、学園の行動規範に反する行為をすること

第5章 給与、退職金

(給与)

第35条 給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(退職金)

第36条 退職金については、広島国際大学退職金規定に定める。

第6章 表彰、懲戒

(表彰)

第37条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、表彰することができる。

- イ 永年誠実に勤務したとき
- ロ 業務に誠実で他の模範となるとき
- ハ 業務で功績のあったとき
- ニ 国家または社会的に功績があり、学園の名誉となるべき行為のあったとき
- ホ 学園の災害を未然に防止し、または非常の際功労のあったとき
- ヘ その他前各号に準ずる表彰に値する行為のあったとき

2 前項の施行につき必要な事項は、表彰内規に定める。

(懲戒の理由)

第38条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、懲戒処分をすることができる。

- イ 正当な理由なく無届け欠勤が14日以上におよんだとき
- ロ 出勤が常でなく勤務成績が著しく悪いとき
- ハ 重要な履歴を偽ったとき
- ニ 第33条に定める承認を受けずに学園以外における職務に従事したとき
- ホ 素行不良で、職員としての体面を汚し、または刑事上の罪に該当するような

行為をしたとき

- ヘ しばしば懲戒処分を受けたにもかかわらず、改めないとき
- ト 学園の経営、教育方針に反した行為により、学園の名誉を傷つけ、または学園に迷惑をおよぼしたとき
- チ 人権侵害の防止に関する規定第2条に定めるセクシュアルハラスメントおよびその他の人権侵害行為により、職場の秩序を乱し学園の職員または学生・生徒の、人権を侵害したとき
- リ 第4条に定める遵守義務および第34条に定める禁止事項に違反したとき

(懲戒の種類)

第39条 懲戒は、譴責、減給、出勤停止、降格、停職、諭旨退職および懲戒解雇とし、その方法は、つぎのとおりとする。

- イ 譴責は、始末書を取り将来を戒める。
 - ロ 減給は、始末書を取り、給与の一部を一定期間減額する。この場合、1回の違反行為に対して、平均賃金の1日分の半額を超えず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えないものとする。
 - ハ 出勤停止は、始末書を取り、1カ月以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。出勤停止期間中の給与は、支給しない。
 - ニ 降格は、始末書を取り、広島国際大学教職員任用規定に定める降任、役職の解任のいずれかを行う。ただし、懲戒事由により、両方を併せて行うことがある。
 - ホ 停職は、始末書を取り、1年以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。停職期間中は、職員としての身分を保有するが、給与は支給しない。
 - ヘ 諭旨退職は、本人を説諭の上退職届を提出させる。これに応じない場合は、30日前に予告するか、30日以上平均賃金を支払って解雇する。
 - ト 懲戒解雇は、予告期間を設けずに即時解雇し、退職金を支給しないこととし、労働基準監督署の認定を得た場合は、予告手当も支給しない。
- 2 職員が学園に損害を与えたときは、懲戒されることによって損害の賠償を免れることはできない。

(懲戒の手続)

第40条 職員が第38条に定める懲戒の理由に該当すると認められるとき、理事長は、その都度、懲戒委員会を設ける。

- 2 理事長は、前項による懲戒委員会の答申を踏まえ、理事会の議を経て、懲戒処分を決定する。
- 3 懲戒委員会については、懲戒委員会規定に定める。

第7章 安全衛生

(保安)

第41条 職員は、別に定める広島国際大学保安全管理規定を遵守し、防火・防災・防犯に努め、学生生徒・職員の人身および学園の財産の保護および安全保持に努めなければならない。

(健康診断)

第42条 職員は、毎年定期に広国大が実施する健康診断を受けなければならない。

(就業の禁止)

- 第43条 職員が法定伝染病、精神障害または勤務することにより病状が悪化するおそれのある疾病にかかったとき、理事長は、医師の意見を聞き就業を禁止することができる。
- 2 職員は、家族または同居人が法定伝染病にかかったとき、またはその疑いがあるときは、直ちにその旨を理事長に届け出てその指示を受けなければならない。

第8章 災害補償

(業務上の傷病)

- 第44条 業務上もしくは通勤により負傷し、または疾病にかかり、療養のために勤務することができない場合で、労働者災害補償保険法(以下「労災法」という)による認定を受けたときは、公傷病休暇とする。
- 2 第25条第2項および同条第3項の規定は、公傷病休暇の場合について準用する。
- 3 公傷病休暇の原因となる傷病が治癒したときは、速やかに復職しなければならない。

(法律に基づく補償)

第45条 公傷病休暇期間中は、労働基準法および労災法の定めによる補償を行う。

(公傷病休暇中の給与等)

- 第46条 公傷病休暇の期間は、勤続期間に算入する。
- 2 公傷病休暇期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(労災認定に準じた取扱い)

第47条 傷病が労災法による業務上傷病としての認定が得られなかった場合であっても、

業務上の傷病と認めることが妥当と理事会が判断した場合は、前3条に準じた取扱いをすることができる。

付 則

- 1 この規則は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規則は、2009年9月29日から施行する。
- 3 第27条、第28条、第35条および第36条にかかわらず、出向者(学園が大阪に設置する学校等から広国大へ勤務場所を変更する者をいう)の育児休業、介護休業、給与および退職金については、学校法人常翔学園就業規則第26条、第26条の2、第33条および第34条の定めるところによる。
- 4 この規則に解釈上または運用上の疑義が生じた場合、理事会がこれを解明する。

任 用 規 定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、学園に勤務する職員の任用に関する基準と手続を定め、もって任用の公正を図ることを目的とする。

(任用の原則)

第2条 任用にあたっては、採用試験、勤務の成績、職務能力もしくは技能、健康状態その他の実証または認定された事実に基づいて、公正に取り扱わなければならない。

(定義)

第3条 この規定において任用とは、採用、格付、昇任、降任および転任をいう。

2 採用とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいう。

イ 職員でない者を新たに職員に任命すること

ロ 定年に達し退職した者を改めて職員に任命すること

ハ 第7条第1項各号の職員を同項の他の号の職員に任命すること

3 格付とは、採用した専任の職員について職種別の職階または資格を決定することをいう。

4 昇任とは、専任の職員について第8条第2項に定める職種を変更しないで、現に任用している職階または資格から上位の職階または資格に進めることをいい、降任とは現に任用している職階または資格から下位の職階または資格に変更することをいう。

5 転任とは、専任の職員の職種等を変更して格付することをいう。

(任用の計画)

第4条 学校長は、あらかじめ教育系職員の任用計画を立案し、理事長の承認を得なければならない。

2 事務系職員の任用計画は、総務部長がこれを立案し、理事長の承認を得なければならない。

(任用の決定)

第5条 職員の任用は、理事会の定めるところにより理事長が決定する。

(任用の発令)

第6条 理事長は、任用を決定したとき、告示もしくは本人への辞令交付を行う。

2 前項にかかわらず、非常勤講師に委嘱する授業担当科目および時間数は学校長が通知する。

第2章 職員の区分

(職員の区分)

第7条 職員の区分は、つぎのとおりとする。

- イ 専任の職員
 - ロ 特任の職員
 - ハ 嘱託の職員
 - ニ 客員の職員
 - ホ 非常勤の職員
- 2 前項のほか、必要により臨時要員を採用することがある。
 - 3 学園以外に本務を有する者は、専任の職員に採用することができない。

(専任の職員)

第8条 専任の職員は、兼職を許可されまたは特に認められたもののほかは、その勤務時間および職務能力を教育・研究および学校運営の目的達成のために尽くさなければならない。

- 2 専任の職員は、教育系職員および事務系職員に分け、それぞれの職種はつぎのとおりとする。
 - イ 教育系職員の職種
教育職員、研究職員、技術職員
 - ロ 事務系職員の職種
事務職員、医療職員、技能職員(運転手、工作員)、用務員(校員)
- 3 教育系職員には、つぎのとおり職階または資格を設け、任用の際に格付ける。
 - イ 教育職員の職階
大学院教授、大学院准教授、大学院講師
大学教授、大学准教授、大学講師
高等学校教諭
 - ロ 研究職員の資格 研究員二級、研究員一級、特別研究員
 - ハ 技術職員の資格 技師一級、技師二級、技師三級
- 4 事務系職員のうち事務職員および医療職員を、つぎのとおり区分し、資格を設定して任用の際に格付ける。
 - イ 管理職
参事、副参事
 - ロ 一般職
 - a 総合職系列
主幹、主事、主事補
 - b 専任職系列
専任職1級、専任職2級、専任職3級、専任職4級
 - c エントリー系列
書記

- 5 前項の系列および任用の基準等については、別に定める。

(特任の職員)

第9条 特任の職員は、専任の教育系職員に代わってそれに準ずる職務遂行が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員、研究職員あるいは技能職員として採用する。

- 2 特任の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院特任教授、大学院特任准教授、大学院特任講師、大学院特任助教、大学院特任助手

大学特任教授、大学特任准教授、大学特任講師、大学特任助教、大学特任助手、高等学校特任教諭

ロ 研究職員の職階

特任研究員

ハ 技術職員の職階

特任技師

- 3 特任の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、特任教員規定および高等学校特任教諭規定に定める。

(嘱託の職員)

第10条 嘱託の職員は、専任の事務系職員に代わってそれに準じる職務遂行が期待できるとき、事務系職員として雇用期間を付して採用する。

- 2 嘱託の事務系職員の職種は、つぎのとおりとする。

嘱託職員(事務職員、看護師、大阪工業大学ピアサポーター、高等学校実習助手、工作員、運転手、校員、校員補)

- 3 前2項のほか、校医、弁護士、弁理士等特定の専門領域について業務を委嘱する者を業務嘱託として採用することができる。

- 4 嘱託の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、嘱託の事務系職員に関する規定に定める。

(客員の職員)

第11条 客員の職員は、教育の充実または学術研究・共同研究の推進あるいは大学運営に対して貢献が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員、研究職員または技術職員として採用する。

- 2 客員の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院客員教授、大学院客員准教授、大学院客員講師

大学客員教授、大学客員准教授、大学客員講師

ロ 研究職員の職階

客員研究員

ハ 技術職員の職階

客員技師

- 3 客員の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、客員教員規定に定める。

(非常勤の職員)

第12条 非常勤の職員は、教育職員とし、学園が設置する各学校の非常勤講師として採用する。

- 2 非常勤講師は、つぎの各号のいずれかに該当するときに採用する。

イ 授業計画上、他の教育職員をもって充てることが困難なとき

ロ 専攻分野等から、専任の職員が得がたいとき

ハ 専任の教員に欠員が生じて授業計画に支障を来すとき

- 3 非常勤講師の採用の基準、手続等については、非常勤講師任用規定または広島国際大学非常勤講師任用規定に定める。

- 4 前1項の非常勤講師のほか、大阪工業大学、摂南大学および広島国際大学においてはティーチング・アシスタント(TA)を、大阪工業大学大学院においてはリサーチ・アシスタント(RA)、ポスト・ドクター(PD)およびテクニカル・サポーター(TS)を採用することができる。

- 5 前項の職員の採用の基準、手続等については、大阪工業大学ティーチング・アシスタント(TA)要項、摂南大学ティーチング・アシスタント(TA)要項、広島国際大学ティーチング・アシスタント(TA)要項、大阪工業大学大学院リサーチ・アシスタント(RA)要項、大阪工業大学大学院ポスト・ドクター(PD)要項および大阪工業大学大学院テクニカル・サポーター(TS)要項に定める。

(臨時要員)

第13条 臨時要員は、つぎの各号のいずれかに該当するときに日数を限って採用するものとする。

イ 緊急かつ臨時の業務を処理する必要が生じたとき

ロ 業務の繁忙期にあたり、専任および嘱託の職員のみで処理することが困難であるとき

ハ 特殊な業務で、専任および嘱託の職員では処理できないとき

ニ 臨時に欠員が生じ、または業務を担当する者が欠けたとき

- 2 臨時要員の採用手続等については、臨時要員に関する内規に定める。

(雇用期間)

第14条 特任の職員の雇用期間については、特任教員規定および高等学校特任教諭規定に定める。

- 2 嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員の雇用期間は1年以内とする。ただし、年度の途中で採用された者については、当該年度末までとし、年度を超えることはできない。

- 3 前項の者を翌年度更新の手続を行って再度採用することを妨げない。
- 4 学園の学生を嘱託の職員として採用する場合は、年度を超えた雇用期間を設けることができることとし、これについては、嘱託の事務系職員に関する規定、高等学校実習助手内規に定める。

第3章 採用

(採用の基準)

第15条 職員として採用される者は、職種および職階または資格ごとに求められる基準を充足するとともに、私立の教育事業である学園にふさわしい識見を備えている者でなければならない。

- 2 職種および職階または資格の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(募集の方法)

第16条 職員の募集は、原則として公募とし、各学校のホームページ、一般新聞、学会誌等に掲載するなど適切な方法により学内外に告示するものとする。

- 2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、公募によらないことがある。
 - イ 大学・大学院の設置および学部・学科・研究科・専攻・課程の新增設に関する教員組織を構成するとき
 - ロ 専攻分野、特定の業務等の関係で人材が極めて得にくいとき
 - ハ その他やむを得ないと理事長が認めたとき

(選考の方法)

第17条 選考は、資格審査を行ったうえで総合的に行う。

- 2 選考に必要な書類は、つぎのとおりとする。
 - イ 履歴書
 - ロ 教育・研究業績書(教育系職員に限る)
 - ハ 教育に対する抱負レポート(教育系職員に限る)
 - ニ 職務経歴書
 - ホ 健康診断書(適性または職務遂行能力を判断するうえで合理的かつ客観的にその必要がみとめられる場合のみ)
 - ヘ 最終学校の卒業(見込)証明書および学業成績証明書
 - ト 教員免許状等職務に必要な資格取得を証明するもの
- 3 前項にかかわらず、採用職種等によっては書類を追加または省略することがある。

(資格審査)

第18条 資格審査とは、本人の経歴等から判断される能力が、当該職種、職階または資格に適合するかを審査することをいう。

- 2 教育系職員の採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。
- 3 事務系職員採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。
- 4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。
 - イ 書類審査
 - ロ 面接試験
 - ハ 筆記試験
 - ニ 適性検査
 - ホ 実技試験、模擬授業

第19条 削除

(採用の決定)

- 第20条 職員の採用は、資格審査を経た候補者のうちから、つぎの各号に基づいて総合的に決定する。
- イ この規定その他所定の手続に従って選考されたか
 - ロ 法令および学園規定に定める基準に合致しているか
 - ハ 本人の能力、適性、健康状態等が学園の勤務に耐えられるか
 - ニ 人格・識見等が教育事業の職員にふさわしいか
 - ホ 学園の目的、建学の精神、運営方針から見て適任か

第4章 昇任・降任・転任

(昇任)

- 第21条 専任の職員で、現に任用している職階または資格より上位の職階または資格に求められる基準に達した者については、これを昇任させることができる。
- 2 資格および職階の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(昇任の選考)

- 第22条 選考は、昇任候補者について資格審査を行ったうえ、総合的に行う。
- 2 教育系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。
 - 3 事務系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。
 - 4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。
 - イ 教育・研究・大学運営に係る業績評価(教育系職員)
 - ロ 人事考課(事務系職員)
 - ハ 筆記試験
 - ニ 面接試験

- ホ 実技試験
- ヘ その他職務遂行能力を客観的に判断できる資料
- 5 必要により健康診断を行うことがある。

(昇任の決定)

第23条 昇任は、資格審査を経た候補者のうちから第20条の定めを準用して総合的に決定する。

(特別昇任)

第24条 専任の職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、または心身障害者となるに至ったとき、理事長は学校長等の申請に基づき前3条によらないで昇任させることがある。

- 2 現に任用されている職階または資格から上位の職階または資格に任用されるに必要な経過年数は不足するが、当該職階または資格に要求される基準を十分に充足し、かつ勤務成績が優秀な者について、理事長は、学校長等の申請に基づき特別に昇任させることがある。

(降任)

第25条 専任の職員が現に任用されている職階または資格の基準を真に充足していないと判断されるとき、理事長は、学校長等の申請に基づき降任させることがある。

(転任)

第26条 業務の都合により、理事長は、学校長等の意見を聴いて職員の職種変更を命じることがある。

第5章 雑則

(規定の改廃)

第27条 この規定の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2010年4月1日から施行する。ただし、同日以降に任用する者については、その任用手続時から適用する。
- 3 現に改正前の任用規定第7条、第8条、第9条、第10条および第14条により任用された職員の区分、職階、資格および雇用期間については、なお従前の例による。
- 4 1997年3月25日制定の広島国際大学教職員任用規定は、廃止する。ただし、現に廃止前の同規定により任用された前項に準じる職員の区分、職階、資格および雇用期間については、なお従前の例による。

特任教員規定

(趣旨)

第1条 この規定は、任用規定第9条に定める特任の職員（以下「特任教員」という）の職務、資格、雇用期間、給与等について定める。

2 前項にかかわらず、高等学校特任教諭については、高等学校特任教諭規定に定める。

(職務)

第2条 特任教員は、専任に準じて、教育・研究・大学運営のうち、特に任じられた職務を行う。

(資格)

第3条 特任の教育職員は各大学・大学院の教員選考基準(規定)に定める大学教員の資格を、特任の研究職員は研究職員選考基準に定める資格を、特任の技術職員は技術職員任用基準に定める資格を有し、かつ、心身共に健全な者でなければならない。

(雇用期間)

第4条 特任教員の雇用期間は、5年とする。ただし、必要により1回に限り更新することができる。

2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、5年以内で別途雇用期間を設定する。

イ 教育遂行上の必要性があると理事長が認めたとき

ロ 学園を定年退職した者を引き続き雇用するとき

3 満70歳を超える者を特任教員に採用することはできない。ただし、学校長の申請に基づき、理事長が特に認めたときは、この限りでない。

(就業規則等規定の適用・準用)

第5条 特任教員には、学校法人常翔学園就業規則のうち、第5条、第12条、第33条および第34条(広島国際大学に採用された者にあつては、広島国際大学就業規則のうち、第5条、第12条、第35条および第36条)を除き、これを準用する。

2 前項にかかわらず、学校法人常翔学園就業規則第16条から第27条(広島国際大学就業規則にあつては、第16条から第29条)までに定める勤務については、任じられる職務に応じて個別に設定し労働契約において定める。

3 特任教員には、特に定めのあるものを除いて、学園の規定を適用または準用する。

(支給する給与)

第6条 特任教員には、本俸、役職手当、通勤手当および学内出講料を支給する。

(本俸)

第7条 本俸は年俸とし、別表第1 特任教員年俸表および別表第2 または別表第3 の年俸適用基準により支給する。ただし、学校長の申請にもとづき理事長が特に認めたときは、別途年俸額を定めることができる。

(役職手当)

第8条 役職手当は、学園の役職を命じられた者に、役職手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学役職手当支給規定)により支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、学園に勤務するために交通機関等を利用し経費を要する者に、通勤手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学通勤手当支給規定)により支給する。

(学内出講料)

第10条 学内出講料は、別表第4 学内出講料支給基準に基づき支給する。

(授業担当責任時間)

第11条 特任教員のうち別表1 特任教員年俸表1 号俸適用者には、専任教員の授業担当時間に関する規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学専任教員の授業担当時間に関する規定)を準用して授業担当責任時間を設定する。

- 2 前項にかかわらず、学校長は、教育研究の遂行上これを準用せず、別途、職務を命じることができる。

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、各学校長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2010年4月1日から施行する。ただし、同日以後に任用する者については、その任用手続時から適用する。
- 2 昭和40年1月16日制定の特任教授規定および昭和40年3月31日制定の特任教授給与内規、1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授規定および1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授給与内規は、廃止する。ただし、現に廃止前の同規定および同内規により任用された者の職務、資格、雇用期間、給与等については、なお従前の例による。

別表1 特任教員年俸表

職階		1号俸	2号俸	3号俸
教育職員	特任教授	9,000,000円	5,500,000円	3,000,000円
	特任准教授	7,000,000円	4,500,000円	2,500,000円
	特任講師	6,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助教	5,500,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助手	4,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
研究職員	特任研究員	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
技術職員	特任技師	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円

別表2 特任の教育職員の年俸適用基準

号俸	適用基準
1号俸	専任に準ずる職務貢献が期待できる者
2号俸	専任の3分の2以上の職務貢献が期待できる者
3号俸	専任の3分の1以上の職務貢献が期待できる者

注：大学院在学中の者を特任助手に採用する場合の年俸は3号俸を適用する。

別表3 特任の研究職員・技術職員の年俸適用基準

職員	適用基準
研究職員	研究職員選考基準に定める特別研究員相当者を1号俸、研究員1級相当者を2号俸、研究員2級相当者を3号俸とする。
技術職員	技術職員任用基準に定める技師1級相当者を1号俸、技師2級相当者を2号俸、技師3級相当者を3号俸とする。

別表4 学内出講料支給基準

対象者	支給基準
1号俸 適用者	授業を担当すべき時間については、専任教員の授業担当時間に関する規定（広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学専任教員の授業担当時間に関する規定）を準用し、学内出講料支給規定および同施行細則（広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定および同施行細則）により学内出講料を支給する。
2号俸 3号俸 適用者	週当たりの授業時間数が6時間を超える者に対して、学内出講料支給規定および同施行細則（広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定および同施行細則）を準用して学内出講料を支給する。

保健医療学部 総合リハビリテーション学科 理学療法学専攻 教育課程及び履修モデル

【履修モデル】	
① 運動器障害理学療法志向モデル	一般及び総合病院・整形外科専門病院・スポーツ障害専門病院・大学院博士前期課程進学
② 神経系障害理学療法志向モデル	一般及び総合病院・脳神経外科専門病院・発達障害児専門病院・大学院博士前期課程進学
③ 内部障害理学療法志向モデル	一般及び総合病院・高齢者医療施設・内科専門病院・大学院博士前期課程進学

【教育課程】

科目 区分			授業科目の名称	配当年次	単位数		理学療法学専攻																		
							①運動器障害理学療法志向モデル				②神経系障害理学療法志向モデル				③内部障害理学療法志向モデル										
					必修	選択	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次							
専門教育科目	専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	チュートリアル	1前	1		●					●				●									
			解剖学Ⅰ	1前・後	2		●					●				●									
			解剖学Ⅱ	1前・後	2		●					●				●									
			解剖学実習	1前・後	1		●					●				●									
			生理学Ⅰ	1前・後	2		●					●				●									
			生理学Ⅱ	2前・後	2			●					●				●								
			生理学実習	2前・後	1			●					●				●								
			リハビリテーション運動学	1前・後	2		●					●				●									
			リハビリテーション運動学実習	2前・後	1			●					●				●								
			病理学概論	2前・後	2			●					●				●								
		人間発達学	1前・後	2		●					●				●										
		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	医学概論	1前・後	2		●					●				●									
			リハビリテーション内科学Ⅰ	2前・後	1			●					●				●								
			リハビリテーション内科学Ⅱ	2前・後	1			●					●				●								
			リハビリテーション整形外科Ⅰ	2前・後	1			●					●				●								
			リハビリテーション整形外科Ⅱ	2前・後	1			●					●				●								
			リハビリテーション精神医学	2前・後	2			●					●				●								
			リハビリテーション脳神経学Ⅰ	2前・後	1			●					●				●								
			リハビリテーション脳神経学Ⅱ	2前・後	1			●					●				●								
			救急医学	2前・後	2			●					●				●								
			発達障害学	2前・後	2			●					●				●								
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1前・後	2		●					●				●										
		生命倫理	1前・後		2										○										
		リハビリテーション心理学	1前・後		2	○																			
		保健医療福祉論	2前・後		2							○													
		老年医学	3前・後	2					●					●			●								
	専門分野	基礎理学療法学	理学療法概論	1前・後	2		●					●				●									
			理学療法研究法	3前・後	2				●						●			●							
			理学療法管理運営学	3前・後	2				●						●			●							
		理学療法評価学	運動系機能能力評価学Ⅰ	2前・後	1			●					●				●								
			運動系機能能力評価学実習Ⅰ	2前・後	1			●					●				●								
			運動系機能能力評価学Ⅱ	2前・後	1			●					●				●								
			運動系機能能力評価学実習Ⅱ	2前・後	1			●					●				●								
			神経系機能能力評価学	2前・後	1			●					●				●								
			小児機能能力評価学	2前・後	1			●					●				●								
		理学療法治療学	運動療法学概論	2前・後	2			●					●				●								
			運動療法学演習	2前・後	1			●					●				●								
			物理療法学	2前・後	1			●					●				●								
			物理療法学実習	2前・後	1			●					●				●								
			義肢装具学	3前・後	1					●					●				●						
			義肢装具学演習	3前・後	1					●					●				●						
			内部障害理学療法学	3前・後	1					●					●				●						
			内部障害理学療法学実習	3前・後	1					●					●				●						
			運動系機能障害理学療法学	3前・後	1					●					●				●						
			運動系機能障害理学療法学実習	3前・後	1					●					●				●						
			スポーツ障害理学療法学	3前・後	1					●					●				●						
			スポーツ障害理学療法学演習	3前・後	1					●					●				●						
			小児神経系理学療法学	3前・後	1					●					●				●						
			小児神経系理学療法学実習	3前・後	1					●					●				●						
			成人神経系理学療法学Ⅰ	3前・後	1					●					●				●						
			成人神経系理学療法学実習Ⅰ	3前・後	1					●					●				●						
			成人神経系理学療法学Ⅱ	3前・後	1					●					●				●						
			成人神経系理学療法学実習Ⅱ	3前・後	1					●					●				●						
			生活技術学	2前・後	2			●					●				●								
			生活技術学実習	2前・後	1			●					●				●								
			臨床運動学	3前・後	2					●					●				●						
			臨床運動学実習	3前・後	1					●					●				●						
			摂食・嚥下リハビリテーション学	3前・後	1					●					●				●						
	地域理学療法学	福祉機器適応論	1前・後		2							○				○									
		地域理学療法学	1前・後	1		●						●				●									
		地域理学療法学実習	3前・後	1					●					●				●							
		ヘルスプロモーション論	2前・後		2				○																
		公衆衛生学	1前・後		1																				
		心身障害児療育論	3前・後	1					●					●				●							
	臨床実習	臨床体験実習	1前	1		●					●				●										
		臨床評価実習	3前・後	3					●					●				●							
		総合臨床実習	4前・後	14						●				●				●							
		卒業研究	4通	4						●				●				●							
	専門分野総合	総合技術	理学療法学演習	4前・後	2					●				●					●						
			理学療法特別講義Ⅰ	3前・後		1				○				○											
			理学療法特別講義Ⅱ	3前・後		1											○								
			医療英語	2前・後	2			●					●				●								
履修単位数（専門教育科目）…①						22	36	30	20	22				36	30	20	24				34	30	20		
						108単位				108単位				108単位											
履修単位数（共通教育科目）…②						22単位				22単位				22単位											
履修単位数（合計：①+②）						130単位				130単位				130単位											

【注】●印は「必修科目」を、○印は「選択科目」を表す。

上表は、当該学科の「専門教育科目」のみを掲載。

保健医療学部 総合リハビリテーション学科 作業療法学専攻 教育課程及び履修モデル

【履修モデル】	
① 精神障害分野志向モデル	総合病院精神科・精神病院・精神科デイケア・精神保健センター職員、大学院博士前期課程進学等
② 発達障害分野志向モデル	障害児施設・療育センター・養護学校・児童相談所職員、大学院博士前期課程進学等
③ 身障・老年期障害分野志向モデル	一般及び総合病院・高齢者施設・介護保険関連事業所職員、大学院博士前期課程進学等

【教育課程】

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		作業療法学専攻																
						①精神障害分野志向モデル				②発達障害分野志向モデル				③身障・老年期障害分野志向モデル								
				必修	選択	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次					
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	チュートリアル	1前	1		●				●				●								
		解剖学Ⅰ	1前・後	2		●				●				●								
		解剖学Ⅱ	1前・後	2		●				●				●								
		解剖学実習	1前・後	1		●				●				●								
		生理学Ⅰ	1前・後	2		●				●				●								
		生理学Ⅱ	2前・後	2			●				●					●						
		生理学実習	2前・後	1			●				●					●						
		リハビリテーション運動学	1前・後	2		●				●				●								
		リハビリテーション運動学実習	2前・後	1			●				●					●						
		病理学概論	2前・後	2			●				●					●						
	人間発達学	1前・後	2		●				●				●									
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	医学概論	1前・後	2		●				●				●								
		リハビリテーション内科学Ⅰ	2前・後	1			●				●					●						
		リハビリテーション内科学Ⅱ	2前・後	1			●				●					●						
		リハビリテーション整形外科Ⅰ	2前・後	1			●				●					●						
		リハビリテーション整形外科Ⅱ	2前・後	1			●				●					●						
		リハビリテーション精神医学	2前・後	2			●				●					●						
		リハビリテーション脳神経学Ⅰ	2前・後	1			●				●					●						
		リハビリテーション脳神経学Ⅱ	2前・後	1			●				●					●						
		救急医学	2前・後	2			●				●					●						
		発達障害学	2前・後	2			●				●					●						
	保健医療福祉の理念とリハビリテーション	リハビリテーション概論	1前・後	2		●				●				●								
		生命倫理	1前・後		2					○												
		リハビリテーション心理学	1前・後		2	○																
		保健医療福祉論	2前・後		2												○					
		老年医学	3前・後	2					●				●						●			
	専門教育科目	基礎作業学	作業療法概論	1前・後	2		●				●				●							
			作業療法研究法	3前・後	2				●				●						●			
			作業療法管理運営学	3前・後	2				●				●						●			
		作業療法評価学	小児機能能力評価学	2前・後	1			●				●					●					
			神経系機能能力評価学	2前・後	1			●				●					●					
			運動系機能能力評価学	2前・後	1			●				●					●					
			運動系機能能力評価学実習	2前・後	1			●				●					●					
			精神・認知機能能力評価学	2前・後	1			●				●					●					
			精神・認知機能能力評価学実習	2前・後	1			●				●					●					
			作業療法治療学	身体障害作業療法学総論	2前・後	1			●				●					●				
				身体障害作業療法学各論	3前・後	1				●				●						●		
		身体障害作業療法学演習		3前・後	1				●				●						●			
		老年期障害作業療法学		3前・後	1				●				●						●			
		老年期障害作業療法学演習		3前・後	1				●				●						●			
		発達障害作業療法学総論		2前・後	1			●				●					●					
		発達障害作業療法学各論		3前・後	1				●				●						●			
		発達障害作業療法学演習		3前・後	1				●				●						●			
		精神障害作業療法学総論		2前・後	1			●				●					●					
		精神障害作業療法学各論		3前・後	1				●				●						●			
精神障害作業療法学演習		3前・後		1				●				●						●				
認知症作業療法学		2前・後		1			●				●					●						
高次脳機能障害作業療法学		3前・後		1				●				●						●				
義肢装具学		3前・後		1				●				●						●				
義肢装具学演習		3前・後		1				●				●						●				
日常生活活動学		2前・後		1			●				●					●						
日常生活活動学実習		2前・後		1			●				●					●						
住環境整備論		3前・後		1				●				●						●				
住環境整備論実習		3前・後		1				●				●						●				
福祉機器適用論		3前・後		1				●				●						●				
福祉機器適用論実習		3前・後	1				●				●						●					
就労支援技術学		3前・後	1				●				●						●					
就労支援技術学実習		3前・後	1				●				●						●					
地域作業療法学		地域作業療法学総論	1前・後	1		●				●				●								
		地域作業療法学各論	2前・後	1			●				●				●							
		地域作業療法学演習	3前・後	1				●				●						●				
		心身障害児療育論	3前・後		1							○						○				
		公衆衛生学	1前・後		1					○					○							
		ヘルスプロモーション論	2前・後		2		○															
		臨床実習	臨床見学実習	1前・後	1		●				●				●							
臨床体験実習			2前・後	2			●				●					●						
臨床推論実習			3前・後	6				●				●						●				
総合臨床実習			4前・後	16					●				●						●			
卒業研究			4通	4						●				●						●		
専門分野総合		総合技術	作業療法学演習	4前・後	2					●				●						●		
			作業療法特別講義Ⅰ	3前・後		1			○													
	作業療法特別講義Ⅱ		3前・後		1							○					○					
	医療英語		2前・後	2			●					●				●						
履修単位数（専門教育科目）…①						22	37	31	22	23	35	32	22	21	37	32	22					
						112単位				112単位				112単位								
履修単位数（共通教育科目）…②						22単位				22単位				22単位								
履修単位数（合計：①+②）						134単位				134単位				134単位								

【注】●印は「必修科目」を、○印は「選択科目」を表す。

上表は、当該学科の「専門教育科目」のみを掲載。

■保健医療学部 総合リハビリテーション学科 理学療法学専攻

教育課程と指定規則との対比表

学校名 広島国際大学 保健医療学部 総合リハビリテーション学科 理学療法学専攻

教育課程										理学療法士課程										計					
										基礎分野		専門基礎分野				専門分野									
										科学的思考の基盤	人間と生活	心身の発達	人体の構造と機能及び回復過程の促進	疾病と障害の成り立ち及び治療過程の促進	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	基礎理学療法学	理学療法評価学	理学治療学	地域理学療法学		臨床実習				
区 分	授業科目				配当 年次	単位数		1単位 当たりの 時間数	履修方法 及び 卒業要件	14	12	12	2	6	5	20	4	18	93						
		必修		選択		6	5			20	4	18													
共通教育科目	教養科目	国際社会の理解	国際社会の理解Ⅰ	1後・2前・後		2	15	2単位 選択	左記の卒業要件のほか、共通教育科目全体の選択科目から3単位以上選択	○										2					
			国際社会の理解Ⅱ	1後・2前・後		2	15			○															
			国際社会の理解Ⅲ	1後・2前・後		2	15			○															
		人間と思想・文化	人間と思想・文化Ⅰ	1後・2前・後		2	15			○									4						
			人間と思想・文化Ⅱ	1後・2前・後		2	15			○															
			人間と思想・文化Ⅲ	1後・2前・後		2	15			○															
		人間と現代社会	人間と現代社会Ⅰ	1後・2前・後		2	15			○															
			人間と現代社会Ⅱ	1後・2前・後		2	15			○															
			人間と現代社会Ⅲ	1後・2前・後		2	15			○															
		人間と科学・技術	人間と科学・技術Ⅰ	1後・2前・後		2	15			○															
			人間と科学・技術Ⅱ	1後・2前・後		2	15			○															
			人間と科学・技術Ⅲ	1後・2前・後		2	15			○															
		基礎教育科目	人文科学	哲学	1前・後		2			15	2単位 選択	○												2	
				文学	1前・後		2			15		○													
				倫理学	1前・後		2			15		○													
	心理学			1前・後		2	15	○																	
	日本語表現法			1前・後		2	15	○																	
	芸術学			1前・後		2	15	○																	
	文化人類学			1前・後		2	15	○																	
	コミュニケーション論			1前・後		2	15	○																	
	社会科学			法学	1前・後		2	15		2単位 選択		○													2
				経済学	1前・後		2	15				○													
			社会学	1前・後		2	15	○																	
			歴史学	1前・後		2	15	○																	
			政治学	1前・後		2	15	○																	
	自然科学		教育学	1前・後		2	15	2単位 選択		○												2			
			統計学	1前・後		2	15			○															
			数学	1前・後		2	15			○															
			物理学	1前・後		2	15			○															
			物理学実験	1前・後		1	45			○															
	情報処理		化学	1前・後		2	15	必修2単位		○												2			
			化学実験	1前・後		1	45			○															
			生物学	1前・後		2	15			○															
			生物学実験	1前・後		1	45			○															
			情報処理Ⅰ a	1前・後	1		30			○											2				
			情報処理Ⅰ b	1前・後	1		30			○															
			情報処理Ⅱ	2・3前・後		1	30			○															
		情報処理Ⅲ	2・3前・後		1	30	○																		
	外国語	英語ⅣⅣ	2・3前・後		1	30	必修4単位	○													5				
		英語ⅣⅣ	2・3前・後		1	30		○																	
		英語ⅣⅣ	2・3前・後		1	30		○																	
		英語ⅣⅣ	2・3前・後		1	30		○																	
		英語ⅣⅣ	2・3前・後		1	30		○																	
		英語ⅣⅣ	2・3前・後		1	30		○																	
		英語ⅣⅣ	2・3前・後		1	30		○																	
		英語ⅣⅣ	2・3前・後		1	30		○																	
		英語ⅣⅣ	2・3前・後		1	30		○																	
		英語ⅣⅣ	2・3前・後		1	30		○																	
		英語ⅣⅣ	2・3前・後		1	30		○																	
		英語ⅣⅣ	2・3前・後		1	30		○																	
保健体育	スポーツⅠ	1前・後	1		15	必修1単位	○												2						
	スポーツⅡ	1前・後		1	30		○																		
	スポーツⅢ	1前・後		1	30		○																		
特講	基礎ゼミナール	1前	1		30	1必修単位	○												1						
	Global Communication	2前・後		2	15		○																		
留学生特例科目																				-					
共通基礎	社会科学	日本事情Ⅰ	1前		2	15	留学生対象	○																	
		日本事情Ⅱ	1後		2	15		○																	
外国語	日本語Ⅰ a	1前		2	15	○																			
	日本語Ⅰ b	1後		2	15	○																			
	日本語Ⅱ	2前		2	15	○																			
計（履修方法・卒業要件）										22		22 (選択14単位を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	22				

【備考】留学生特例科目は、外国人留学生を対象とし、社会科学系科目・外国語系科目として計算する。修得した科目の単位は、卒業に必要な単位数に含める。

教育課程と指定規則との対比表

学校名 広島国際大学 保健医療学部 総合リハビリテーション学科 理学療法学専攻

指定規則の教育内容										理学療法士課程												
教育課程										基礎分野		専門基礎分野			専門分野					計		
区 分	系	分野	授業科目	配当 年次	単位数		1単位 当りの 時間数	履修方法 及び 卒業要件	科学的 思考の 基盤	人間と生活	人び 体の 構造 と機 能及	病 及 び 回 復 過 程 の 成 り 立 ち	保 健 医 療 と リ ハ ビ	基礎 理 学 療 法 学	理 学 療 法 評 価 学	理 学 療 法 治 療 学	地 域 理 学 療 法 学	臨 床 実 習				
					必修	選択													14	12	12	2
専門教育科目	専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	チュートリアル	1前	1		30	先の卒業要件のほか、「専門分野」「地域理学療法学の区分のうち、「福祉機器適応論」「ヘルスプロモーション論」「公衆衛生学」のいずれか1科目を含む「専門基礎分野」「専門分野」「専門総合分野」から5単位を修得すること。	○											1		
			解剖学Ⅰ	1前・後	2		15			○											17	
			解剖学Ⅱ	1前・後	2		15			○												
			解剖学実習	1前・後	1		45			○												
			生理学Ⅰ	1前・後	2		15			○												
			生理学Ⅱ	2前・後	2		15			○												
			生理学実習	2前・後	1		45			○												
			リハビリテーション運動学	1前・後	2		15			○												
			リハビリテーション運動学実習	2前・後	1		45			○												
			病理学概論	2前・後	2		15			○												
			人間発達学	1前・後	2		15			○												
		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	医学概論	1前・後	2		15				○										14	
			リハビリテーション内科学Ⅰ	2前・後	1		30				○											
			リハビリテーション内科学Ⅱ	2前・後	1		30				○											
			リハビリテーション整形外科Ⅰ	2前・後	1		30				○											
			リハビリテーション整形外科Ⅱ	2前・後	1		30				○											
			リハビリテーション精神医学	2前・後	2		15				○											
			リハビリテーション脳神経学Ⅰ	2前・後	1		30				○											
			リハビリテーション脳神経学Ⅱ	2前・後	1		30				○											
			救急医学	2前・後	2		15				○											
			発達障害学	2前・後	2		15				○											
		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1前・後	2		15					○									4	
			生命倫理	1前・後		2	15					○										
			リハビリテーション心理学	1前・後		2	15					○										
			保健医療福祉論	2前・後		2	15					○										
			老年医学	3前・後	2		15					○										
	専門分野	基礎理学療法学	理学療法学概論	1前・後	2		15									○					6	
			理学療法学研究法	3前・後	2		15									○						
			理学療法学管理運営学	3前・後	2		15										○					
		理学療法評価学	運動系機能能力評価学Ⅰ	2前・後	1		30											○			6	
			運動系機能能力評価学実習Ⅰ	2前・後	1		45											○				
			運動系機能能力評価学Ⅱ	2前・後	1		30											○				
			運動系機能能力評価学実習Ⅱ	2前・後	1		45											○				
			神経系機能能力評価学	2前・後	1		30											○				
			小児機能能力評価学	2前・後	1		30											○				
			運動療法学概論	2前・後	2		15												○			26
		運動療法学演習	2前・後	1		30												○				
		物理療法学	2前・後	1		30													○			
		物理療法学実習	2前・後	1		45													○			
		義肢装具学	3前・後	1		30													○			
		義肢装具学演習	3前・後	1		30													○			
		内部障害理学療法学	3前・後	1		30													○			
		内部障害理学療法学実習	3前・後	1		45													○			
		運動系機能障害理学療法学	3前・後	1		30													○			
		運動系機能障害理学療法学実習	3前・後	1		45													○			
		スポーツ障害理学療法学	3前・後	1		30													○			
		スポーツ障害理学療法学演習	3前・後	1		30													○			
		小児神経系理学療法学	3前・後	1		30													○			
		小児神経系理学療法学実習	3前・後	1		45													○			
		成人神経系理学療法学Ⅰ	3前・後	1		30													○			
		成人神経系理学療法学実習Ⅰ	3前・後	1		45													○			
		成人神経系理学療法学Ⅱ	3前・後	1		30													○			
		成人神経系理学療法学実習Ⅱ	3前・後	1		45													○			
		生活技術学	2前・後	2		15														○		
		生活技術学実習	2前・後	1		45														○		
		臨床運動学	3前・後	2		15														○		
		臨床運動学実習	3前・後	1		45														○		
		摂食・嚥下リハビリテーション学	3前・後	1		30														○		
		地域理学療法学	福祉機器適応論	1前・後		2			15												○	8
			地域理学療法学	1前・後	1		30														○	
			地域理学療法学実習	3前・後	1		45														○	
			ヘルスプロモーション論	2前・後		2	15														○	
			公衆衛生学	1前・後		1	30														○	
			臨床実習	心身障害児療育論	3前・後	1			30													○
				臨床体験実習	1前	1			45													○
		臨床評価実習		3前・後	3		45														○	
		総合臨床実習		4前・後	14		45														○	
		専門総合分野	総合技術	卒業研究	4通	4			30	必修4単位						○						4
	理学療法学演習			4前・後	2		30					○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	
	理学療法特別講義Ⅰ			3前・後		1	30					○	○	○	○	○	○	○	○			
	理学療法特別講義Ⅱ			3前・後		1	30					○	○	○	○	○	○	○				
	医療英語			2前・後	2		15					○										
計（卒業要件）							108 (選択5単位を含む)		3		2								108 (選択5単位を含む)			
										17	14	4	10	6	26	8	18					

卒業要件単位数	130	25 (選択14単位含む)	2								130
			17	14	4	10	6	26	8	18	
指定規則に対する増単位数		11	5	2	2	4	1	6	4	0	35

教育課程と指定規則との対比表

学校名 広島国際大学 保健医療学部 総合リハビリテーション学科 理学療法学専攻

指定規則の教育内容										理学療法士課程												
教育課程										基礎分野		専門基礎分野			専門分野					計		
区 分	系	分野	授業科目	配当 年次	単位数		1単位 当たりの 時間数	履修方法 及び 卒業要件	科学的 思考の 基盤	人間と生活	人び 体の 構造と 機能及 び心身の 発達	疾病と 障害過程 の成り立 ち	リ テ ー シ ョ ン の 理 念 保 健 医 療 と リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	基礎 理 学 療 法 学	理 学 療 法 評 価 学	理 学 療 法 治 療 学	地 域 理 学 療 法 学	臨 床 実 習				
					必修	選択																
									14		12	12	2	6	5	20	4	18	93			
専門教育科目	専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	チュートリアル	1前	1		30	先の卒業要件のほか、「専門分野」「地域理学療法学の区分のうち、「福祉機器適応論」「ヘルスプロモーション論」「公衆衛生学」のいずれか1科目を含む「専門基礎分野」「専門分野」「専門総合分野」から5単位を修得すること。	○											1		
			解剖学Ⅰ	1前・後	2		15			○										17		
			解剖学Ⅱ	1前・後	2		15			○												
			解剖学実習	1前・後	1		45			○												
			生理学Ⅰ	1前・後	2		15			○												
			生理学Ⅱ	2前・後	2		15			○												
			生理学実習	2前・後	1		45			○												
			リハビリテーション運動学	1前・後	2		15			○												
			リハビリテーション運動学実習	2前・後	1		45			○												
			病理学概論	2前・後	2		15			○												
			人間発達学	1前・後	2		15			○												
		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	医学概論	1前・後	2		15					○									14	
			リハビリテーション内科学Ⅰ	2前・後	1		30					○										
			リハビリテーション内科学Ⅱ	2前・後	1		30					○										
			リハビリテーション整形外科Ⅰ	2前・後	1		30					○										
			リハビリテーション整形外科Ⅱ	2前・後	1		30					○										
			リハビリテーション精神医学	2前・後	2		15					○										
			リハビリテーション脳神経学Ⅰ	2前・後	1		30					○										
			リハビリテーション脳神経学Ⅱ	2前・後	1		30					○										
			救急医学	2前・後	2		15					○										
			発達障害学	2前・後	2		15					○										
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1前・後	2		15							○							4		
		生命倫理	1前・後		2	15							○									
		リハビリテーション心理学	1前・後		2	15							○									
		保健医療福祉論	2前・後		2	15							○									
		老年医学	3前・後	2		15							○									
	専門分野	基礎理学療法学	理学療法概論	1前・後	2		15									○					6	
			理学療法研究法	3前・後	2		15									○						
			理学療法管理運営学	3前・後	2		15									○						
		理学療法評価学	運動系機能能力評価学Ⅰ	2前・後	1		30											○			6	
			運動系機能能力評価学実習Ⅰ	2前・後	1		45											○				
			運動系機能能力評価学Ⅱ	2前・後	1		30											○				
			運動系機能能力評価学実習Ⅱ	2前・後	1		45											○				
			神経系機能能力評価学	2前・後	1		30											○				
			小児機能能力評価学	2前・後	1		30											○				
			運動療法学概論	2前・後	2		15												○			26
		運動療法学演習	2前・後	1		30												○				
		物理療法学	2前・後	1		30													○			
		物理療法学実習	2前・後	1		45													○			
		義肢装具学	3前・後	1		30													○			
		義肢装具学演習	3前・後	1		30													○			
		内部障害理学療法学	3前・後	1		30													○			
		内部障害理学療法学実習	3前・後	1		45													○			
		運動系機能障害理学療法学	3前・後	1		30													○			
		運動系機能障害理学療法学実習	3前・後	1		45													○			
		スポーツ障害理学療法学	3前・後	1		30													○			
		スポーツ障害理学療法学演習	3前・後	1		30													○			
		小児神経系理学療法学	3前・後	1		30													○			
		小児神経系理学療法学実習	3前・後	1		45													○			
		成人神経系理学療法学Ⅰ	3前・後	1		30													○			
		成人神経系理学療法学実習Ⅰ	3前・後	1		45													○			
		成人神経系理学療法学Ⅱ	3前・後	1		30													○			
		成人神経系理学療法学実習Ⅱ	3前・後	1		45													○			
		生活技術学	2前・後	2		15														○		
		生活技術学実習	2前・後	1		45														○		
		臨床運動学	3前・後	2		15														○		
		臨床運動学実習	3前・後	1		45														○		
		摂食・嚥下リハビリテーション学	3前・後	1		30														○		
		地域理学療法学	福祉機器適応論	1前・後		2	15														○	8
			地域理学療法学	1前・後	1		30														○	
			地域理学療法学実習	3前・後	1		45														○	
			ヘルスプロモーション論	2前・後		2	15														○	
			公衆衛生学	1前・後		1	30														○	
			臨床実習	心身障害児療育論	3前・後	1			30													○
				臨床体験実習	1前	1			45													○
				臨床評価実習	3前・後	3			45													○
				総合臨床実習	4前・後	14			45													○
				卒業研究	4通	4			30									○				
	専門総合分野	総合技術	理学療法学演習	4前・後	2		30		必修4単位		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	
			理学療法特別講義Ⅰ	3前・後		1	30				○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			理学療法特別講義Ⅱ	3前・後		1	30				○	○	○	○	○	○	○	○				
			医療英語	2前・後	2		15				○											
計（卒業要件）										108 (選択5単位を含む)	3	2							108 (選択5単位を含む)			
								17	14	4	10	6	26	8	18							

卒業要件単位数	130	25 (選択14単位含む)	2								130
			17	14	4	10	6	26	8	18	
指定規則に対する増単位数		11	5	2	2	4	1	6	4	0	35

■保健医療学部 総合リハビリテーション学科 作業療法学専攻

教育課程と指定規則との対比表

学校名 広島国際大学 保健医療学部 総合リハビリテーション学科 作業療法学専攻

指定規則の教育内容										作業療法士課程										計			
										基礎分野		専門基礎分野				専門分野							
										科学的思考の基盤	人間と生活	心身の発達	人体の構造と機能及び回復過程の促進	疾病と障害の成り立ち及び	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	基礎作業療法学	作業療法評価学	作業治療学	地域作業療法学	臨床実習			
区 分		授業科目			配当 年次	単位数		履修方法 及び 卒業要件	14	12	12	2	6	5	20	4	18	93					
							必修		選択														
共通教育科目	教養科目	国際	国際社会の理解Ⅰ			1後・2前・後		2	15	2単位 選択										2			
			国際社会の理解Ⅱ			1後・2前・後		2	15														
			国際社会の理解Ⅲ			1後・2前・後		2	15														
		学際	人間・文化 と思想	人間と思想・文化Ⅰ			1後・2前・後		2	15	4単位 選択										4		
				人間と思想・文化Ⅱ			1後・2前・後		2	15													
				人間と思想・文化Ⅲ			1後・2前・後		2	15													
			人間と 現代社会	人間と現代社会Ⅰ			1後・2前・後		2	15													
				人間と現代社会Ⅱ			1後・2前・後		2	15													
				人間と現代社会Ⅲ			1後・2前・後		2	15													
			人間と科学 と技術	人間と科学・技術Ⅰ			1後・2前・後		2	15													
				人間と科学・技術Ⅱ			1後・2前・後		2	15													
				人間と科学・技術Ⅲ			1後・2前・後		2	15													
	共通基礎	人文科学	哲学			1前・後		2	15												2		
			文学			1前・後		2	15														
			倫理学			1前・後		2	15														
			心理学			1前・後		2	15														
			日本語表現法			1前・後		2	15														
			芸術学			1前・後		2	15														
			文化人類学			1前・後		2	15														
			コミュニケーション論			1前・後		2	15														
		社会科学	法学			1前・後		2	15	2単位 選択											2		
			経済学			1前・後		2	15														
			社会学			1前・後		2	15														
			歴史学			1前・後		2	15														
			政治学			1前・後		2	15														
			教育学			1前・後		2	15														
		自然科学	統計学			1前・後		2	15	2単位 選択											2		
			数学			1前・後		2	15														
			物理学			1前・後		2	15														
			物理学実験			1前・後		1	45														
			化学			1前・後		2	15														
			化学実験			1前・後		1	45														
	基礎教育科目	外国語	生物学			1前・後		2	15	4単位 必修											5		
			生物学実験			1前・後		1	45														
			情報処理Ⅰ a			1前・後	1		30														
			情報処理Ⅰ b			1前・後	1		30														
			情報処理Ⅱ			2・3前・後		1	30														
			情報処理Ⅲ			2・3前・後		1	30														
			情報処理Ⅳ			2・3前・後		1	30														
			情報処理Ⅴ			2・3前・後		1	30														
	保健体育	外国語	情報処理Ⅵ			2・3前・後		1	30	1単位 必修											2		
			情報倫理			2・3前・後		1	15														
			英語Ⅰ a			1前		1	30														
			英語Ⅰ b			1後		1	30														
		特講	英語Ⅱ a			1前		1	30	1単位 必修											1		
			英語Ⅱ b			1後		1	30														
			英語Ⅲ a			2前		1	30														
			英語Ⅲ b			2後		1	30														
			英語Ⅳ a			2前		1	30														
			英語Ⅳ b			2後		1	30														
			ドイツ語 a			1前		1	30														
	留学生特例科目																						
	外国語	ドイツ語 b			1後		1	30	留外国人 対象												-		
		中国語 a			1前		1	30															
		中国語 b			1後		1	30															
		韓国語 a			1前		1	30															
		韓国語 b			1後		1	30															
	計（履修方法・卒業要件）										22	22 (選択14単位を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	

【備考】留学生特例科目は、外国人留学生を対象とし、社会科学系科目・外国語系科目として計算する。修得した科目の単位は、卒業に必要な単位数に含める。

■保健医療学部 総合リハビリテーション学科 作業療法学専攻

教育課程と指定規則との対比表

学校名 広島国際大学 保健医療学部 総合リハビリテーション学科 作業療法学専攻

教育課程							作業療法士課程										計		
							基礎分野		専門基礎分野				専門分野						
区 分	授業科目	配当 年次	単位数		履修方法 及び 卒業要件	科学的 思考の 基盤	人間と生活	心身の 発達	人体の 構造と 機能 及び	疾病と 障害の 成り立ち 及び 回復過程 の促進	保健医療福祉 とリハビリ の理念	基礎 作業療法 学	作業療法 評価学	作業治療学	地域 作業療法 学	臨床実習			
			必修	選択															
						14		12	12	2	6	5	20	4	18	93			
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	チュートリアル	1前	1	30	必修36単位	○										1		
		解剖学Ⅰ	1前・後	2	15				○									17	
		解剖学Ⅱ	1前・後	2	15				○										
		解剖学実習	1前・後	1	45				○										
		生理学Ⅰ	1前・後	2	15				○										
		生理学Ⅱ	2前・後	2	15				○										
		生理学実習	2前・後	1	45				○										
		リハビリテーション運動学	1前・後	2	15				○										
		リハビリテーション運動学実習	2前・後	1	45				○										
		病理学概論	2前・後	2	15				○										
		人間発達学	1前・後	2	15				○										
		医学概論	1前・後	2	15					○									14
		リハビリテーション内科学Ⅰ	2前・後	1	30					○									
		リハビリテーション内科学Ⅱ	2前・後	1	30					○									
		リハビリテーション整形外科Ⅰ	2前・後	1	30					○									
		リハビリテーション整形外科Ⅱ	2前・後	1	30					○									
		リハビリテーション精神医学	2前・後	2	15					○									
	リハビリテーション脳神経Ⅰ	2前・後	1	30				○											
	リハビリテーション脳神経Ⅱ	2前・後	1	30				○								6			
	救急医学	2前・後	2	15				○											
	発達障害学	2前・後	2	15				○											
	リハビリテーション概論	1前・後	2	15					○										
	生命倫理	1前・後		2	15				○										
	リハビリテーション心理学	1前・後		2	15				○										
	保健医療福祉論	2前・後		2	15				○										
	老年医学	3前・後	2	15					○							6			
	基礎療法学	作業療法概論	1前・後	2	15							○					6		
		作業療法研究法	3前・後	2	15							○							
		作業療法管理運営学	3前・後	2	15							○							
	作業療法評価学	小児機能能力評価学	2前・後	1	30								○			6			
		神経系機能能力評価学	2前・後	1	30								○						
		運動系機能能力評価学	2前・後	1	30								○						
		運動系機能能力評価学実習	2前・後	1	45								○						
		精神・認知機能能力評価学	2前・後	1	30								○						
		精神・認知機能能力評価学実習	2前・後	1	45								○						
		身体障害作業療法学総論	2前・後	1	30									○			23		
	身体障害作業療法学各論	3前・後	1	30									○						
	身体障害作業療法学演習	3前・後	1	30									○						
	老年期障害作業療法学	3前・後	1	30									○						
	老年期障害作業療法学演習	3前・後	1	30									○						
	発達障害作業療法学総論	2前・後	1	30									○						
	発達障害作業療法学各論	3前・後	1	30									○						
	発達障害作業療法学演習	3前・後	1	30									○						
	精神障害作業療法学総論	2前・後	1	30									○						
	精神障害作業療法学各論	3前・後	1	30									○						
	精神障害作業療法学演習	3前・後	1	30									○						
	認知症作業療法学	2前・後	1	30									○						
	高次脳機能障害作業療法学	3前・後	1	30									○						
	義肢装具学	3前・後	1	30									○						
	義肢装具学演習	3前・後	1	30									○						
日常生活活動学	2前・後	1	30									○							
日常生活活動学実習	2前・後	1	45									○							
住環境整備論	3前・後	1	30									○							
住環境整備論実習	3前・後	1	45									○							
福祉機器適用論	3前・後	1	30									○							
福祉機器適用論実習	3前・後	1	45									○							
就労支援技術学	3前・後	1	30									○							
就労支援技術学実習	3前・後	1	45									○							
地域作業療法学	地域作業療法学総論	1前・後	1	30										○	4				
	地域作業療法学各論	2前・後	1	30										○					
	地域作業療法学演習	3前・後	1	30									○						
	心身障害児療育論	3前・後		1	30								○						
	公衆衛生学	1前・後		1	30								○						
臨床実習	ヘルスプロモーション論	2前・後		2	15									○	25				
	臨床見学実習	1前・後	1	45										○					
	臨床体験実習	2前・後	2	45										○					
	臨床推論実習	3前・後	6	45										○					
	総合臨床実習	4前・後	16	45										○					
専門総合分野	総合技術	卒業研究	4通	4	30	必修4単位						○				4			
		作業療法学演習	4前・後	2	30								○			6			
		作業療法特別講義Ⅰ	3前・後		1		30						○	○	○				
		作業療法特別講義Ⅱ	3前・後		1		30						○	○	○				
		医療英語	2前・後	2	15									○					
計（履修方法・卒業要件）					112	1	17	14	6 (選択2単位を含む)	14	6	23 (選択3単位を含む)	6	25	112				

卒業要件（最低）単位数	134	23 (選択14単位を含む)	17	14	6 (選択2単位を含む)	14	6	23	6 (選択3単位を含む)	25	134
指定規則に対する増単位数		9	5	2	4	8	1	3	2	7	41

保健医療学部 総合リハビリテーション学科 実習概要

科 目 名	開講 年次等	実 習 内 容	場 所
【理学療法学専攻・作業療法学専攻】 解剖学実習	1前・後	本実習では、精巧な模型や人体解剖標本を数多く観察させることにより、人体の構造を詳細に把握し、「解剖学Ⅰ」「解剖学Ⅱ」などの講義で学んだ知識の理解を深めさせる。また、実習を通して、生命の尊厳について考える姿勢や人間性を身につけ、医療人としての素養を醸成させていく。さらに、人体解剖の見学（広島大学医学部）を通して、人体機能の実際とリハビリテーション医療を総合的に学修させる。	人体構造学実習室 【1号館3階】
【理学療法学専攻・作業療法学専攻】 生理学実習	2前・後	本実習では、動物を用いた実験や人体を使った測定・シミュレーション等を行うことにより、「生理学Ⅰ」「生理学Ⅱ」などの講義で学んだ知識の理解を深めさせ、生理機能の実際を学修させる。また、その過程において、様々なデータの扱い方、問題点・課題点の抽出、解決策の考案、新たな実験の立案などを行い、基礎医療を体系的に学修させる。	人体生理学実習室 【1号館3階】
【理学療法学専攻】 リハビリテーション運動学実習	2前・後	本実習では、「解剖学Ⅰ」「生理学Ⅰ」「リハビリテーション運動学」で学んだ基礎知識をもとに、身体運動のメカニズムを理解させる。特に、理学療法・作業療法で必要となる、身体運動の分析における観察力の重要性を学修させるとともに、VICON・床反力計などの動作分析機器を用いた実習などを行う。	運動学実習室 【1号館3階】

科 目 名	開講 年次等	実 習 内 容	場 所
【作業療法学専攻】 リハビリテーション運動学実習	2前・後	本実習では、「解剖学Ⅰ」「生理学Ⅰ」「リハビリテーション運動学」で学んだ基礎知識をもとに、身体運動のメカニズムを理解させる。特に、理学療法・作業療法で必要となる、身体運動の分析における観察力の重要性を学修させるとともに、VICON・床反力計などの動作分析機器を用いた実習などを行う。	動態解析実習室 【3号館10階】
【理学療法学専攻】 運動系機能能力評価学実習Ⅰ	2前・後	本実習では、「運動系機能能力評価学Ⅰ」で学んだ内容を実際に駆使し、基礎知識の深化を図る。実際の患者に対する評価場面を想定し、筋の触察、関節可動域検査の手法を修得させる。評価の基礎となる基本的技術、正確性に重点を置き、様々な例証を提示しながら実習を進めていく。	機能診断学実習室 【1号館3階】
【理学療法学専攻】 運動系機能能力評価学実習Ⅱ	2前・後	本実習では、「運動系機能能力評価学Ⅱ」で学んだ内容をもとに、実技形式で実践的に学修させ、理学療法における各種検査の基本的知識及び技術の習熟を図る。徒手筋力テスト、頸筋のテスト、上肢の筋力テスト、体幹筋のテスト、下肢の筋力などの検査手技についても学修させる。	機能診断学実習室 【1号館3階】
【理学療法学専攻】 物理療法学実習	2前・後	本実習では、「物理療法学」での学修に基づき、ホットパック・パラフィン・極超短波・レーザー・低周波・超音波・渦流浴・寒冷療法・振動トレーニングマシンなど各種物理療法機器に触れ、その操作手順・方法を理解させ、安全に実施できるための技術を修得させる。また、治療者・対象者として実際に治療を体験することで、その生理学的、心理学的作用を感覚的に理解させる。	物理療法実習室 【1号館3階】

科 目 名	開講 年次等	実 習 内 容	場 所
【理学療法学専攻】 内部障害理学療法学実習	3前・後	本実習では、「内部障害理学療法学」で学んだ内容をもとに、呼吸器疾患に必要な基礎的な検査方法を模擬患者に対して実施する。聴診器を使用し呼吸音の聞き取り方や特徴的な呼吸音について学ばせる。排痰法、呼吸法及び運動処方立案について修得させる。	物理療法実習室 【1号館3階】
【理学療法学専攻】 運動系機能障害理学療法学実習	3前・後	本実習では、「運動系機能障害理学療法学」での学修に基づき、運動器疾患、腰部疾患、股関節疾患、肩関節疾患、関節リウマチ、膝関節疾患などへの病態の確認、必要な評価、評価結果からの問題点抽出、治療目標、治療計画について、理学療法を実技形式で実施させ、運動器疾患に対する理学療法の知識及び技術を習熟させる。	運動学実習室 運動療法実習室 【1号館3階】
【理学療法学専攻】 小児神経系理学療法学実習	3前・後	本実習では、「小児神経系理学療法学」で学んだ内容をもとに、低出生体重児、痙直型両まひ、痙直型四肢まひ、痙直型片まひなどの多様な発達障害児の発達を停滞させている要因を発見し、発達障害児に対する評価と治療計画立案についての理学療法を学ばせる。乳児の自発運動評価や運動発達レベル評価や反射・反応検査方法など、評価に基づいて治療計画を立案ができるよう指導する。	機能診断学実習室 物理療法実習室 【1号館3階】
【理学療法学専攻】 成人神経系理学療法学実習Ⅰ	3前・後	本実習では、「成人神経系理学療法学Ⅰ」での学修に基づき、脳卒中による機能障害、活動制限、参加制約に焦点を当てる。その解決方法を学修させるために学生同士で患者役、治療者役に分かれて評価と治療手技の確認を行っていくことにより、理論と技術を融合できるように学修させる。	運動療法実習室 【1号館3階】

科 目 名	開講 年次等	実 習 内 容	場 所
【理学療法学専攻】 成人神経系理学療法学実習Ⅱ	3前・後	本実習では、「成人神経系理学療法学Ⅱ」での学修に基づき、脊髄損傷、パーキンソン病などの神経疾患難病に対する運動療法について教授する。急性期の病態・リスク管理、関節可動域練習、回復期の積極的な機能回復練習について学修させる。	運動療法実習室 【1号館3階】
【理学療法学専攻】 生活技術学実習	2前・後	本実習では、「生活技術学」で学んだ内容をもとに、日常生活活動（ADL）の評価表について学ばせる。トランスファー・寝返り・起き上がり・歩行など適切な介助方法を修得させる。そして、日常生活活動（ADL）の実際（食事・更衣・入浴・整容・移動・移乗・トイレ）を学ばせることで、臨床において適切な指導ができるよう教授する。	機能診断学実習室 運動学実習室 【1号館3階】
【理学療法学専攻】 臨床運動学実習	3前・後	本実習では、「解剖学Ⅰ」「解剖学Ⅱ」「生理学Ⅰ」「生理学Ⅱ」「リハビリテーション運動学」「リハビリテーション運動学実習」「臨床運動学」などの運動学関連の科目で学んだ知識をもとに、健常人及び病態を有する者の運動制御、姿勢制御を観察、分析できるように教授する。健常人の運動制御、姿勢制御を観察、分析を学修させた後、病態を有する者の運動制御と姿勢制御を観察、分析について学ばせる。	運動学実習室 【1号館3階】

科 目 名	開講 年次等	実 習 内 容	場 所
【理学療法学専攻】 地域理学療法学実習	3前・後	本実習では、「地域理学療法学」での学修に基づき、地域理学療法で頻繁に使用される基本的運動機能評価方法の実践、高齢者体験装具を用いた機能低下が及ぼす基本動作、日常生活活動への影響の体験やその評価、家屋改造の適切な提言などのための基礎知識を修得させる。	物理療法実習室 【1号館3階】
【作業療法学専攻】 運動系機能能力評価学実習	2前・後	運動系機能は、日常生活動作、職業生活、コミュニケーションなどの作業活動の全てに深く関わる機能である。そのため、身体障害作業療法を行う上で運動機能に対する評価技術が特に必要となり、上肢機能・下肢機能・全体機能の様々な行為・動作の基本となる状況を正確に把握することは評価において重要となる。本実習では、関節可動域測定や筋力検査、筋緊張など運動系の検査測定技術を修得させ、基本的手技だけでなく、様々な状況下で行うことを想定した応用的な技術についても実習を通じて教授する。	動態解析実習室 【3号館10階】
【作業療法学専攻】 精神・認知機能能力評価学実習	2前・後	精神・認知機能の作業療法評価は、対象となる領域の幅が広く、加えて関連領域となる臨床心理検査や精神医学的検査、神経心理学的検査、言語機能検査などの知識や技術も理解しておく必要がある。本実習では、ウェクスラー成人知能検査（WAIS）やコース立方体などの知能検査、リーディングスパンテストなどの認知機能検査や、ストループテストの高次脳機能検査など、臨床現場で使用頻度の高い実習を積極的に取り入れ、正確な実施スキルを修得させる。精神障害作業療法で用いる様々な評価手法を含め、幅広く評価技術について実習指導を行う。	レクリエーション 実習室 【3号館10階】

科 目 名	開講 年次等	実 習 内 容	場 所
【作業療法学専攻】 日常生活活動学実習	2前・後	本実習では、様々な日常生活活動に支援の必要な状況を設定して、実際にセルフケアだけでなく、料理や掃除といった家事動作など、様々な日常生活活動状況を支援プログラムとして計画・実施し、学生に対象者の立場、指導する立場の双方を体験させ、実際の場面を想定した作業療法場面を設定し実習させる。また、社会生活環境に対する学修として、学生が実際に車椅子を押す側・乗る側となって、大学周辺の移動や公共交通機関の利用をさせるなど体験実習を行い、障害者が外出した際の障壁についての理解も実践的に深めていく。	地域ケア実習室 ADLコーナー 【1号館3階】
【作業療法学専攻】 住環境整備論実習	3前・後	本実習では、一般的な住宅を例に障害を抱えた人が居住する際にバリアとなる部分を選び出し、建築計画上の問題点を明らかにする。また、階段等の寸法を測定し、快適性・安全性の面からデザイン、色等の建築計画上の課題について考察する。住宅改修の必要性を図面上で検討させ、介護保険制度の住宅改修意見書の作成を実践させる。様々な障害とニーズを設定した上で、実際の建物を使ってあらゆる角度から住環境を評価し、適切な住宅改修計画を立案なども体得させていく。	地域ケア実習室 ADLコーナー 【1号館3階】

科 目 名	開講 年次等	実 習 内 容	場 所
【作業療法学専攻】 福祉機器適用論実習	3前・後	「福祉機器適用論」で学んだ内容をもとに、実際の慢性関節リウマチや片麻痺、脳性麻痺などの障害を想定して評価に基づいた福祉機器支援計画及びそれを用いた利用練習プログラム立案を作成する実習を行う。また、設計図を作成して、木材や発泡スチロールなど身近な材料や廃品をリサイクル利用したリーチャーやストローホルダーなどの自助具を自作する実習、オリジナルの介護用品について設計・製作する実習、ユニバーサルデザインの設計や製作の実習を行う。	装具加工実習室 【3号館10階】
【作業療法学専攻】 就労支援技術学実習	3前・後	精神障害や身体障害など就労支援に必要な障害状況を設定して、実際に様々な職務や職業作業状況を評価させ、適切な就労支援プログラムを計画させた上で実施する。また、自立支援法に基づいた就労移行支援事業や就労継続事業を実施している施設に対して見学実習を実施し、職業リハビリテーションにおける作業療法との比較検討を行う機会を持つ。さらに、障害者職業センターの見学実習を実施し、ジョブコーチ事業や職業復帰支援についての講義を聴き、作業療法士が連携を行うための支援技術を学ぶ機会を持つ。	木工金工・職業前機能 評価実習室 【3号館1階】

保健医療学部 総合リハビリテーション学科 理学療法学専攻 臨床実習施設一覧

index No.	No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
				1年次	2年次	3年次	4年次
①	1	介護老人保健施設ひうな荘	734-0031 広島県 広島市南区日宇那町30番1号	1	—	1	1
	2	介護老人保健施設りは・くにくさ	731-4231 広島県 広島市安芸区阿戸町485番地の1	1	—	1	1
	3	老人保健施設さんさん高陽	739-1742 広島県 広島市安佐北区亀崎4-7-1	1	—	1	1
	4	介護老人保健施設コスモス園	737-0911 広島県 呉市焼山北3丁目171番4号	1	—	1	1
	5	介護老人保健施設パナケイア	737-0143 広島県 呉市広白石4-7-22	1	—	1	1
	6	医療法人社団柏原会介護老人保健施設葵の園・安浦(旧 介護老人保健施設安登やすらぎ苑)	729-2512 広島県 呉市安浦町安登西5丁目11-19	1	—	1	1
	7	重症心身障害児施設子鹿学園	728-0025 広島県 三次市粟屋町4901番地	1	—	1	1
	8	重症心身障害児施設鈴が峰	731-5122 広島県 広島市佐伯区五日市町皆賀104番27	1	—	1	1
	9	広島県立身体障害者リハビリテーションセンター	739-0036 広島県 東広島市西条町田口295-3	1	—	1	1
	10	わかば療育園	739-0133 広島県 東広島市八本松町米満198-1	1	—	1	1
	11	県立福山若草園	720-0841 広島県 福山市津之郷町津之郷2004	1	—	1	1
	12	大野浦病院	739-0452 広島県 佐伯郡大野町丸石二丁目3番35号	1	—	1	1
	13	廿日市記念病院	738-0060 広島県 廿日市市陽光台5-12	1	—	1	1
	14	福原リハビリテーション整形外科・内科医院	731-5135 広島県 広島市佐伯区海老園2丁目9-22	1	—	1	1
	15	阿品土谷病院	738-0054 広島県 廿日市市阿品4-51-1	1	—	1	1
	16	ナカムラ病院	731-5142 広島県 広島市佐伯区坪井3-818-1	1	—	1	1
	17	蜂須賀整形外科	733-0812 広島県 広島市西区己斐本町2丁目12-27	1	—	1	1
	18	荒木脳神経外科病院	733-0821 広島県 広島市西区庚午北二丁目8番7号	1	—	1	1
	19	井口クリニック	733-0021 広島県 広島市西区上天満町7-13 (榊井口家具百貨店西館4階)	1	—	1	1
	20	力田病院	733-0852 広島県 広島市西区鈴が峰町14番20号	1	—	1	1
	21	おおうち病院	730-0051 広島県 広島市中区大手町三丁目7番11号	3	—	3	3
	22	シムラ病院	730-0841 広島県 広島市中区舟入町3-13	1	—	1	1
	23	中電病院	730-8562 広島県 広島市中区大手町3丁目4番27号	1	—	1	1
	24	吉島病院	730-0822 広島県 広島市中区吉島東三丁目2番33号	1	—	1	1
	25	梶川病院	730-0046 広島県 広島市中区昭和町8番20号	1	—	1	1
	26	浜脇整形外科病院	730-0842 広島県 広島市中区舟入中町9-5	1	—	1	1
	27	一ノ瀬病院	730-0042 広島県 広島市中区国泰寺町1丁目5番11号	1	—	1	1
	28	八丁堀平松整形外科消化器科病院(旧 河石記念病院)	730-0013 広島県 広島市中区八丁堀4-18	1	—	1	1
	29	福原整形外科医院	734-0014 広島県 広島市南区宇品西4丁目4番8号	1	—	1	1
	30	広島大学病院	734-8551 広島県 広島市南区霞1-2-3	1	—	1	1
	31	大瀬戸リハビリ整形外科	734-0015 広島県 広島市南区宇品御幸一丁目17番1号	1	—	1	1
	32	寛田クリニック	732-0827 広島県 広島市南区稻荷町3-20トーレ稲荷町2F	1	—	1	1
	33	広島シーサイド病院	734-0012 広島県 広島市南区元宇品町26-20	1	—	1	1
	34	広島厚生病院	734-0026 広島県 広島市南区仁保新町一丁目5-13	1	—	1	1

index No.	No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
				1年次	2年次	3年次	4年次
①	35	瀬野白川病院	739-0311 広島県 広島市安芸区瀬野一丁目28番3号	1	—	1	1
	36	マツダ病院	735-8585 広島県 安芸郡府中町青崎南2番15号	1	—	1	1
	37	安芸市民病院	736-0088 広島県 広島市安芸区畑賀2丁目14番1号	1	—	1	1
	38	山本整形外科病院	736-0045 広島県 安芸郡海田町堀川町2-23	2	—	2	2
	39	千代田中央病院	731-1533 広島県 北広島町有田1192	1	—	1	1
	40	中岡内科	731-0223 広島県 広島市安佐北区可部2-14-14	1	—	1	1
	41	二宮内科	731-0221 広島県 広島市安佐北区可部5-14-16	2	—	2	2
	42	高陽ニュータウン病院	731-0231 広島県 広島市安佐北区亀崎4丁目7-1	1	—	1	1
	43	新谷整形外科医院	739-1732 広島県 広島市安佐北区落合南7丁目4番22号	1	—	1	1
	44	安佐市民病院	731-0293 広島県 広島市安佐北区可部南2-1-1	1	—	1	1
	45	高陽整形外科スポーツクリニック	739-1733 広島県 広島市安佐北区口田南8丁目14-13	1	—	1	1
	46	広島共立病院	731-0121 広島県 広島市安佐南区中須二丁目19-6	1	—	1	1
	47	高陽中央病院	739-1731 広島県 広島市安佐北区落合5-1-10	1	—	1	1
	48	原田整形外科病院	731-0154 広島県 広島市安佐南区上安2丁目15番27号	1	—	1	1
	49	呉共済病院	737-8505 広島県 呉市西中央2丁目3番28号	1	—	1	1
	50	済生会呉病院	737-0821 広島県 呉市三条2丁目1番13号	1	—	1	1
	51	中国労災病院	737-0193 広島県 呉市広多賀谷1丁目5番1号	1	—	1	1
	52	医療法人エム・エム会マッターホルンリハビリテーション病院(旧マッターホルン病院)	737-0046 広島県 呉市中通1丁目5-25	2	—	2	2
	53	呉記念病院	737-0161 広島県 呉市郷原町2379-42	1	—	1	1
	54	呉芸南病院	737-0003 広島県 呉市阿賀中央6-7-24	1	—	1	1
	55	呉市医師会病院	737-0056 広島県 呉市朝日町15番24号	1	—	1	1
	56	大谷リハビリテーション病院	737-2211 広島県 江田島市大柿町柿浦1970	1	—	1	1
	57	安芸津病院	729-2402 広島県 東広島市安芸津町三津4388	1	—	1	1
	58	井野口病院	739-0007 広島県 東広島市西条土与丸6丁目1-91	1	—	1	1
	59	木阪病院	739-0003 広島県 東広島市西条町大字土与丸字城野橋1235番地	1	—	1	1
	60	おおもり整形外科スポーツクリニック	739-0041 広島県 東広島市西条町大字寺家1633番地	1	—	1	1
	61	東広島医療センター	739-0041 広島県 東広島市西条町寺家513番地	1	—	1	1
	62	八本松病院	739-0142 広島県 東広島市八本松東3-9-30	1	—	1	1
	63	東広島整形外科スポーツクリニック	739-0024 広島県 東広島市西条町御園宇4281-1	1	—	1	1
	64	本永病院	739-0016 広島県 東広島市西条岡町8番13号	1	—	1	1
	65	安田病院	725-0012 広島県 竹原市下野町3136番地	1	—	1	1
	66	医療法人社団陽正会寺岡記念病院	729-3103 広島県 福山市新市町大字新市37番地	1	—	1	1
	67	福山第一病院	721-0973 広島県 福山市南蔵王町5丁目14番5号	1	—	1	1
	68	三次地区医療センター	728-0013 広島県 三次市十日市東3丁目16-1	2	—	2	2
	69	吉田総合病院	731-0595 広島県 安芸高田市吉田町吉田3666番地	1	—	1	1
	70	石川県立中央病院	920-8530 石川県 金沢市鞍月東2丁目1番地	1	—	1	1

index No.	No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
				1年次	2年次	3年次	4年次
①	71	市立敦賀病院	914-8502 福井県 敦賀市三島町1丁目6番60号	1	—	1	1
	72	みどりヶ丘病院	569-1121 大阪府 高槻市真上町3丁目13番1号	1	—	1	1
	73	大分県立病院	870-8511 大分県 大分市大字豊饒476	1	—	1	1
	74	井野辺病院	870-0862 大分県 大分市大字中尾255番地	1	—	1	1
	75	コスモス病院	875-0051 大分県 臼杵市大字戸室字長谷1131番地1	1	—	1	1
	76	天心堂へつぎ病院	879-7761 大分県 大分市大字中戸次字二本木5956番地	1	—	1	1
	77	新日鐵八幡記念病院	805-8508 福岡県 北九州市八幡東区春の町1丁目1番1号	1	—	1	1
	78	黒田整形外科医院	814-0165 福岡県 福岡市早良区次郎丸5丁目6-1	1	—	1	1
	79	医療法人二期会小島病院(旧 小島病院)	848-0121 佐賀県 伊万里市黒川町塩屋205の1	1	—	1	1
②	80	医療法人仁鷹会介護老人保健施設陽だまり	730-0042 広島県 広島市中区国泰寺2-4-18	1	—	1	1
	81	医療法人みやうち介護老人保健施設三滝ひまわり	733-0802 広島県 広島市西区三滝本町2-99-2	1	—	1	1
	82	医療法人社団恵正会デイケアセンターなごみ	731-0221 広島県 広島市安佐北区可部5-14-16	1	—	1	1
	83	医療法人社団恵正会医療型デイケアそよかぜ	731-0223 広島県 広島市安佐北区可部南2-14-14	1	—	1	1
	84	医療法人社団沼南会老人保健施設ぬまくま	720-0402 広島県 福山市沼隈町中山南469-3	1	—	1	1
	85	医療法人アスカ会介護老人保健施設すこやか苑	701-1202 岡山県 岡山市榑津310-1	1	—	1	1
	86	医療法人社団伯栄会のだぞみ整形外科クリニック	739-0021 広島県 東広島市西条町助実1182-1	1	—	1	1
	87	医療法人仁鷹会たかの橋中央病院	730-0042 広島県 広島市中区国泰寺2丁目4番18号	1	—	1	1
	88	県立広島病院	734-8530 広島県 広島市南区宇品神田1-5-54	1	—	1	1
	89	医療法人社団みのり会北川病院	726-0003 広島県 府中市元町43-1	1	—	1	1
	90	医療法人社団沼南会沼隈病院	720-0402 広島県 福山市沼隈町大字中山南469-3	1	—	1	1
	91	医療法人医誠会都志見病院	758-0041 山口県 萩市大字江向413番地1	1	—	1	1
	92	国家公務員共済組合連合会新別府病院	874-0833 大分県 別府市大字鶴見3898	1	—	1	1
	93	医療法人玄真堂川島整形外科病院	871-0012 大分県 中津市大字宮夫14-1	2	—	2	2
	94	社会福祉法人向陽会やまびこ医療福祉センター	891-1206 鹿児島県 鹿児島市皆与志町1779番地	1	—	1	1
	95	医療福祉法人神護会じんごあん整形外科内科クリニック	899-2501 鹿児島県 日置市伊集院町下谷口2122	1	—	1	1
	96	医療法人昭泉会外科馬場病院	899-3303 鹿児島県 日置市吹上町湯之浦2378	1	—	1	1
③	97	錦海リハビリテーション病院	683-0825 鳥取県 米子市錦海町3-4-5	2	—	2	2
	98	ユニタ整形外科・形成外科クリニック	811-1346 福岡県 南区老司1丁目27-12	2	—	2	2
	99	医療法人全仁会倉敷平成病院	710-0826 岡山県 倉敷市老松町4丁目3-38	1	—	1	1
	100	医療法人和同会山口市リハビリテーション病院	753-0851 山口県 山口市黒川3380	1	—	1	1
	101	特定医療法人博愛会菅間記念病院	325-0046 栃木県 那須塩原市大黒町2番5号	1	—	1	1
	102	医療法人財団尚温会伊予病院	799-3101 愛媛県 伊予市八倉906番地5	1	—	1	1
	103	下関市立中央病院	750-8520 山口県 下関市向洋町1丁目13番1号	1	—	1	1
	104	医療法人社団季朋会王司病院	752-0915 山口県 下関市王司本町1丁目18番27号	2	—	2	2
	105	医療法人社団青虎会ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院	402-0005 山梨県 都留市四日市場字瀬中188	1	—	1	1
	106	東京急行電鉄株式会社東急病院	145-0062 東京都 大田区北千束1丁目45番6号	1	—	1	1

index No.	No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
				1年次	2年次	3年次	4年次
③	107	医療法人盈進会岸和田盈進会病院	596-0003 大阪府 岸和田市中井町1-12-1	1	—	1	1
	108	医療法人社団博滋会青葉さわい病院	225-0004 神奈川県 横浜市青葉区元石川町4300番地	1	—	1	1
	109	医療法人芥子会城本クリニック	704-8174 岡山県 岡山市松新町65-4	1	—	1	1
	110	社団法人北部地区医師会北部地区医師会病院	905-8611 沖縄県 名護市宇茂佐1712-3	1	—	1	1
	111	株式会社互惠会大阪回生病院	532-0003 大阪府 大阪市淀川区宮原1丁目 6-10	1	—	1	1
	112	社団法人地域医療振興協会西吾妻福祉病院	377-1308 群馬県 吾妻郡長野原町大字大津746-4	1	—	1	1
	113	医療法人社団明芳会新葛飾ロイヤルクリニック	124-0006 東京都 葛飾区堀切2丁目66番17号	1	—	1	1
	114	医療法人社団明芳会新葛飾病院	124-0006 東京都 葛飾区堀切3丁目26番5号	1	—	1	1
	115	広瀬整形外科リウマチ科	225-0015 神奈川県 横浜市青葉区荏田北1-2-1 platform102	1	—	1	1
	116	社会福祉法人石川整肢学園金沢こども医療福祉センター	920-3314 石川県 金沢市吉原町口6番2	1	—	1	1
	117	独立行政法人国立病院機構呉医療センター	737-0023 広島県 呉市青山町3-1	1	—	1	1
	118	医療法人社団中川会呉中通病院	737-0046 広島県 呉市中通1-3-8	3	—	3	3
	119	済生会広島病院	731-4311 広島県 安芸郡坂町北新地2-3-10	1	—	1	1
	120	医療法人社団恵愛会大分中村病院	870-0022 大分県 大分市大手町3-2-43	1	—	1	1
	121	西日本旅客鉄道株式会社広島鉄道病院	732-0057 広島県 広島市東区二葉ノ里3-1-36	1	—	1	1
	122	広島市こども療育センター	732-0052 広島県 広島市東区光町2丁目15番55号	1	—	1	1
	123	広島赤十字・原爆病院	730-8619 広島県 広島市中区千田町1-9-6	2	—	2	2
	124	広島市西部こども療育センター	731-5138 広島県 広島市佐伯区海老山南2-2-18	1	—	1	1
	125	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	739-0696 広島県 大竹市玖波4丁目1番1号	1	—	1	1
	126	独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	740-8510 山口県 岩国市黒磯町2-5-1	2	—	2	2
	127	医療法人信愛会日比野病院	731-3161 広島県 広島市安佐南区沼田伴7955	1	—	1	1
	128	安芸太田病院(旧 安芸太田町加計病院)	731-3622 広島県 山県郡安芸太田町大字下殿河内236	1	—	1	1
	129	北広島町豊平病院	731-1222 広島県 山県郡北広島町阿坂4705	1	—	1	1
	130	医療法人あかね会土谷総合病院	730-8655 広島県 広島市中区中島町3-30	1	—	1	1
	131	三菱重工株式会社広島三菱病院	733-0036 広島県 広島市西区観音新町4丁目6番20号	1	—	1	1
	132	医療法人社団光仁会梶川病院	733-0022 広島県 広島市西区天満町8-7	1	—	1	1
	133	医療法人厚生堂長崎病院	733-0003 広島県 広島市西区三篠町1丁目11-12	1	—	1	1
	134	和光整形外科クリニック	731-5115 広島県 広島市佐伯区八幡東2丁目28-8-7	1	—	1	1
	135	医療法人社団朋和会西広島リハビリテーション病院	731-5143 広島県 広島市佐伯区三宅6丁目265番地	1	—	1	1
	136	広島県厚生農業協同組合連合会廣島総合病院	738-8503 広島県 廿日市市地御前1丁目3-3	1	—	1	1
	137	特定医療法人里仁会興生総合病院	723-0015 広島県 三原市円一町2丁目5番1号	1	—	1	1
	138	三原市医師会病院	723-0051 広島県 三原市宮浦1丁目15-1	1	—	1	1
	139	総合病院三原赤十字病院	723-8512 広島県 三原市東町2丁目7番1号	1	—	1	1
	140	広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院	722-8508 広島県 尾道市古浜町7-19	1	—	1	1
	141	医療法人社団長寿会はたのりハビリ整形外科	739-0321 広島県 広島市安芸区中野5丁目13-30	2	—	2	2
	142	JR東京総合病院	151-8528 東京都 渋谷区代々木2-1-3	1	—	1	1

index No.	No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
				1年次	2年次	3年次	4年次
③	143	西日本旅客鉄道株式会社大阪鉄道病院	545-0053 大阪府 大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番22号	1	—	1	1
	144	九州旅客鉄道株式会社JR九州病院	800-0031 福岡県 北九州市門司区高田2丁目1番1号	1	—	1	1
	145	医療法人健真会山本整形外科クリニック	734-0053 広島県 広島市南区青崎2丁目4-20	2	—	2	2
	146	医療法人健真会山本整形外科病院	736-0045 広島県 広島市南区青崎2丁目4番20号	1	—	1	1
	147	医療法人三省会村上病院	794-0015 愛媛県 今治市常盤町5-3-37	2	—	2	2
	148	福山市民病院	721-8511 広島県 福山市蔵王町5丁目23-1	1	—	1	1
	149	公立学校共済組合中国中央病院	720-0001 広島県 福山市御幸町大字上岩成148-13	1	—	1	1
	150	医療法人社団日本鋼管福山病院	721-0927 広島県 福山市大門町津之下1844番地	1	—	1	1
	151	医療法人社団紅十字会総合病院三愛	720-0031 広島県 福山市三吉町4丁目1番15号	1	—	1	1
	152	医療法人社団宏仁会寺岡整形外科病院	720-0077 広島県 福山市南本庄3丁目1番52号	1	—	1	1
	153	特定医療法人祥和会脳神経センター大田記念病院	720-0825 広島県 福山市沖野上町3丁目6番18号	1	—	1	1
	154	医療法人社団島谷病院	721-0955 広島県 福山市新涯町2丁目5番8号	1	—	1	1
	155	日立造船健康保険組合因島総合病院	722-2323 広島県 尾道市因島土生町2561番地	1	—	1	1
	156	独立行政法人国立病院機構関門医療センター	752-8510 山口県 下関市長府外浦町1番1号	1	—	1	1
	157	医療法人中村整形外科医院	809-0036 福岡県 中間市長津2丁目16番47号	1	—	1	1
	158	医療法人同愛会博愛病院	683-0853 鳥取県 米子市両三柳1880番地	1	—	1	1
	159	医療法人友紘会皆生温泉病院	683-0002 鳥取県 米子市皆生新田3丁目7番8号	1	—	1	1
	160	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	683-8605 鳥取県 米子市皆生新田1丁目8番1号	1	—	1	1
	161	医療法人社団昌平会大山リハビリテーション病院	689-4102 鳥取県 西伯郡伯耆町大原927番地1	1	—	1	1
	162	日本赤十字社鳥取赤十字病院	680-8517 鳥取県 鳥取市尚徳町117番地	1	—	1	1
	163	特定・特別医療法人明和会医療福祉センターウェルフェア北園渡辺病院	680-0003 鳥取県 鳥取市覚寺181	1	—	1	1
	164	岩美町国民健康保険岩美病院	681-0003 鳥取県 岩美郡岩美町浦富1029-2	1	—	1	1
	165	医療法人共済会清水病院	682-0881 鳥取県 倉吉市宮川町129	1	—	1	1
	166	医療法人清和会垣田病院	682-0021 鳥取県 倉吉市上井302-1	1	—	1	1
	167	鳥取県立厚生病院	682-0804 鳥取県 倉吉市東昭和町150	1	—	1	1
	168	おかもと整形外科スポーツクリニック	732-0033 広島県 広島市東区温品7丁目5番26号	1	—	1	1
	169	県立安芸津病院	729-2402 広島県 東広島市安芸津町三津4388	1	—	1	1
	170	総合病院社会保険徳山中央病院	745-8522 山口県 周南市孝田町1番1号	1	—	1	1
	171	橋本市民病院	648-0005 和歌山県 橋本市小峰台2-8-1	1	—	1	1
	172	財団法人横浜市体育協会横浜市スポーツ医科学センター	222-0036 神奈川県 横浜市港北区小机町3302-5 日産スタジアム内	1	—	1	1
	173	医療法人慧明会貞松病院	856-0831 長崎県 大村市東本町537	2	—	2	2
	174	いまむら整形外科医院	852-8052 長崎県 長崎市葉山1丁目28番1号 日章葉山ビル3F	1	—	1	1
	175	医療法人協愛会阿知須共立病院	754-1277 山口県 山口市阿知須4171番地1	1	—	1	1
	176	光市立大和総合病院	743-0192 山口県 光市大字岩田974番地	1	—	1	1
	177	医療法人社団成蹊会岡田病院	759-4101 山口県 長門市東深川888	1	—	1	1
	178	特定・特別医療法人明和会北広島病院(旧 益田病院)	731-1515 広島県 山県郡北広島町壬生433番4号	1	—	1	1

index No.	No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
				1年次	2年次	3年次	4年次
③	179	社会福祉法人向陽会ひまわり病院	890-0052 鹿児島県 鹿児島市上之園町20番28号	1	—	1	1
	180	国立別府重度障害者センター	874-0904 大分県 別府市南荘園町2組	1	—	1	1
	181	副島整形外科病院	843-0024 佐賀県 武雄市武雄町大字富岡7641番地1	1	—	1	1
	182	医療法人社団飛翔会	737-0029 広島県 呉市宝町2-50 レクレ4階	1	—	1	1
	183	医療法人慶心会川越整形外科	889-2541 宮崎県 日南市吾田東11-9-18	1	—	1	1
④	184	医療法人恵愛会介護老人保健施設希望の園	731-0101 広島県 広島市安佐南区八木5-16-2	1	—	1	1
	185	医療法人社団あと会介護老人保健施設ふかわ・くにくさ	739-1752 広島県 広島市安佐北区上深川186-1	1	—	1	1
	186	医療法人賛幸会介護老人保健施設はまゆう	680-0924 鳥取県 鳥取市野寺62-1	1	—	1	1
	187	医療法人社団博愛会介護老人保健施設きさか	739-0003 広島県 東広島市西条町土与丸1235	1	—	1	1
	188	医療法人真誠会介護老人保健施設弓浜ゆうとぴあ	683-1104 鳥取県 米子市大崎1511-1	1	—	1	1
	189	介護老人保健施設さかい幸朋苑	684-0063 鳥取県 境港市誠道町2083番地	1	—	1	1
	190	和歌山労災病院	640-8505 和歌山県 和歌山市木ノ本93番1	1	—	1	1
	191	太田整形外科	735-0022 広島県 安芸郡府中町大通2丁目10-8	3	—	3	3
	192	市立三次中央病院	728-8502 広島県 三次市東酒屋町531番地	1	—	1	1
	193	総合病院庄原赤十字病院	727-0013 広島県 庄原市西本町2丁目7-10	1	—	1	1
	194	医療法人慈徳会真田病院	734-0007 広島県 広島市南区皆実町3丁目13-21	1	—	1	1
	195	医療法人微風会ビハークの里病院	728-0001 広島県 三次市山家町605番地20	1	—	1	1
	196	独立行政法人国立病院機構長崎病院	850-8523 長崎県 長崎市桜木町6番41号	1	—	1	1
	197	国立病院機構柳井病院	742-1352 山口県 柳井市伊保庄95番地	1	—	1	1
	198	キッコーマン総合病院	278-0005 千葉県 野田市宮崎100	1	—	1	1
	199	医療法人財団大樹会総合病院回生病院	762-0007 香川県 坂出市室町3丁目5番28号	1	—	1	1
	200	医療法人社団楓会林病院	730-0029 広島県 広島市中区三川町3丁目21番	1	—	1	1
	201	医療法人社団聖愛会ぎおん牛田病院(旧 医療法人社団聖愛会牛田病院)	732-0066 広島県 安佐南区西原8-9-24	1	—	1	1
	202	医療法人社団輔仁会太田川病院	732-0009 広島県 広島市東区戸坂千足1丁目21番25号	1	—	1	1
	203	介護老人保健施設熊野ゆうあいホーム	731-4221 広島県 安芸郡熊野町地蔵の前1610-3	1	—	1	1
	204	吉岡整形外科	734-0007 広島県 広島市南区皆実町4丁目18番14号	1	—	1	1
	205	広島逋信病院	730-8978 広島県 広島市中区東白島町19番16号	1	—	1	1
	206	サザンクリニック整形外科・内科	730-0833 広島県 広島市中区江波本町5-28	2	—	2	2
	207	医療法人社団清風会五日市記念病院	731-5156 広島県 広島市佐伯区倉重1-95	1	—	1	1
	208	医療法人・社団・貴和会佐伯中央病院	738-0222 広島県 廿日市市津田4180	1	—	1	1
	209	いずみ整形外科クリニック	730-0823 広島県 広島市中区吉島西1丁目24-30	1	—	1	1
	210	特別医療法人社団時正会佐々総合病院	188-0011 東京都 西東京市田無町4丁目24番15号	1	—	1	1
	211	山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院	742-0032 山口県 柳井市古開作1000番地1	1	—	1	1
	212	医療法人名圭会白岡整形外科	349-0217 埼玉県 南埼玉郡白岡町小久喜1067-2	1	—	1	1
	213	秀和総合病院	344-0035 埼玉県 春日部市谷原新田1200	1	—	1	1
	214	医療法人健和会奈良東病院	632-0001 奈良県 天理市中之庄町470	1	—	1	1

index No.	No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
				1年次	2年次	3年次	4年次
④	215	医療法人サカもみの木会サカ緑井病院	731-0103 広島県 広島市安佐南区緑井6丁目28番1号	1	—	1	1
	216	社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	699-3676 島根県 益田市遠田町1917番地2	1	—	1	1
	217	益田赤十字病院	698-8501 島根県 益田市乙吉町イ103番地の1	1	—	1	1
	218	医療法人社団幸隆会多摩丘陵病院	194-0297 東京都 町田市下小山田町 1491	1	—	1	1
	219	アマノリハビリテーション病院	738-0060 広島県 廿日市市陽光台5丁目9番	1	—	1	1
	220	社団法人三次地区医師会介護老人保健施設あさざり	728-0025 広島県 三次市栗屋町字柳迫1649-1	1	—	1	1
	221	広島市総合リハビリテーションセンター	731-3168 広島県 広島市安佐南区伴南1丁目39番1号	1	—	1	1
⑤	222	国民健康保険智頭病院	689-1402 鳥取県 八頭郡智頭町智頭1875番地	1	—	1	1
	223	社会医療法人仁厚会米子東病院	682-0023 鳥取県 米子市淀江町佐陀2169番地	1	—	1	1
	224	医療法人社団長寿会介護老人保健施設せのがわ	739-0321 広島県 広島市安芸区中野6丁目8-2	1	—	1	1
	225	医療法人好縁会グループ下山記念クリニック	739-0041 広島県 東広島市西条町寺家7432-1	1	—	1	1
	226	医療法人社団玄同会小島病院	720-1142 広島県 福山市駅家町上山守203番地	1	—	1	1
	227	医療法人社団紺整会船橋整形外科病院	274-0822 千葉県 船橋市飯山満町1-833	1	—	1	1
	228	医療法人松田整形外科記念病院	001-0018 北海道 札幌市北区北18条西4丁目1番35号	1	—	1	1
	229	町立長沼病院	069-1332 北海道 夕張郡長沼町中央南2丁目2-1	1	—	1	1
	230	医療法人社団誠療会成尾整形外科病院	862-0958 熊本県 熊本市岡田町12-24	1	—	1	1
	231	愛媛医療生活協同組合愛媛生協病院	791-1102 愛媛県 松山市来住町1091-1	1	—	1	1
	232	医療法人青山会西条中央病院	739-0014 広島県 東広島市西条昭和町12番40号	1	—	1	1
	233	社会医療法人社団陽正会神石高原町立病院	720-1522 広島県 神石郡神石高原町小島1763-2	1	—	1	1
	234	国家公務員共済組合連合会呉共済病院忠海分院	729-2316 広島県 竹原市忠海中町2-2-45	1	—	1	1
	235	医療法人社団岡崎病院	728-0012 広島県 三次市十日市中2丁目14-33	1	—	1	1
	236	地域医療支援病院オープンシステム徳山医師会病院	745-8510 山口県 周南市慶万町10-1	1	—	1	1

受け入れ可能人数合計 257 0 257 257

保健医療学部 総合リハビリテーション学科 作業療法学専攻 臨床実習施設一覧

No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
			1年次	2年次	3年次	4年次
1	医療法人社団葵会八本松病院	739-0142 広島県 東広島市八本松東3-9-30	1	1	1	1
2	ひまわり訪問看護ステーション	722-0045 広島県 尾道市久保2-15-17	1	1	1	1
3	広島県立障害者リハビリテーションセンター	739-0036 広島県 東広島市西条町田口295-3	1	1	1	1
4	福原リハビリテーション整形外科・内科医院	731-5135 広島県 佐伯区海老園2丁目9-22	1	1	1	1
5	三原赤十字病院(のリハビリテーション科)	723-8512 広島県 三原市東町2丁目7番1号	1	1	1	1
6	医療法人社団有信会呉記念病院	737-0161 広島県 呉市郷原町2379-42	1	1	1	1
7	医療法人翠星会松田病院	734-0005 広島県 広島市南区翠4-13-7	3	3	3	3
8	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	739-0041 広島県 東広島市西条町寺家513番地	1	1	1	1
9	介護老人保健施設とやま	731-3272 広島県 広島市安佐南区沼田町大字吉山980-1	1	1	1	1
10	医療法人社団楓会林病院	730-0029 広島県 広島市中区三川町3番21号	1	1	1	1
11	広島パークヒル病院	733-0851 広島県 広島市西区田方2丁目16-45	1	1	1	1
12	介護老人保健施設やすらぎの家	722-0042 広島県 尾道市久保町1718	1	1	1	1
13	介護老人保健施設あおいの園・セラ	722-1112 広島県 世羅郡世羅町本郷1216	1	1	1	1
14	山本整形外科病院	736-0045 広島県 安芸郡海田町堀川町2-23	1	1	1	1
15	介護老人保健施設サンスクエア沼南	720-0832 広島県 福山市水呑町3332-1	1	1	1	1
16	介護老人保健施設希望の園	731-0101 広島県 広島市安佐南区八木5-16-2	1	1	1	1
17	ワカサ・リハビリ病院	732-0043 広島県 広島市東区東山町15-1	1	1	1	1
18	多機能リハビリセンターありがとう	721-0902 広島県 福山市春日町浦上1200	1	1	1	1
19	医療法人信愛会日比野病院	731-3161 広島県 広島市安佐南区沼田町伴7955	1	1	1	1
20	ナーシングホーム沙羅	728-0001 広島県 三次市山家町605-24	1	1	1	1
21	早川クリニック	737-0111 広島県 呉市広大広2丁目7-4	1	1	1	1
22	老人保健施設コスモス園	737-0911 広島県 呉市焼山北3丁目171番4号	1	1	1	1
23	医療法人社団樹章会本永病院	739-0016 広島県 東広島市西条岡町8番13号	1	1	1	1
24	デイサービスげんきハウス	739-0132 広島県 東広島市八本松町正力字重信1306-1	1	1	1	1
25	老人保健施設せのがわ	739-0321 広島県 広島市安芸区中野6丁目8-2	1	1	1	1
26	かなたクリニック	739-0024 広島県 東広島市西条町御園宇2049-1	2	2	2	2
27	公立学校共済組合中国中央病院	720-0001 広島県 福山市御幸町大字上岩成148-13	1	1	1	1
28	社会医療法人定和会神原病院	720-0843 広島県 福山市赤坂町大字赤坂1313	1	1	1	1
29	医療法人社団柏原会介護老人保健施設葵の園・安浦	737-2512 広島県 呉市安浦町安登西5丁目11-19	1	1	1	1
30	岩崎整形外科	720-0082 広島県 福山市木之庄町2-7-5	1	1	1	1
31	荒木脳神経外科病院	733-0821 広島県 広島市西区庚午北二丁目8番7号	1	1	1	1
32	社会医療法人沼南会沼隈病院	720-0402 広島県 福山市沼隈町中山南469-3	1	1	1	1
33	広島共立病院	731-0121 広島県 広島市安佐南区中須二丁目19-6	1	1	1	1
34	三次地区医療センター	728-0013 広島県 三次市十日市東3丁目16-1	1	1	1	1
35	障害者支援施設ときわ台ホーム	739-0151 広島県 東広島市八本松町原5946-7	1	1	1	1
36	医療法人宗齊会須波宗齊会病院	723-0035 広島県 三原市須波ハイツ2丁目3-10	1	1	1	1
37	医療法人社団更生会草津病院	733-0864 広島県 広島市西区草津梅が台10-1	1	1	1	1
38	マッターホルンリハビリテーション病院	737-0046 広島県 呉市中通1丁目5-25	1	1	1	1
39	介護老人保健施設静寿苑	739-0041 広島県 東広島市西条町寺家800	1	1	1	1

No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
			1年次	2年次	3年次	4年次
40	中国電力株式会社中電病院	730-8562 広島県 広島市中区大手町3-4-27	1	1	1	1
41	下永病院	720-0542 広島県 福山市金江町藁江590-1	1	1	1	1
42	総合病院福島生協病院	733-0023 広島県 広島市西区都町42-7	1	1	1	1
43	医療法人ほり整形外科	733-0834 広島県 広島市西区草津新町2丁目6-10	1	1	1	1
44	福山回生病院	721-0942 広島県 福山市引野町5-9-21	1	1	1	1
45	ほほえみ診療所	730-0024 広島県 広島市中区西平塚町4-15	1	1	1	1
46	ほうゆう病院	737-0001 広島県 呉市阿賀北1丁目14-15	1	1	1	1
47	のぞみ整形外科クリニック	739-0021 広島県 東広島市西条町助実1182-1	1	1	1	1
48	瀬野白川病院	739-0311 広島県 広島市安芸区瀬野1丁目28番3号	1	1	1	1
49	介護老人保健施設熊野ゆうあいホーム	731-4221 広島県 安芸郡熊野町地蔵の前1610-3	1	1	1	1
50	介護老人保健施設ビレネ	728-0025 広島県 三次市粟屋町1743-8	1	1	1	1
51	医療法人社団宏仁会寺岡整形外科病院	720-0077 広島県 福山市南本庄3丁目1番52号	1	1	1	1
52	特別養護老人ホームすなみ荘	723-0035 広島県 三原市須波ハイツ2丁目3番1号	1	1	1	1
53	一ノ瀬病院	730-0042 広島県 広島市中区国泰寺町1丁目5番11号	1	1	1	1
54	加川整形外科病院	733-0874 広島県 広島市西区古江西町22-10	1	1	1	1
55	コールメディカルクリニック広島	733-0877 広島県 広島市西区古田台2丁目12-9	1	1	1	1
56	社会福祉法人広島厚生事業協会府中みくまり病院	735-0003 広島県 安芸郡府中町みくまり3-1-11	1	1	1	1
57	土谷訪問看護ステーション西広島	733-0812 広島県 広島市西区己斐本町2丁目6-6	1	1	1	1
58	介護老人保健施設さざなみ苑	737-1206 広島県 呉市音戸町高須3-7-15	1	1	1	1
59	老人保健施設ゆさか	725-0002 広島県 竹原市西野町榎ヶ坪184	1	1	1	1
60	医療法人社団永光会水永病院	721-0973 広島県 福山市南蔵王町4丁目16-16	1	1	1	1
61	医療法人和同会広島シーサイド病院	734-0012 広島県 広島市南区元宇品町26-20	1	1	1	1
62	医療法人真慈会真愛病院	739-2616 広島県 東広島市黒瀬町兼広279	1	1	1	1
63	老人保健施設あきまろ園	739-2403 広島県 東広島市安芸津町風早497番地41	1	1	1	1
64	医療法人社団中川会呉中通病院	737-0046 広島県 呉市中通1-3-8	1	1	1	1
65	ふたば病院	737-0143 広島県 呉市広白石4-7-22	1	1	1	1
66	医療法人社団博愛会木阪病院	739-0003 広島県 東広島市西条町土与丸1235番地	1	1	1	1
67	広島県立総合精神保健福祉センター	731-4311 広島県 安芸郡坂町北新地2-3-77	1	1	1	1
68	県立広島病院	734-8530 広島県 広島市南区宇品神田1-5-54	1	1	1	1
69	社会福祉法人三原のぞみの会紅梅保育所	723-0065 広島県 三原市西野3丁目8番18号	1	1	1	1
70	医療法人叙叙会福山第一病院	721-0973 広島県 福山市南蔵王町5丁目14番5号	1	1	1	1
71	呉みどりヶ丘病院	737-0001 広島県 呉市阿賀北1-15-45	1	1	1	1
72	障害者支援施設寿波苑	723-0035 広島県 三原市須波ハイツ4丁目15-1	1	1	1	1
73	広島市医師会運営・安芸市民病院	736-0088 広島県 広島市安芸区畑賀2丁目14番1号	1	1	1	1
74	医療法人絃友会福山友愛病院	720-0832 広島県 福山市水呑町302-2	1	1	1	1
75	広島市西部こども療育センター	731-5138 広島県 広島市佐伯区海老山南2-2-18	1	1	1	1
76	介護老人保健施設あき	739-0311 広島県 広島市安芸区瀬野3丁目12-35	1	1	1	1
77	社会福祉法人恩賜財団広島県済生会介護老人保健施設はまな荘	731-4311 広島県 安芸郡坂町北新地2-3-10	1	1	1	1
78	野村病院	731-0138 広島県 広島市安佐南区祇園2丁目42-14	1	1	1	1
79	井野口病院	739-0007 広島県 東広島市西条土与丸6丁目1-91	1	1	1	1
80	社会医療法人社団陽正会寺岡記念病院	729-3103 広島県 福山市新市町新市37	1	1	1	1

No.	実習施設名	所在地	授業科目ごとの受け入れ可能人数			
			1年次	2年次	3年次	4年次
81	安佐病院(施設)	731-0101 広島県 広島市安佐南区八木5-15-1	1	1	1	1
82	サカ緑井病院	731-0103 広島県 広島市安佐南区緑井6丁目28番1号	1	1	1	1
83	熊野町民生部健康課	731-4214 広島県 安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号	1	1	1	1
84	医療法人社団二山会宗近病院	739-0024 広島県 東広島市西条町御菌宇703	1	1	1	1
85	呉市医師会病院	737-0056 広島県 呉市朝日町15番24号	1	1	1	1
86	医療法人仁慈会安田病院	725-0012 広島県 竹原市下野町3136	1	1	1	1
87	済生会広島病院	731-4311 広島県 安芸郡坂町北新地2-3-10	1	1	1	1
88	安芸地区医師会訪問看護ステーション	736-0043 広島県 安芸郡海田町栄町5-13	1	1	1	1
89	なごみクリニック	730-0048 広島県 広島市中区竹屋町6-3	1	1	1	1
90	医療法人仁康会小泉病院	729-2361 広島県 三原市小泉町4245	1	1	1	1
91	介護老人保健施設もみじ園	739-2622 広島県 東広島市黒瀬町乃美尾555-1	1	1	1	1
92	三原病院	723-0003 広島県 三原市中之町6丁目31-1	1	1	1	1
93	介護老人保健施設くつろぎ苑	721-0962 広島県 福山市東手城町1丁目28-31	1	1	1	1
94	身体障害者療護施設仁方	737-0157 広島県 呉市仁方町戸田4407番地	1	1	1	1
95	広島市立広島市民病院	730-8518 広島県 広島市中区基町7-33	1	1	1	1
96	介護老人保健施設三恵苑	723-0014 広島県 三原市城町3丁目7-1	1	1	1	1
97	医療法人社団朋和会西広島リハビリテーション病院	731-5143 広島県 広島市佐伯区三宅6丁目265番地	1	1	1	1
98	公立世羅中央病院	722-1112 広島県 世羅郡世羅町大字本郷918-3	1	1	1	1
99	松尾内科病院	723-0014 広島県 三原市城町3丁目7-1	1	1	1	1
100	医療法人天仁会天久台病院	900-0005 沖縄県 那覇市天久1123	1	1	1	1
101	医療法人社団緑誠会光の丘病院	720-0402 広島県 福山市駅家町大字向永谷302	1	1	1	1
102	沖縄整肢療護園	902-0064 沖縄県 那覇市寄宮2-3-1	1	1	1	1
103	介護付有料老人ホームメリィハウス西風新都	731-3167 広島県 広島市安佐南区大塚西3丁目2番9号	1	1	1	1
104	市立三次中央病院	728-8502 広島県 三次市東酒屋町字敦盛531番地	1	1	1	1
105	医療法人微風会ビハーラ花の里病院	728-0001 広島県 三次市山家町605-20	1	1	1	1
106	広島大学病院(リハビリテーション科)	734-0037 広島県 広島市南区霞1-2-3	1	1	1	1
107	三原市障害児通園デイスサービスホームぽ・ぽ・ら	723-0051 広島県 三原市宮浦6丁目15番24号	1	1	1	1
108	医療法人沖縄徳洲会中部徳洲会病院	904-0011 沖縄県 沖縄市照屋3丁目20番1号	1	1	1	1
109	もみじ訪問介護ステーション	731-0103 広島県 広島市安佐南区緑井1-24-19-102	1	1	1	1
110	脳神経センター大田記念病院	720-0825 広島県 福山市沖野上町3丁目6番28号	1	1	1	1
111	オリブ山病院	903-0804 沖縄県 那覇市首里石嶺町4-356	1	1	1	1
112	広島市立安佐市民病院	731-0293 広島県 広島市安佐北区可部南2-1-1	1	1	1	1
113	北部地区医師会病院	905-8611 沖縄県 名護市宇茂佐1712-3	1	1	1	1

受け入れ可能人数合計 116 116 116 116

資料 12 については資料 10 をもって差し替える。

資料 13 については資料 11 をもって差し替える。

広島国際大学
 保健医療学部 総合リハビリテーション学科 理学療法学専攻
臨床実習計画

月	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
4 月				
5 月				総合臨床実習
6 月				
7 月				
8 月				
9 月	臨床体験実習			
10 月				
11 月				
12 月				
1 月				
2 月			臨床評価実習	
3 月				
備考	■実習期間: 約 1 週間 <20.5 時間(3 日) × 2 力所=41 時間> + 学内 4 時間 ■実習者数: 約 1～6 人 ■単位数: 1 単位		■実習期間: 約 3 週間 <8 時間×15 日=120 時間> + 事前評価実技諮問 15 時間 (+ 学内 4 時間) ■実習者数: 約 1～2 人 ■単位数: 3 単位	■実習期間: 約 14 週間 <9 時間×35 日×2 力所 =630 時間> (+ 学内 8 時間) ■実習者数: 約 1～2 人 ■単位数: 14 単位

臨床実習概要 ①

区 分	内 容 等
実習科目名	臨床体験実習 (※理学療法士の実際の職場の雰囲気や2カ所の施設で1週間体験する実習)
開講年次	1 年次
実施時期	9 月上旬 (約 1 週間)
実習期間 及び 単 位	① 実習期間 ○ 実習前オリエンテーション / 1 時間 ○ 配属実習 (実習施設別オリエンテーション含む) / 4 1 時間 (2 施設) ○ 実習総括レポートの作成指導 / 1 時間 ◎ 全 体 総 括 / 2 時間 ② 単位 1 単位 (4 5 時間) / 学外 4 1 時間 + 学内 4 時間
実 習 先	理学療法士が勤務する広島県内の児童福祉施設、高齢者福祉施設
実習目的	① 学生に「理学療法士」を目指す者としての意識を早期から高めさせる。 ② 理学療法士の任務について、実務を体験することにより、その業務と現状を把握できる。 ③ 他職種との連携や協働について、その必要性を理解させる。 ④ 理学療法士の役割と使命を知ることによって医療専門職者としての職務意識、倫理観などを育成する。
実習目標	① 理学療法士を目指す学生として、クライアント及び職員と適切な人間関係を作り維持できる。 ② 理学療法士を目指す学生として、倫理観を持ち、自己啓発に努めることができる。 ③ 理学療法部門の業務内容を把握することができる。 ④ 重症心身障害児、高齢障害者の尊厳を知り、守り、理学療法士としての資質を高める。
実習内容	<実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする> ① 児童福祉施設、高齢者福祉施設のそれぞれの役割・機能について学ぶ。 ② 実習指導者の監督の下で、日常生活動作の補助作業を学ぶ。 ③ 理学療法士、介護福祉士、看護師の補助作業を学ぶ。 ④ 申し送りミーティングに参加し、施設の業務全般を学ぶ。
評価方法	次の①～④を併せて総合的に評価する。 ① 出欠状況 ② 実習先指導者の評価成績 ③ 実習報告書 ④ 実習総括レポートの内容

区 分	内 容 等
実習先 との 連携協力 体制	① 実習の指導体制 本大学「理学療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と「理学療法士臨床実習指導者委員会」を組織して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。 ④ 理学療法学専攻主催の講習会・講演会への参加の呼びかけ ⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進

■実習スケジュール

年次	1 年次				
月	9 月上旬				
1 グループ (1 ～6人)	実習前オリエンテーション(1時間)	児童福祉施設 (20.5 時間)	高齢者福祉施設 (20.5 時間)	実習総括レポートの作成指導 (1 時間)	全体総括(2 時間)
		配属実習(41時間) (実習施設別オリエンテーション含む) ※グループにより実習する施設種別は前後する。			
		高齢者福祉施設 (20.5 時間)	児童福祉施設 (20.5 時間)		

- ① 上表のとおり児童福祉施設、高齢者福祉施設で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則 1 施設 1～6 人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の 1 日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う (0.5 時間)。

臨床実習概要 ②

区 分	内 容 等
実習科目名	臨床評価実習 (※基本的な検査・評価を行い、 理学療法計画立案(問題点を抽出を含む)までを行う実習)
開講年次	3 年次
実施時期	2 月～3 月上旬(約 3 週間)
実習期間 及び 単 位	① 実習期間 ○ 事前評価実技試験 / 15 時間 ○ 実習前オリエンテーション / 1 時間 ○ 配属実習(実習施設別オリエンテーション含む) / 120 時間 ◎ 実習報告会 / 3 時間 ② 単位 3 単位(135 時間) / 学外 120 時間 + 事前評価実技諮問 15 時間 (+ 学内 4 時間)
実 習 先	主に広島県内を中心とした他府県の病院、診療所
実習目的	① 理学療法計画立案(問題点の抽出を含む)までの一連の流れを経験し、実際のクライアントの状況に適合した理学療法評価技術の基本を修得する。 ② 各種理学療法評価学で学んだ知識と技術を臨床の場で確認し、応用技術を学び、4 年次配当の「総合臨床実習」に臨む意識を高める。
実習目標	① 医療チームの他のメンバーとの連携状態を理解することができる。 ② 実習を通して理学療法士倫理、医療倫理、生命倫理などの倫理観を身につけ、クライアントとの適切な人間関係を育む。 ③ 各種理学療法評価学で学んだ知識と技術を臨床の場で確認し、実習指導者の指導を受けながら計画立案までを学生なりに行うことができる。
実習内容	<実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする> ① 実習施設で使用されている各種検査測定技術の確認と、その臨床現場での実際の応用方法を学ぶ。 1) 観察による動作分析 6) 体力測定 2) 身体計測 7) 高齢者用各種検査 3) 筋力検査 8) 発達障害児用各種検査 4) 関節可動域検査 9) 特殊検査 5) 日常生活自立度検査 ② 実習指導者の監督の下、実際にクライアントを担当して、学生自身が実際に検査測定及び情報収集を通じた評価を実施する。 ③ 評価結果を考察とともに報告し、評価内容について修正を受ける。 ④ 修正を受けた評価結果から、学生によるオリジナルの理学療法計画を立案する。

区 分	内 容 等
評価方法	次の①～⑤を併せて総合的に評価する。 ① 出欠状況 ② 事前評価実技試問の成績 ③ 実習先指導者の評価成績 ④ 実習報告書 ⑤ 実習報告会の内容
実習先との連携協力体制	① 実習の指導体制 本大学「理学療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と「理学療法士臨床実習指導者委員会」を組織して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。 ④ 理学療法学専攻主催の講習会・講演会への参加の呼びかけ ⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進

■実習スケジュール

年次	3 年次			
月	2 月～3 月			
1 グループ (1～2 人)	事前評価実技試問 (15 時間)	実習前オリエンテーション (1 時間)	配属実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (120 時間)	実習報告会 (3 時間)

- ① 上表のとおり病院または診療所（1カ所）で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1施設1～2人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（1時間）。

臨床実習概要 ③

区 分	内 容 等
実習科目名	総合臨床実習（※実際に理学療法のプロセスすべてを行う実習）
開講年次	4 年次
実施時期	5 月～ 1 2 月（約 1 4 週間）
実習期間 及び 単 位	① <u>実習期間</u> ○ 実習前オリエンテーション / 2 時間 ○ 第 1 期配属実習（実習施設別オリエンテーション含む） / 3 1 5 時間（7 週間） ○ 第 2 期配属実習（実習施設別オリエンテーション含む） / 3 1 5 時間（7 週間） ○ 第 3 期配属実習（実習施設別オリエンテーション含む） / 3 1 5 時間（7 週間） ※上記 3 期のうち 2 期分を選択 ◎ 実 習 報 告 会 / 6 時間 ② <u>単位</u> 1 4 単位（6 3 0 時間） / 学外 6 3 0 時間（+ 学内 8 時間）
実 習 先	主に広島県内を中心とした他府県の病院、診療所
実習目的	① 臨床評価実習を基礎とし、次の段階として理学療法を実施、再評価できるまでの能力を育成する。 ② 一連の理学療法計画実施体験を通して将来の作業療法を発展させる研究課題を見出す。
実習目標	（第 1 期配属実習） ① クライアントの全人格的で適切な評価を行い、課題をアセスメントできる能力を持てる。 ② クライアントの立場に立ち全人格を尊重したアプローチを可能とする能力を持てる。 （第 2 期配属実習） ③ クライアントの変化に応じた理学療法計画を変更できる能力を持てる。
実習内容	<実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする> ① 基本的な評価技術の確認及び応用について学ぶ。 ② 担当したクライアントの疾患別評価計画、評価結果に基づく治療計画立案をする。 ③ 治療計画の実施、治療結果の考察、治療計画の適切な変更などを適切に実施する。 ④ 上記に関してデイリーノートに記載し、初期評価、中間評価、最終評価結果を実習指導者へ提出を行う。 ⑤ 症例報告書の作成とケースカンファレンスでの発表、施設内研修会及び抄読会への参加を行う。

区 分	内 容 等
評価方法	次の①～④を併せて総合的に評価する。 ① 出欠状況 ② 実習先指導者の評価成績 ③ 実習報告書 ④ 実習報告会の内容
実習先との連携協力体制	① 実習の指導体制 本大学「理学療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と「理学療法士臨床実習指導者委員会」を組織して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。 ④ 理学療法学専攻主催の講習会・講演会への参加の呼びかけ ⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進

■実習スケジュール

年次	4 年次					
月	5 月～12 月					
1 グ ル ー プ (1～2人)	実習前オリエンテーション(2時間)	第1期配属実習 (実習施設別 オリエンテーション含む) (315時間)	移動日	第2期配属実習 (実習施設別 オリエンテーション含む) (315時間)	移動日	第3期配属実習 (実習施設別 オリエンテーション含む) (315時間)
						実習報告会(6時間)

- ① 上表のとおり病院または診療所（2カ所）で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1施設1～2人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（1時間）。
- ④ 実習については、3期間のうち、2期を選択する。

保健医療学部 総合リハビリテーション学科 作業療法学専攻

臨床実習計画

月	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
4 月				総合臨床実習	
5 月					
6 月					
7 月					
8 月	臨床見学実習 (身障・発達・ 老年期・精神・地域)	臨床体験実習			
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					
1 月					
2 月			臨床推論実習		
3 月					
備考	■実習期間: (作業療法5分野) 各 半日～1日間 〈4～8時間×1日 ×5力所=20～40時間〉 +学内5時間 ■実習者数: (作業療法5分野) 各 約 1～3人 ■単位数:1単位	■実習期間: 約 2週間 〈8時間×10日 =80時間〉 +学内10時間 ■実習者数: 約 1～3人 ■単位数:2単位	■実習期間: 約 6週間 〈9時間×30日=270時間〉 (+学内3時間) ■実習者数: 約 1～3人 ■単位数:6単位	■実習期間: (2力所) 各 約 8週間 〈9時間×40日 ×2力所=720時間〉 (+学内6時間) ■実習者数: 約 1～3人 ■単位数:16単位	

臨床実習概要 ①

区 分	内 容 等
実習科目名	臨床見学実習（※作業療法士というものを少しでもイメージできるようにする実習）
開講年次	１年次
実施時期	８月～９月（作業療法５分野を各半日～１日間程度）
実習期間 及び 単 位	① <u>実習期間</u> ○ 実習オリエンテーション ／ ２時間 ○ 配属実習（実習施設別オリエンテーション含む）／４０時間（５施設） ○ 実習総括レポートの作成指導 ／ １時間 ◎ 全 体 総 括 ／ ２時間 ② <u>単位</u> １単位（４５時間）／学外４０時間＋学内５時間
実 習 先	作業療法士が勤務する広島県内の施設（身障・発達・老年期・精神・地域の５分野）
実習目的	① 学生に「作業療法士」としての志向性を早期から高めさせる。 ② 作業療法士の役割と使命を知ることによって医療専門職者としての職務意識、倫理観などを育成する。
実習目標	① 作業療法士の働く主要５分野について、その業務と実際に把握できる。 ② 自分が目指している作業療法士という職種についてのイメージを具体的に持つことができる。 ③ これから学ぶ履修科目について、作業療法士としての業務と関連付けながら、その必要性を理解できる。
実習内容	<実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする> ① 作業療法士が働く施設の、理念、沿革、運営方針、地域における役割と現状、今後の課題などについて説明を受ける。 ② 作業療法士が働く施設の、設備や備品等を見学し、その使用方法や実際の使用状況について説明を受ける。 ③ 実際の作業療法士の業務、スケジュール、施設内での役割などについて説明を受け、可能であれば実際の業務を見学する。
評価方法	次の①②を併せて総合的に評価する。 ① 出欠状況 ② 実習総括レポートの内容

区 分	内 容 等
実習先との連携協力体制	① 実習の指導体制 本大学「作業療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と「作業療法士臨床実習指導者委員会」を組織して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。 ④ 作業療法学専攻主催の講習会・講演会への参加の呼びかけ ⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進

■実習スケジュール

年次	1 年次								
月	8 月～9 月								
Aグループ (1～3人編成×4～5チーム)	実習オリエンテーション(2時間)	(実習施設別オリエンテーション含む) 配属実習 (40時間)	地域	身障	精神	老年期	発達	実習総括レポートの作成指導(1時間)	全体総括(2時間)
Bグループ (1～3人編成×4～5チーム)			発達	地域	身障	精神	老年期		
Cグループ (1～3人編成×4～5チーム)			老年期	発達	地域	身障	精神		
Dグループ (1～3人編成×4～5チーム)			精神	老年期	発達	地域	身障		

- ① 1年次生(定員／40人)を10人単位で4グループに分け、1グループに1～3人編成(4～5チーム)で各分野の施設等へ上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1施設1～3人程度とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う(0.5時間)。

臨床実習概要 ②

区 分	内 容 等
実習科目名	臨床体験実習（※作業療法士の実際の職場の雰囲気や週単位で体験してみる実習）
開講年次	2 年次
実施時期	8 月～9 月（約 2 週間）
実習期間 及び 単 位	① 実習期間 ○ 実習分野の事前学習指導 / 6 時間 ○ 実習オリエンテーション / 2 時間 ○ 配属実習（実習施設別オリエンテーション含む） / 80 時間（2 週間） ◎ 実 習 報 告 会 / 2 時間 ② 単位 2 単位（90 時間） / 学外 80 時間 + 学内 10 時間
実 習 先	西日本を中心とした医療機関・介護保険施設
実習目的	① 学生に「作業療法士」を目指す者としての意識を高めさせる。 ② 作業療法士としての業務を具体的にイメージできるようにする。 ③ 他職種との連携や協働について、その必要性を理解させる。
実習目標	① 作業療法士を目指す学生として、クライアント及び職員と適切な人間関係を作り維持できる。 ② 作業療法士を目指す学生として、倫理観を持つことができる。 ③ 作業療法士を目指す学生として、自己啓発に努めることができる。 ④ 作業療法部門の業務内容を把握することができる。
実習内容	<実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする> ① 実習施設の役割・機能について学ぶ。 ② 作業療法士の臨床活動を見学し、可能な限り説明を受ける。 ③ 実習指導者の監督の下で、クライアントに接する機会を持つ。 ④ 作業療法部門に関わる管理運営の仕事について説明を受ける。 ⑤ 作業療法士（職業人、専門職）としてのモラルについて学ぶ。 ⑥ 可能であれば、作業療法業務のごく一部分も体験させてもらう。
評価方法	次の①～④を併せて総合的に評価する。 ① 出欠状況 ② 実習先指導者の評価成績 ③ 実習報告書 ④ 実習総括レポートの内容

区 分	内 容 等
実習先との連携協力体制	① 実習の指導体制 本大学「作業療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と「作業療法士臨床実習指導者委員会」を組織して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。 ④ 作業療法学専攻主催の講習会・講演会への参加の呼びかけ ⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進

■実習スケジュール

年次	2 年次			
月	8 月～9 月			
1 グループ (1～3人)	実習分野の事前学習指導(6時間)	実習オリエンテーション(2時間)	配属実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (80時間)	実習報告会(2時間)

- ① 2年次生（定員／40人）を1～3人単位で20～40グループに分け、上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1施設1～3人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（1時間）。

臨床実習概要 ③

区 分	内 容 等
実習科目名	臨床推論実習（※実際にプログラム立案までを行う実習）
開講年次	3 年次
実施時期	2 月～3 月上旬（約 6 週間）
実習期間 及び 単 位	① 実習期間 ○ 実習オリエンテーション / 1 時間 ○ 配属実習（実習施設別オリエンテーション含む） / 2 7 0 時間（6 週間） ◎ 実 習 報 告 会 / 2 時間 ② 単位 6 単位（2 7 0 時間） / 学外 2 7 0 時間（+ 学内 3 時間）
実 習 先	西日本を中心とした医療機関・介護保険施設
実習目的	① 作業療法プログラム立案までの一連の流れを経験し臨床推論の重要性を学ぶ。 ② 臨床推論を織り込んだ作業療法のアセスメント及びその実施手順を理解する。 ③ 実際のクライアントの状況に適合した作業療法評価技術を習得する。 ④ 4 年次配当の「総合臨床実習」に臨む意識を高める。
実習目標	① 医療チームの他のメンバーとの連携状態を理解することができる。 ② 実習を通して理学療法士倫理、医療倫理、生命倫理などの倫理観を身につけることができる。 ③ クライアントとの適切な人間関係を育むことができる。 ④ 各種作業療法評価学で学んだ知識と技術を臨床の場で確認し、指導を受けながら学生なりに応用することができる。 ⑤ 臨床現場で作業療法士が行っている臨床推論の説明を理解することができる。 ⑥ 実習指導者の支援を受けながら、プログラム立案までの臨床推論を学生自身なりに行うことができる。
実習内容	<実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする> ① 可能な限り実習指導者の治療場面に同行し、そのうち最低 1 事例はその臨床推論について説明を受ける。 ② 実習施設で使用されている各種検査測定技術の確認と、その臨床現場での実際の応用方法の説明を受ける。 ③ 実習指導者の監督のもと、実際にクライアントを担当して、学生自身が臨床推論を行い、実際に検査測定及び情報収集を通じた評価を実施する。 ④ 評価結果を考察とともに報告し、評価内容について修正を受ける。 ⑤ 修正を受けた評価結果から、さらに臨床推論した学生によるオリジナルの作業療法計画を立案する。 ⑥ 作成した作業療法計画を、学生自身の臨床推論とともに実習施設で発表し、できるだけ多くの職種からフィードバックを受ける。

区 分	内 容 等
評価方法	次の①～④を併せて総合的に評価する。 ① 出欠状況 ② 実習先指導者の評価成績 ③ 実習報告書 ④ 実習報告会の内容
実習先との連携協力体制	① 実習の指導体制 本大学「作業療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と「作業療法士臨床実習指導者委員会」を組織して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。 ④ 作業療法学専攻主催の講習会・講演会への参加の呼びかけ ⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進

■実習スケジュール

年次	3 年次		
月	2 月～3 月上旬		
1 グループ (1～3人)	実習オリエンテーション(1時間)	配属実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (270時間)	実習報告会(2時間)

- ① 3 年次生（定員／40 人）を 1～3 人単位で 20～40 グループに分け、上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則 1 施設 1～3 人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の 1 日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（1 時間）。

臨床実習概要 ④

区 分	内 容 等
実習科目名	総合臨床実習（※実際に作業療法のプロセスすべてを行う実習）
開講年次	4 年次
実施時期	4 月～2 月（約 8 週間× 2 カ所）
実習期間 及び 単 位	① <u>実習期間</u> ○ 実習オリエンテーション / 2 時間 ○ 第 1 期配属実習（実習施設別オリエンテーション含む） / 3 6 0 時間（8 週間） ○ 第 2 期配属実習（実習施設別オリエンテーション含む） / 3 6 0 時間（8 週間） ○ 第 3 期配属実習（実習施設別オリエンテーション含む） / 3 6 0 時間（8 週間） ※上記 3 期のうち 2 期分を選択 ◎ 実 習 報 告 会 / 4 時間 ② <u>単位</u> 1 6 単位（7 2 0 時間） / 学外 7 2 0 時間（+ 学内 6 時間）
実 習 先	西日本を中心とした医療機関・介護保険施設
実習目的	① 臨床推論実習を基礎とし、次の段階として作業療法を実施、再評価できるまでの能力を育成する。 ② 一連の作業療法プロセス実施体験を通して将来の作業療法を発展させる研究課題を見出す。
実習目標	① クライアントの全人格的で適切な評価を行い、課題をアセスメントできる。 ② クライアントの立場に立ち全人格を尊重したアプローチを可能とする能力を持てる。 ③ クライアントの変化に応じた作業療法計画を変更できる能力を持てる。
実習内容	<実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする> ① 実習指導者の担当するクライアントについての臨床推論の説明を受け理解する。 ② 担当したクライアントの評価計画を、選択の妥当性や優先性の理由も考察した上で立案する。 ③ 評価計画に沿った検査測定、情報収集などを適切に実施する。 ④ 評価結果を整理・分析・統合し、介入目標を設定して作業療法計画を立案する。 ⑤ 計画に基づき作業療法を実施し、状態の変化に応じて適切な計画変更を行う。 ⑥ 上記に関して適切に記録、報告（書面及び口頭）を行う。
評価方法	次の①～④を併せて総合的に評価する。 ① 出欠状況 ② 実習先指導者の評価成績 ③ 実習報告書 ④ 実習報告会の内容

区 分	内 容 等
実習先との連携協力体制	① 実習の指導体制 本大学「作業療法学専攻」の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と「作業療法士臨床実習指導者委員会」を組織して、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。 ④ 作業療法学専攻主催の講習会・講演会への参加の呼びかけ ⑤ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進

■実習スケジュール

年次	4 年次					
月	4 月～2 月					
1 グ ル ー プ (1～3人)	実習オリエンテーション(2時間)	第1期配属実習 (実習施設別 オリエンテーション含む) (360時間) 4・5月	移動日	第2期配属実習 (実習施設別 オリエンテーション含む) (360時間) 6・7月	移動日	第3期配属実習 (実習施設別 オリエンテーション含む) (360時間) 8・9月 実習報告会(4時間)

- ① 4年次生（定員／40人）を1～3人単位で20～40グループに分け、上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則1施設1～3人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（1時間）。
- ④ 実習については3期間の内、2期を選択する。

広島国際大学学部長会議規定

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学学則第7条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学学部長会議(以下「学部長会議」という)の構成、協議事項、審議事項、運営等必要な事項を定める。

(構成)

第2条 学部長会議は、つぎの者をもって構成する。

- イ 学長
- ロ 副学長
- ハ 学部長
- ニ 学生支援センター長
- ホ 呉学生支援センター長
- ヘ 入試センター長
- ト 学長室長
- チ 図書館長
- リ キャリアセンター長
- ヌ 国際交流センター長

(協議事項)

第3条 学部長会議は、つぎの事項を協議する。

- イ 学生の入学および卒業にかかる基本方針に関すること
- ロ 帰国子女学生、外国人留学生および特別履修生の入学にかかる基本方針に関すること
- ハ 年間行事予定に関すること
- ニ 授業時間割の編成にかかる基本方針に関すること
- ホ 教育研究上の重要な事項および教育研究の振興に関すること
- ヘ 学内規定の制定・改廃に関すること
- ト 各学部間の連絡調整に関すること
- チ 学長が諮問した事項に関すること
- リ その他管理運営上の重要な事項に関すること

(審議事項)

第4条 学部長会議は、つぎの事項を審議する。

- イ 学則および重要な教学にかかる規定に関する事
- ロ 教育組織の新設および改廃に関する事
- ハ 名誉教授の称号授与等に関する事
- ニ 教員の留学に関する事
- ホ 理事会に付議する案件(教員の任免を除く)に関する事
- ヘ その他学長が諮問した事項に関する事

(報告事項)

第5条 学部長会議には、つぎの事項を報告するものとする。

- イ 大学にかかる理事会決定事項に関する事
- ロ 教授会および各委員会で協議または審議した事項に関する事

(招集および議長)

第6条 学長は、学部長会議を招集し、議長となる。

- 2 学長に事故があるときまたは欠けたときは、学長の指名した副学長が議長となり、議長の職務を行う。

(学部長会議の庶務)

第7条 学部長会議の庶務は、学長室庶務課で取り扱う。

(運営細則)

第8条 この規定の定めるもののほか、学部長会議の運営に関し必要な事項は、学部長会議の議を経て学長が定める。

(規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は、学長および学部長会議の意見を聞き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2008年4月1日から施行する。

広島国際大学保健医療学部教授会規定

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学学則第8条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学保健医療学部教授会(以下「教授会」という)の構成、協議事項、審議事項、運営等必要な事項を定める。

(構成)

第2条 教授会は、つぎの者をもって構成する。

- イ 保健医療学部長(以下「学部長」という)
- ロ 保健医療学部教授(特任教授を含む)

2 学部長は、教授会の議を経て、設置学科から各1名の准教授を教授会に加えることができる。

3 前項に定める准教授の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議事項)

第3条 教授会は、保健医療学部の教育研究上のつぎの事項を協議する。

- イ 卒業の判定に関すること
- ロ 単位の認定および学業評価に関すること
- ハ 学生の留学に関すること
- ニ 学生の転学部・転学科に関すること
- ホ 学部内の教育・研究に関すること
- ヘ 学部内の教学にかかる申合せ事項に関すること
- ト 授業時間割の編成に関すること
- チ 授業担当者の決定に関すること
- リ 学長または学部長が諮問した事項に関すること
- ヌ その他保健医療学部の重要な事項に関すること

(審議事項)

第4条 教授会は、保健医療学部の教育研究上のつぎの事項を審議する。

- イ 学則および重要な教学にかかる規定に関すること
- ロ 教育組織の新設および改廃に関すること

- ハ 学生の入学に関すること
- ニ 研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生および帰国学生の入学に関すること
- ホ 大学の年間行事予定および授業計画その他の大学の教育方針に関すること
- ヘ 名誉教授の称号授与等に関すること
- ト 教員の留学に関すること
- チ その他学長または学部長が諮問した事項に関すること

(報告事項)

第5条 学部長は、教授会に組織規定第99条第1項に定める学部長会議および各委員会で協議または審議したつぎの事項を報告するものとする。

- イ 学部長会議で決定した保健医療学部に関すること
- ロ 教員の人事に関すること
- ハ 入学試験の判定基準および要綱に関すること
- ニ 学生の表彰および懲戒に関すること
- ホ その他各委員会で審議した保健医療学部に関すること

(招集および議長)

第6条 教授会は、定例に学部長が招集し議長となる。

- 2 学部長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ学部長が指名した教授が議長となり、議長の職務を行う。
- 3 第2条に定める教授会構成員(以下「構成員」という)の3分の1以上の者から、議題を示して請求があれば、学部長は、その招集を決定しなければならない。
- 4 第1項および前項のほか、学部長は必要ある場合、臨時に教授会を招集することを妨げない。

(定足数および表決)

第7条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 教授会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議題の事前提出)

第8条 教授会に議題を提出しようとする者は、あらかじめその要領を文書で学部長に提出しなければならない。

- 2 学部長は、教授会の議に付すべき事項を、主管部署の審議を経たうえで速やかに教授

会に提出する。ただし、大学全体の運営に影響を及ぼす事項については、あらかじめ学部長は、学長と協議するものとする。

- 3 教授会の席上、緊急に提案された議題は、即決することができない。ただし、軽易なものおよび出席者の全員が承認したものについては、この限りでない。

(議事録の作成および呈示)

第9条 議長は、学部事務室責任者に会議の次第および出席者の氏名等を記載した議事録を作成させなければならない。

- 2 議事録は、学部事務室で保管し、構成員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(関係職員の出席)

第10条 議長は、必要があると認めたとき、構成員以外の職員を教授会に出席させ、議事に関し、これに説明をさせまたは意見を述べさせることができる。ただし、表決に加えることはできない。

(欠席届および議事録による了知)

第11条 教授会に欠席する者は、欠席届をあらかじめ学部事務室を経て学部長に提出しておかなければならない。

- 2 教授会に欠席した者は、その経緯を議事録によって了知するものとする。

(教授会の庶務)

第12条 教授会の庶務は、学部事務室で取り扱う。

(運営細則)

第13条 この規定に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

(規定の改廃)

第14条 この規定の改廃は、学長ならびに学部長会議および教授会の意見を聞き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2008年4月1日から施行する。
- 3 保健医療学部看護学科に関する事項は、看護学部教授会で協議、審議または報告する。

広島国際大学学位規定（案）

第1章 総則

（趣旨）

- 第1条 この規定は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、広島国際大学大学院（以下「本大学院」という）学則第25条および広島国際大学（以下「本大学」という）学則第31条の規定に基づき、本大学において授与する学位、論文審査の方法、試験および学力の確認方法その他学位に関して必要な事項を定める。

第2章 学位の授与要件

（学位）

- 第2条 本大学において授与する学位は、博士、修士、修士（専門職）および学士とし、つぎのとおりとする。
- 博士（医療工学）
 - 博士（臨床心理学）
 - 修士（看護学）
 - 修士（医療工学）
 - 修士（医療福祉学）
 - 修士（医療経営学）
 - 修士（コミュニケーション学）
 - 修士（感性デザイン学）
 - 修士（建築・環境学）
 - 修士（情報通信学）
 - 臨床心理修士（専門職）
 - 学士（診療放射線学）
 - 学士（臨床工学）
 - 学士（理学療法学）
 - 学士（作業療法学）
 - 学士（医療福祉学）
 - 学士（医療経営学）
 - 学士（臨床心理学）
 - 学士（コミュニケーション心理学）
 - 学士（住環境デザイン学）
 - 学士（情報通信学）
 - 学士（看護学）
 - 学士（薬学）

(博士の学位授与要件)

第3条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士課程を修了した者に授与する。

- 2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という)された者にも授与することができる。

(修士の学位授与要件)

第4条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士前期課程または修士課程を修了した者に授与する。

(修士(専門職)の学位授与要件)

第4条の2 修士(専門職)の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与要件)

第5条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本大学を卒業した者に授与する。

第3章 学位論文の審査方法

第1節 課程修了による博士および修士の学位論文審査方法

(博士論文審査の申請)

第6条 本大学院博士課程の学生が博士論文の審査を申請しようとするときは、博士論文審査申請書に博士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第5項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

- 2 博士論文は、自著1篇とする。ただし、博士論文の内容に関連のある参考資料を添付することができる。
- 3 研究科長は、審査のため必要があるときは、博士論文の訳文、模型または標本等を提出させることができる。
- 4 博士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。
- 5 論文審査手数料は、50,000円とする。

(修士論文審査の申請)

第7条 本大学院博士前期課程または修士課程の学生が修士論文の審査を申請しようとするときは、修士論文審査申請書に修士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第3項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

- 2 修士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。
- 3 論文審査手数料は、10,000円とする。

(学位論文審査)

第8条 研究科長は、第6条第1項または前条第1項の申請書を受理したときは、学位論文を研究科委員会の審査に付さなければならない。

(審査委員)

第9条 研究科委員会は、審査に付する論文ごとにその論文の内容に応じた研究分野および関連分野担当の教員のうちから主査1名、副査2名以上の審査委員を選出する。この場合において、1名は原則として指導教員とする。

2 研究科委員会は、学位論文審査のため必要があると認めるときは、他の大学院または研究所等の教員等を前項に規定する審査委員とすることができる。

3 審査委員は、学位論文の内容について審査するとともに最終試験を行うものとする。

(最終試験の方法)

第10条 最終試験は、学位論文を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員は、学位論文の審査および最終試験が終了したときは、その学位論文審査の要旨、最終試験の結果の要旨および審査上の意見を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第12条 研究科委員会は、修得単位、学位論文の審査および最終試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について合格または不合格を議決する。

2 研究科委員会は、前項に規定する議決を行う場合には、委員会構成員(海外出張者、休職者および長期欠勤者等を除く)の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数の同意をもって議決する。

(審査結果の報告)

第13条 研究科長は、研究科委員会が前条第1項の規定により合格または不合格を議決したときは、その結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

第2節 論文提出による博士の学位論文審査方法

(論文提出による博士の学位請求の申請)

第14条 本大学院の学生以外の者が、第3条第2項により博士の学位を請求しようとするときは、学位申請書に博士論文、論文目録、論文要旨、履歴書および論文審査手数料100,000円を添え、学長に提出しなければならない。

2 本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するとき

も、前項の規定による。ただし、退学後3年以内に博士論文を提出する場合の論文審査手数料は50,000円とする。

- 3 第1項の博士論文を提出する場合の参考資料の添付および提出部数等については、第6条第2項から第4項までの規定を準用する。

(博士論文審査)

第15条 学長は、前条第1項の学位申請書を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託しなければならない。

- 2 研究科委員会は、前項の付託に基づき博士論文の審査を行うものとする。
- 3 前項の博士論文の審査は、学位申請書を受理した日から1年以内に終了しなければならない。
- 4 審査委員、試験の方法および審査結果の報告については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(学力の確認)

第16条 第3条第2項の学力の確認は、研究科委員会において委嘱された教員が行うものとする。

- 2 学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目および外国語について、口述または筆記により行うものとする。
- 3 本大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ退学した者が、博士論文を提出したときは、研究科委員会で定める年限内に限り、第1項に定める学力の確認を行わないことができる。

(授与資格の認定)

第17条 研究科委員会は、博士論文の審査、試験および学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という)について審議のうえ、合格または不合格を議決する。

- 2 前項の議決を行う場合の定足数等については、第12条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の審議結果の学長への報告については、第13条の規定を準用する。

第4章 専門職学位課程修了の認定

(課程修了の認定)

第17条の2 本大学院専門職学位課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者には、専門職学位課程委員会の議を経て、学長が課程修了を認定する。

第5章 学位の授与等

(学位の授与)

第18条 学長は、博士および修士の学位について、第12条第1項または第17条第1項の議決を経て、課程修了または授与資格の認定を行い、当該学位を授与する。

- 2 学長は、修士(専門職)の学位について、第17条の2により、当該学位を授与する。

- 3 学長は、学士の学位について、本大学学則の定めるところにより、当該学位を授与する。
- 4 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。
- 5 修士および修士(専門職)の学位記の授与は、毎年3月および9月とし、博士の学位授与日は、学位授与判定の日とする。

(学位名称の使用)

第19条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「広島国際大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第20条 学長は、博士、修士、修士(専門職)または学士の学位を授与された者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、研究科委員会(専門職学位課程においては専門職学位課程委員会(以下「研究科委員会等」という))または教授会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

イ 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

ロ 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき

- 2 前項の研究科委員会または教授会の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第6章 博士論文の公表

(博士論文要旨等の公表)

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3カ月以内に、その博士論文の内容の要旨および博士論文審査結果の要旨を公表するものとする。

(博士論文の印刷公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その博士論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、学長は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前各項の規定により博士論文を公表する場合には、第1項については博士論文に「広島国際大学審査学位論文(博士)」、前項については博士論文の要旨に「広島国際大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

第7章 その他

(学位論文等の返付)

第23条 受理した学位論文および納付された審査手数料は、理由の如何を問わずこれを返付しない。

(学位記等の様式)

第24条 学位記の様式は、様式第1から第5までのとおりとし、論文審査申請書、学位申請書、論文目録および履歴書の様式については、別に定める。

(細則)

第25条 この規定に定めるもののほか、学位論文の提出時期および審査の期限ならびに試験等学位審査に関し必要な事項は、研究科委員会において別に定める。

(規定の改廃)

第26条 この規定の改廃は、博士、修士および修士(専門職)の学位に関する条項については大学院委員会、研究科委員会等、学士の学位に関する条項については教授会、学部長会議および学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2011年4月1日から施行する。
- 3 2010年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。

様式第1

第3条第1項の規定により授与する学位記の様式

	学位記 ○博甲第 号 氏名 大学印 年 月 日生 本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ博士論文の審査および最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する 論文題目 年 月 日 広島国際大学長 印	
--	---	--

備考 規格は、A4判とする。

様式第2

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

	○博乙第 号 学位記 氏名 大学印 年 月 日生 本学に下記の博士論文を提出しその審査および試験に合格し所定の学力を有するものと認められたので博士(○○)の学位を授与する 論文題目 年 月 日 広島国際大学長 印	

備考 規格は、A4判とする。

様式第3

第4条の規定により授与する学位記の様式

	○修第 号 学位記 氏名 大学印 年 月 日生 本学大学院○○研究科○○専攻の○○課程において所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ修士論文の審査および最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する 年 月 日 広島国際大学長 印	

備考 規格は、A4判とする。

様式第4

第4条の2の規定により授与する学位記の様式

	○修専第 号 学位記 氏名 大学印 年 月 日生 本学大学院○○研究科○○専攻の専門職学位課程において所定の単位を修得したので○○修士(専門職)の学位を授与する 年 月 日 広島国際大学長 印	

備考 規格は、A4判とする。

様式第5

第5条の規定により授与する学位記の様式

	○学第 号 卒業証書・学位記 氏名 大学印 年 月 日生 本学○○学部○○○学科所定の課程を修めたことを認める 広島国際大学○○学部長 印 本学○○学部長の認定により本学を卒業したことを認め学士(○○)の学位を授与する 年 月 日 広島国際大学長 印	

備考 規格は、A4判とする。

広島国際大学教員選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広島国際大学教職員任用規定第8条に定める広島国際大学(以下「本学」という)の教育職員の職階の任用に関して必要な選考基準を定める。

(教授の資格)

第2条 教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見および研究上の指導能力をもち、かつ、研究上の業績が著しいと認められる者
- ロ 教育研究上の業績が前号の者に準じると認められる者
- ハ 大学において、10年以上准教授(助教授を含む)としての経歴があり、教育研究上の業績が著しいと認められる者
- ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学教授の資格があると認められた者
- ホ 体育・芸術等については、特殊な技能に秀で、教育の経歴のある者
- ヘ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(准教授の資格)

第3条 准教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 前条に規定する教授となることのできる者
- ロ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有し、研究上の業績があると認められる者
- ハ 大学において、5年以上専任講師としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ニ 研究所・試験所・医療機関等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- ホ 大学設置・学校法人審議会において、大学准教授(助教授を含む)の資格があると認められた者
- ヘ 体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育の経歴のある者

- ト 専攻分野について、優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(講師の資格)

第4条 講師に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 前条に規定する准教授となることのできる者
- ロ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者
- ハ 大学において、3年以上助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学講師の資格があると認められた者
- ホ 体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育上の能力があると認められる者
- ヘ 専攻分野について、知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(助教の資格)

第4条の2 助教に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 前条に規定する講師となることのできる者
- ロ 修士の学位または専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者
- ハ 大学において、助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学助教の資格があると認められた者
- ホ 専攻分野について、知識および経験を有し、教育上の能力があると認められた者

(助手の資格)

第5条 助手に任用することのできる者は、修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者でなければならない。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を特別に選考のうえ任用することができる。

- イ 大学助手の経歴を有する者
- ロ 短期大学または高等専門学校で准教授(助教授を含む)、専任講師もしくは助

手の経歴を有する者

- ハ 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有する者
- ニ 前3号に準じる学識または技能をもち、教育の能力があると認められる者

(教務職員の資格)

第6条 教務職員に任用することのできる者は、教育・研究機器の準備、操作および指導に必要な技能と知識を有する者で、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。

- イ 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有する者
- ロ 前号と同等以上の学識または技能があると認められる者

(基準の改廃)

第7条 この基準の改廃は、学長および学部長会議の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この基準は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正基準は、2010年4月1日から施行する。ただし、同日以降に任用する者については、その任用手続時から適用する。
- 3 この基準は、学部および学科が完成年度を終了するまでの間は、適用しない。